

第9卷第1号

# 新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

# 目 次

## 総 説

里見 佳香

刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に関する一考察

－国際人権法の観点から－ …………… (1)

## 原 著

斎藤 まさ子・本間 恵美子・内藤 守・田辺 生子・佐藤 亨・小林 理恵

ひきこもる人が社会との再会段階から就労を決断するまでの

心理社会的プロセス…………… (11)

中村 恵子

発達障害者の障害受容の心理社会的プロセスに関する調査研究…………… (21)

## 研究報告

海老田 大五朗・佐藤 貴洋・藤瀬 竜子

障害者が使用するミシンのデザイン

－協働実践としてのデザイン－ …………… (33)

渡辺 優子

5歳児のわらべうたの短期記憶再生音声の分析…………… (45)

渡邊 路子・田辺 生子・伊豆 麻子・坪川 トモ子

ケースメソッドを取り入れた公衆衛生看護技術演習の効果と課題…………… (53)

小島 さやか・小林 祐子・帆苺 真由美・小林 理恵・清水 理恵

周手術期看護学実習における手術室実習の満足度を高める要因

－実習状況および手術室看護師・教員の指導との関連－ …………… (63)

## 資 料

海老田 大五朗

農福連携のコーディネイト

－新潟市障がい者あぐりサポートセンターでのインタビュー－ …………… (73)

平成27年度新潟青陵学会定例総会 議事録 …………… (85)

平成28年度新潟青陵学会臨時総会 議事録 …………… (88)

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・様式1～3…………… (89)

投稿に必要な書類様式…………… (94)

# 刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に関する一考察

—国際人権法の観点から—

里 見 佳 香

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Some thoughts concerning presumption of innocence

- In light of human rights law -

Yoshika Satomi

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

## 要旨

起訴後の刑事被告人がいわゆる手錠・腰縄を身につけ捕縛された状態で公判廷に入る取扱いについては、かねてより無罪推定の原則を侵し得るとの指摘がなされてきた。実際に、市民が職業裁判官とともに合議体を形成する裁判員裁判においては、一般市民である裁判員の心証に影響し得るとの理由に基づき、裁判官および裁判員の入廷前にこれらを外せる運用が行われている。それでは、それ以外の刑事事件につき手錠・腰縄をなす現措置には問題があるか。国際法・国際人権法の観点から一考察をなした。その結果、該措置は日本が批准する国際人権規約等の規定に違反する可能性があり、また国内法解釈においても問題があることがわかった。

なお本稿は、「法廷内の手錠・腰縄は許されるのか?～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利」と題して平成28年1月16日に催された大阪弁護士会主催シンポジウムで講演した内容を基に加筆修正したものである。

## キーワード

無罪推定、国際人権法、手錠・腰縄措置

## Abstract

As has often been noted, it seems that the criminal defendant after indictment is bound by the "handcuffs /leash" when he or she enter the court is a violation of the principle of presumption of innocence. In fact, in a Lay judges in Japan, during the trial before the judges and citizen judges, they have been removed "handcuffs / leash". This is because "handcuffs / leash" may affect the free conviction of general citizens. Then, is there any problem with the current system using "handcuffs / leash" for criminal cases other than the cases by lay judges? I tried to investigate this problem from the perspective of international law and international human rights law. As a result, it turned out that the "handcuffs / leash" measures violate the provisions of International Covenants on Civil and Political Rights. Also, this measure is proved to be problematic even from the perspective of domestic laws.

In addition, this paper is based on my speech at a symposium "Handcuffs in the court · leash are allowed? ~ Moral rights of criminal defendants / right to be guilty -", hosted by the Osaka Bar Association held on January 16, 2008.

## Key words

presumption of innocence, International human rights law, the measures of handcuffs and leash

## I はじめに

起訴後の刑事被告人がいわゆる手錠・腰縄を身につけ捕縛された状態で公判廷に入る取扱いについては、かねてより無罪推定の原則を侵し得るとの指摘がなされてきた。実際に、市民が職業裁判官とともに合議体を形成する裁判員裁判においては、一般市民である裁判員の心証に影響し得るとの理由に基づき、裁判官および裁判員の入廷前にこれらを外せる運用が行われている。それでは、それ以外の刑事事件につき手錠・腰縄をなす現制度には問題があるか。国際法・国際人権法の観点から一考察をなしたい。

なお本稿は、「法廷内の手錠・腰縄は許されるのか?～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～」と題して平成28年1月16日に催された大阪弁護士会主催シンポジウムで講演した内容を基に加筆修正したものである<sup>1) 2) 注1)</sup>。

## II 国際法と刑事被告人の人権、無罪推定原則

はじめに、国際法における無罪推定原則につき基本事項を確認しておく。国際法の中でも主に用いられる条約とは、「二国以上の間において文書により取り結ぶ合意」、とりわけ既存の法に従った合意を指す。これら条約適用のルールについて定める条約法条約は、その前文で「合意は守られなければならない」という原則を確認している<sup>注2)</sup>。本原則はいわば国際法の公理であり、国際法主体間、例えば主権国家間の合意法たる国際法が拘束力をもつことの根拠を示している。また、効力を生じた条約は、かかる基本原理にしたがって当事国を拘束し、当事国はこれを誠実に履行する義務を負う。さらに、条約義務を免れる根拠として自国の国内法を援用し得ないことは、同27条が定めており、国際判例でも十

分確立しているといえる<sup>注3)</sup>。つまり、日本は自らが取り結んだ条約を遵守する法的義務を負う。

条約に対する一般的受容体制をとる日本においては、条約は批准・公布されればすべて国内的効力をもつ。批准とは、日本がこれから結ぼうとする条約の内容に拘束されることに最終的に合意することを指し、具体的には内閣が行い、国会が承認する手続きをいう。批准後の条約は、日本の国法体系においては、日本国憲法の下位、法律の上位に位置すると考えられている。したがって条約とは、憲法のコントロールを受けつつ、法律に優位する地位を与えられ、適用される法を指す。

本稿の主なテーマである無罪推定の原則については、日本法が定めるものと、上記条約のような国際法が定めるものがある。日本法における本原則は、刑事上の罪を問われている者が、公正な裁判における法によって有罪とされるまでは、あるいは有罪とされなければ、無罪と推定される権利をもつことを意味する。本原則は嫌疑をかけられた瞬間に適用され、上告後、最終判決で有罪が確定した時点で無効となる。したがって刑事訴訟において検察は、被告人の有罪を証明する必要があり、合理的な疑問が残る場合は有罪としてはならないのである。

日本法における無罪推定原則と、国際法におけるそれとの基本的な理解に違いはない。しかし、強いていうならば、細かな理解には多少の差異がみとめられよう。

まず、国際法には無罪推定を定める明文規定が存在するのに比して、国内法にはそれがない、ということがあげられる。後述する自由権規約14条2項が定めるような無罪推定原則は、日本の法文上、直接的な表現としては見当たらない。しかし、日本の無罪推定原則は、日本国憲法31条の保障する「適正手続」に内在するものであると理解されており、憲法を根拠として、刑事訴訟法336条などで活

かされている<sup>注4)</sup>。

次に、国際法は広義の無罪推定を、国内法は狭義の無罪推定を定める性格が強いという差異があげられる。国内法にいう無罪推定とは、具体的には刑事訴訟法336条などが示す、刑事裁判における立証責任の所在を示す原則である<sup>注5)</sup>。これは、「検察官が被告人の有罪を証明しない限り、被告人に無罪判決が下される」、つまり「被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない」という意味で用いられることが殆どである。換言すると、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を表明するような運用が主流となっている。

国内法における運用に比して、国際法・国際人権法にいう無罪推定は、広義の無罪推定原則を示す傾向がある。すなわち、有罪判決が確定するまでは「何人も」犯罪者として取り扱われず、したがってそのような法的地位にある者として取り扱われる権利を有することを意味することが多い。後述の自由権規約14条2項を始めとして、欧州人権条約等の主要な人権条約は、無罪推定の権利の主体を「刑事上の罪に問われているすべての者」としており、これは刑事被告人だけでなく、その前段階にある被疑者をも含む。すなわち、国際法にいう無罪推定の対象は「人」であり、無辜の市民一般にまで対象を広げて想定されている。これらの意味において、両者に差異はあるといえよう。

### Ⅲ 日本の手錠・腰縄制度に関連し得る国際法規の例

次に、日本における刑事被告人の手錠・腰縄問題に関連し、対応し得る国際人権規範について考えてみたい。これには多数あるが、まず、条約以外の国際文書で、被拘禁者の権利やその処遇に関してとりきめたものを挙げる。例えば、被拘禁者処遇最低基準規則や被拘禁者保護原則等がこれにあたる。いずれも

国連が採択した文書である。

被拘禁者処遇最低基準規則は1955年に採択されたものであるが、最近、2015年5月に改訂され内容が拡充された。故ネルソン・マンデラに敬意を表して、通称「マンデラ・ルール」と呼ばれている。関連し得る主な条文を抜粋する。

#### 国連被拘禁者処遇最低基準規則

##### 規則47（拘束具）

「1. 鎖、かせ、その他の本質的に品位を傷つけ又は苦痛を伴う拘束具の使用は禁止される。

2. 他の拘束具は、法によって認められ、かつ、以下の状況においてのみ使用される。

(a)被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。(b)被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって。このような場合には、施設の長は、直ちに医師又はその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し、かつ上級行政官庁に報告しなければならない。」

##### 規則48（拘束具）

「1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a)拘束具は、制限されない動きによって生じる危険に対処する、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。(b)拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならない。(c)拘束具は、必要な時間のみ用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険が

もはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。」

#### 規則49（拘束具）

「刑事施設当局は、拘束具を科す必要性を回避し、あるいは、拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し、かつ、こうした技術を用いる訓練を提供すべきである。」

これらのルールを読むと、刑事被告人に対する手錠・腰縄措置が、単に合法であるだけでは足りず、非常に限定的な状況下においてのみ、例外的に許されるべき措置であることは明らかである。日本の現行制度が上記ルールに沿ったものかどうか、再考する必要があるだろう。

1988年12月9日に第43回国連総会で採択された「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（国連被拘禁者保護原則）」は、以下のように定める。

#### 国連被拘禁者保護原則

##### （本原則の適用範囲）

「以下の原則は、あらゆる形の拘禁又は受刑のための収容状態にあるすべての人の保護のために適用される。」

##### 原則36

「1. 犯罪の嫌疑をうけて拘禁又は訴追されている者は、無罪と推定され、防禦に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判で、法に従い有罪と証明されるまでは、無罪として処遇されなければならない。

2. 上記の者の逮捕又は捜査、公判終了までの拘禁は、法の定めた根拠、条件及び手続の下に、司法の執行の必要性のためにのみ行われる。

上記の者に対する制限の強制は、厳格に拘禁の目的か、捜査過程への妨害の阻止か、司

法の執行のために必要であるか、もしくは収容施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合以外、禁止される。」

公判廷における刑事被告人に対する手錠・腰縄の強制は原則3の2「上記の者に対する制限の強制」に該当し得るが、本「制限の強制」が許容されるためには、「厳格に拘禁の目的か、捜査過程への妨害の阻止か、司法の執行のために必要であるか、もしくは収容施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合」に限定される。「場合」という言葉が用いられていることから、該強制は単に合法であるのみならず、個別の状況に照らしてその正当性が判断されることを想起させる。

これらの規則等は非拘束的文書ではあるものの、現在においては慣習国際法となっているとする学説もある。基本的に批准等の手続きを行った国のみ適用される条約とは異なり、慣習国際法はすべての国家に普遍的に適用される国際法の法源である。同規則が現に慣習国際法に該当するといえるほどにまで普遍性をもつかどうかはさておき、国際社会に承認された具体的なルールをみておくことには意義がある。

その他の条約以外の国際法規には以下のものもあるので、参考までに例をあげる。

- ・世界人権宣言（1948）
- ・被拘禁者の社会的身分に関する勧告（1981）
- ・拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰から被拘禁者及び被抑留者を保護するための、保健要員特に医師の役割に関係のある医療倫理の原則（医療倫理原則）（1982）

次に、拘束力のある条約に関連するものを見る。これには、1966年に国連で採択され、76年に効力発生した多数国間条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約（日本

独特の呼称として「B規約」と呼ばれることもある。本稿では以降「自由権規約」とする)が主となると思われる。日本は1979年6月に批准書を寄託し、同年9月21日に国内で発効している<sup>注6)</sup>。条約の内容はとりきめられるだけでなく、実際に履行されねば意味を成さない。自由権規約を実施するための専門機関として設置された委員会のことを、以降「自由権規約委員会」と呼ぶ。

それでは関連する規約条文をみてみよう<sup>注7)</sup>。

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約

### 7条【拷問又は残虐な刑の禁止】

「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」

### 10条【自由を奪われた者及び被告人の取扱い】

「1. 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

2. (a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。」

### 14条【公正な裁判を受ける権利】

「1. すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

2. 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」

前述の被拘禁者処遇最低基準規則47の1.

も示すように、手錠腰縄措置は、規約7条のうち「品位を傷つける取扱い」に該当する可能性がある。同文の規定をもつ欧州人権条約<sup>注8)</sup>が述べているとおり、人の地位、立場、名声または人格をおとしめる行為であって、それが一定の程度に達するときには、7条が禁ずる「品位を傷つける取扱い」となる。すなわち、国家が行う裁判の過程においてそのような行為がみとめられたときは、規約に違反する。純粹に精神的な苦痛も「品位を傷つける取扱い」となり得るから、刑事被告人本人が手錠腰縄措置により受けた精神的苦痛という観点からの考慮が必要である。

一点付加すると、自由権規約委員会は過去、通報番号1806事件において「息子*Djamel Saadoun*の失踪によって引き起こされた苦しみとストレス」を根拠に、その親についても7条違反の被害者であることを認めたことがある<sup>注9)</sup>。このことを考えると、たとえば子や配偶者が法的には未だ無罪であるにもかかわらず、手錠腰縄を身につけた姿を衆目に晒さざるを得なかった場合、該措置は本人の人権を侵害するだけでなく、子や配偶者のそのような姿にショックを受け、苦悩とストレスを負うこととなった親または一方配偶者などについても7条違反、特に品位を傷つける取扱いが認定される可能性がある。

翻って無罪推定の原則を考えるに、未決被拘禁者は法的に無罪なのであるから、可能な限り拘禁されていないときの社会生活に近接した生活条件を保障されなければならない、本人の権利は最大限に守られるべきことになる。自由権規約10条は、【自由を奪われた者及び被告人の取扱い】として、まず1項で、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」として、一般原則を定めている。この規定自体は、基本的には受刑者の外部交通権の制限などで問題にされることが多いが、本稿の趣旨からは、主に2項(a)との組み合わせで論じ

られる。すなわち、2項は、被告人の無罪推定の権利を処遇の面で確保する規定である。Nowakによると、本項は正式に告発を受けた者だけでなく、身体を拘束された被疑者・被告人すべてに適用される規定である<sup>注10</sup>。実際、自由権規約委員会は一般的意見21において、本規定が、有罪とされるまでは無罪の推定を受ける権利を享有する、これらの人々すべての地位を強調するものであると述べている<sup>注11</sup>。10条2項(a)にいう「分離」とは、物理的に異なる場所に置かれるだけでなく、法的地位の差異に基づき相応に取り扱われるという、実際上の処遇を受ける権利をも含んでいる。

これらをふまえ、次に、14条【公正な裁判を受ける権利】をみてみよう。14条1項の規定は、被告人の公正な裁判を受ける権利を保障するものであり、また同2項は、無罪の推定を受ける権利を定めるものである。自由権規約委員会は一般的意見13において以下のとおり述べている。「この14条2項の無罪推定は、裁判官に対する義務規定にとどまらず、すべての公的機関に対して、裁判の結果に予断を与えることを慎む義務を課す」と<sup>注12</sup>。すなわち、裁判官や裁判員は、いかなる場合も先入観をもたないよう求められている。

以上、主に条文解釈に関する委員会の実行について述べた。刑事被告人の手錠腰縄措置に類推し得る最近の例としては、2005年の通報番号1405・プストポイト (Pustovoit) 対ウクライナ事件がある<sup>注13</sup>。これは、ウクライナの最高裁判所での公判中、刑事被告人が金属製の檻に入れられた上で、さらに後ろ手に手錠をかけられていた事実について、規約7条の品位を傷つける取扱い、および14条の公正な裁判を受ける権利の違反が認められたものである。自由権規約委員会によれば、該措置は裁判所の規律を守り、保安上の要請を満たすために必要なものであったとはいえ、またウクライナは当時、本人の尊厳に両立し得るような他の代替手段がなかったことも、

さらに本人がそのようにせねばならないような危険な犯罪者であったことも証明できなかったと述べた。そのような意味で7条違反認定がなされたのであるが、一方、本人が最高裁判所による審問の間だけでなく、裁判記録謄本の検討中にも手錠をかけられていたことが、14条3項(b)にいう、人が防御の準備のために十分な便益を与えられる権利が侵されたという意味においても14条3項(b)違反が認定され、また、14条1項が求める公正な審理に影響する品位を傷つける取扱いがあったという意味で、14条1項に関連した7条違反がまた認定されている<sup>注14</sup>。本件は公判中の手錠および入檻事例ということで、厳密に日本の制度に当てはめることはできない。しかし、ひとつの示唆として示しておこう。

これまでに示したとおり、無罪推定の原則は、単に証拠法上のルールとしてのみ捉えられるのではなく、被疑者・被告人の法的地位、それを反映した刑事手続きのあり方を包括的に示す原則として理解されるべきである。現在、少なくとも国際法上はそのような解釈が行われており、締約国に対し実際に履行することが求められている。

自由権規約以外にも関連する拘束的文書がある。そのうち国連のイニシアチブでとられたものとしては、国連拷問等禁止条約(1984)<sup>注15</sup>が、その他の地域国際条約としては欧州人権条約(1950)等があり、それぞれに被拘禁者の人権保障について定める。

#### IV 国際法・国際人権法の観点から、日本の手錠腰縄制度をどう考えるか

推定無罪原則を確認し、かつ刑事被告人に対する手錠・腰縄措置に対応し得る国際法規をみた。日本において該措置を合法で定めるのは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(刑事収容施設法)である。まず国内法の条文をみてみよう。

## 刑事収容施設法

### 第七十八条（捕縄、手錠及び拘束衣の使用）

「刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待つとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省

令で定める。」

刑事収容施設法78条は手錠「または」捕縛を「使用できる」と述べている。したがって、「どちらか一方にする」、または、「使用しない」という選択肢も採用可能である。既に述べているとおり、合法の根拠があることは即ち行為の合法を指すわけではない。したがって、78条1項の規定が刑事被告人について一律に適用されていることには疑義をはさまざるを得ない。個別別に逃走・他害等のおそれを評価した上で手錠・腰縄を用いるべきかどうかを判断するのが適当であろう。

次に、国際法・国際人権法の観点から、日本の手錠腰縄制度をどう考えるかということ述べ、まとめてゆきたい。未決被拘禁者に対し課し得る権利の制約については、その法的地位から考えるに、例えば居住・移転・外国移住・職業選択の自由等の権利に関する制約があらうかと思われる。これらの、拘禁目的から直接的・内在的に生じる制限が認められる場合を除き、被拘禁者は、市民として、第一義的に憲法、さらに国際法上・法律上の権利を保障され、その他の制約は法律に基づき、拘禁目的を達成するために必要最小限度でのみ許されることになる。そのためには、拘禁目的を阻害する「現実的危険」が、具体的根拠に基づいて認められなければならない、さらに、実際に制約を課す場合は、最も制限的でない措置が選択されなければならない。このような権利制約の一般原理が承認され、適正に運用されてこそ、未決被拘禁者は「拘禁された市民」としての法的地位を、実質的に保障されることとなるのである<sup>注16)</sup>。

達成されるべき目的と、そのために取られる手段としての権利・利益の制約との間には、均衡が要請されるのであるが、これを手錠・腰縄制度に置き換え、個人的見解を述べる。本来、真に厳密な逃走防止が目的であるならば、入廷・退廷時のみならず公判中も手錠腰縄を解いてはならない筈である。この点につ

き、今ひとたび国内法である刑事訴訟法287条1項の規定を参照したい。

## 刑事訴訟法

### 第二百八十七条

「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

2項 被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。」

つまり、本条1項は公判廷で被告の身体を拘束してはならないと定めており、裁判官らが出席して開廷、公開されている状態では手錠と腰縄はできないと解釈されている。前述の刑事収容施設法および刑事訴訟法の規定の組み合わせにより、現在、通常の刑事裁判においては、「刑事被告人は捕縛された状態で入廷し、開廷中は縄を外し解錠され、閉廷後は再び捕縛され退廷する」という運用がなされている。保安上の要請と、無罪推定の原則とが折り合っているように見えるが、その着地点が奇妙な結果を生み出しているようにも思える。すなわち、現措置はその立法目的と精確に均衡しているとはいえない。

それでは、手錠・腰縄制度はなぜ用いられ続けるのか。有罪が確定するまでは無罪であるので、法的には完全にシロである筈の刑事被告人に対し、「3cm以上ゆとりをもたせずに」なすという現行の手錠・腰縄の措置には、みせしめ・懲罰的な意味合いがにじんでいるのは明らかに思える。起訴後97%以上が有罪を宣告される日本の司法<sup>注17)</sup>において、今も適用され続ける手錠・腰縄措置には、いわゆる「お白州裁判効果」と呼ぶべきか、そのような状態で傍聴人等の前にさらされる刑事被告人の尊厳や名誉感情、人格を傷つけ、かの人を心理的に萎縮させる効果がみとめられるのではないか。すなわち、手錠・腰縄制度は、

無罪推定を有名無実化するような影響を及ぼし得るという意味で、過剰な制約となり得る。裁判員だけでなく、裁判官および傍聴人の目前でも刑事被告人の手錠・腰縄状態がさらされないことを確保すべきである。

## V おわりに

拷問等の禁止、そして公正な裁判の確保は、法の支配の中心的要素となる。「法の支配」とは、単に法治主義のことを指すのではない。つまり、手続き的に適正であるだけでなく、適法によるコントロールを指す。無罪推定の大原則を侵し得る可視的な手錠・腰縄措置は、国際法・国際人権法の観点からみて問題がある。また、国内法解釈上も一律の措置になじまない。日本が自ら批准した条約の規定を誠実に履行し、法の支配を成す法治国家として完全に機能するために、今一度、現行の手錠・腰縄措置を再考することが望まれる。

## 文献

- 1) Wolfgang Benedek.中阪恵美子,徳川信治他編訳.ワークアウト国際人権法.5-299.東京:東信堂;2010.
- 2) 葛野尋之.刑事手続きと刑事拘禁.1-10.東京:現代人文社;2007.

## 注

- 1) 講演にあたっては、特に、ヴォルフガング・ベネデック編、中阪恵美子・徳川信治他編訳、『ワークアウト国際人権法』、東信堂、2010年および葛野尋之、『刑事手続きと刑事拘禁』、現代人文社、2007年の論考を多く参考にさせていただいた。両筆者および、講演の機会を与えてくださった大阪弁護士会に御礼を申し上げます。
- 2) 条約法に関するウィーン条約は1969年5月23日に成立、70年に発効した。日本は

- 1981年に加入している。
- 3) 条約法条約27条 (国内法と条約の遵守)  
「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。この規則は、第四十六条の規定の適用を妨げるものではない。」
- 4) 日本国憲法31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」
- 5) 刑事訴訟法336条「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」
- 6) 「規約」と名づけられているが、実態は条約である。
- 7) なお自由権規約9条も逮捕抑留に関連する規定である。しかし9条は原則的には恣意的な逮捕拘禁を防止する趣旨に基づく規定であるため、本稿で扱うテーマに基本的になじまない。手錠・腰縄は刑事収容施設法78条に基づく合法的措置であるからである。
- 8) 欧州人権条約は1950年に成立した。ストラスブールに条約の実施機関として欧州人権裁判所を備え、ロシアを含む欧州地域における国際人権機構体制を確立している。日本は条約の締約国ではないが、母体となる欧州評議会のオブザーバ国となっている。
- 9) CCPR/C/107/D/1806/2008, 2013, para. 8.5. See, [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F107%2FD%2F1806%2F2008&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F107%2FD%2F1806%2F2008&Lang=en) (2017年1月11日最終アクセス)
- 10) *Manfred Nowak, "U.N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary", 1993, p. 190.*
- 11) *General Comment No. 21 - Humane treatment of persons deprived of their liberty (Article 10) - Replaces general comment 9 (Annex VI, B), 1993, para.9.*  
See, [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4731&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4731&Lang=en) (2017年1月11日最終アクセス)
- 12) *General Comment No. 13 - Administration of justice (Article 14), 1984, para.7.*  
[http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4721&Lang=en2](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4721&Lang=en2) (2017年1月11日最終アクセス)
- 13) CCPR/C/110/D/1405/2005, para.8.10. See, [http://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F110%2FD%2F1405%2F2005&Lang=en](http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F110%2FD%2F1405%2F2005&Lang=en) (2017年1月11日最終アクセス)
- 14) *Id.*, para.10.
- 15) 国連拷問等禁止条約は1984年第39回国連総会において採択され、1987年に発効した。日本は1999年に加入している。これまで2007年と2013年の計2回拷問禁止委員会による国家報告書審査を受けているが、本稿に関連する問題について具体的に言及されたことはなく、受刑者に対する身体拘束(第二種手錠の使用等)に関する言及が中心である。
- 16) 前掲葛野、pp.4-5.
- 17) 平成26年度司法統計による。

# ひきこもる人が社会との再会段階から就労を 決断するまでの心理社会的プロセス

斎藤まさ子<sup>1)</sup> 本間恵美子<sup>2)</sup> 内藤 守<sup>1)</sup>  
田辺 生子<sup>1)</sup> 佐藤 亨<sup>2)</sup> 小林 理恵<sup>1)</sup>

1) 新潟青陵大学看護学部看護学科

2) 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科

## In cases of hikikomori, psychosocial process from stage of initial recontact with society to decision to find a job

Masako Saito<sup>1)</sup> Emiko Honma<sup>2)</sup> Mamoru Naito<sup>1)</sup>  
Seiko Tanabe<sup>1)</sup> Sato Toru<sup>2)</sup> Rie Kobayashi<sup>1)</sup>

1) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF NURSING DEPARTMENT OF NURSING

2) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL OF CLINICAL PSYCHOLOGY

### 要旨

本研究の目的は、ひきこもる人が社会との再会段階の状態から就労支援施設を活用して就労を決断するまでの心理社会的プロセスを明らかにすることである。特に、プロセス全般に渡って親との関係性に焦点を当てるとともに、就労支援施設で出会う仲間やスタッフとの関係性の影響にも注目した。ひきこもり経験者に半構造化面接を実施し、就労している10名の体験について修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。親からの批判的態度が軽減し「非難の鎮まり感」を抱くころから【踏み出す力の醸造】が行われるようになり「自分に向きあう」<将来への希望><ぼんやりと大丈夫感>の三者が互いに影響しあっていた。あるとき就労支援機関を自ら探索し【支援を求めて第一歩】を踏み出し、そこでは活動をとおしたスタッフや仲間との交流により【働く力の醸造】が行われていた。全体的に、本人の自立を意識した【親からの支援】が影響していた。

### キーワード

ひきこもり、就労、親、仲間、就労支援機関

### Abstract

The object of this study is to clarify the psychosocial process, in hikikomori cases, leading from the stage of initial recontact with society to the decision to find a job using a job assistance facility. Throughout the whole process, along with the focus on the relationship with parents, particular attention was also paid to the influence of the relationship with other people and staff encountered at the job assistance facility. Semi-structured interviews were carried out with former hikikomori and the experiences of ten former hikikomori were analyzed using Modified Grounded Theory Approach. From the time there hikikomori felt that they were no longer being criticized so much, as their parents started to take a less critical attitude, they could feel welling up inside them the strength to embark on something new, while there was also interplay among the three factors of “trying to do their own thing,” “hope for the future” and a “vague sense that things were going to be all right.” At some point, the hikikomori decided to look for a job assistance facility as a “first step towards asking for help” and there, thanks to exchanges with the staff and other people through activities, they felt welling up inside them the strength to work. Overall, “help from parents” in the sense of an awareness of their child’s independence played a part.

### Key words

*hikikomori*, job, parents, other people, job assistance facility

## I はじめに

ひきこもり状態にある人（以下、本人）の多くは、働かなくてはならないのに働けない自分、人とかかわることの必要性はわかっているけれどもそれができない自分と日々葛藤しているといわれている。

本人を対象とした就職活動についての調査<sup>1)</sup>によると、就職活動としてエントリー数、訪問・説明会への参加、履歴書の提出等の回数を尋ねているが、106名中ほとんどの人が行動できていない実態がわかる。さらに、就職活動に対し全く努力していないと考える人が多く、理由は「ひきこもり期間の生活の説明が難しい」「人にうまく話せない」「ブランクの長さが気になる」などで、ひきこもっていた事実や自らの対人緊張などが採用の可否に影響することを恐れて、一歩が出ないまま踏みとどまっている実態が見えてくる。

ところで、本人が社会への再会段階<sup>注1)</sup>に至ってからも、支援機関にアクセスするまでには長い時間を要することが珍しくない現実の中で、斎藤らは、親が本人を理解しようと努力はしていても、行動を起こさないことへの疑問と苛立ちで葛藤している姿を明らかにした<sup>2)</sup>。内閣府が2016年に発表した国民生活に関する世論調査によると、働く目的は、「お金を得るため」が53.2%と最も高く、次に「生きがいを見つけるため」が19.9%であり、「社会の一員として務めを果たすため」が14.4%と続いている<sup>3)</sup>。この結果は、人は働くことについて、社会とつながりをもちながらやりがいのある人生を送るという願いを達成するための、重要な手段として捉えていることを表している。親が子に就労を期待するのは、これらの意義と無関係ではないと考える。竹中が、就労にこだわりすぎていることがたとえわかっている、割り切れないのが親心ではないか<sup>4)</sup>とも述べているように、親が就業年齢にある子に働いて欲しいと願うのは、

自然で切実な心情だといえる。

本格的なひきこもり段階から脱し、社会との再会段階にいる本人が就労を決断するまでの心理社会的プロセスがわかれば、各場面における支援の方向性がわかる。さらに、家族の本人とのかかわりの実態がわかれば、不安や葛藤で苦悩する家族への支援に役立てられる。ひきこもり援助機関を利用してひきこもり状態から就学・就労に至るまでのプロセスについての研究<sup>5)</sup>や、居場所を活用し就労にいたるプロセスについての研究<sup>6)</sup>はあるが、これらは就労支援機関という限定や、家族との関係に焦点化したものではない。

本研究は、社会との再会段階にあるひきこもる人が、就労を目的とした地域若者サポートステーション<sup>注2)</sup>や就労支援活動を行うNPOなどを活用して、就労を決断するまでの親との関係性に注目した心理社会的プロセスを明らかにすることを目的とした。

## II 用語の定義

**就労**：竹中は、ひきこもる人と就労に向う支援について論じる中で、「就労すること」について、契約関係に基づいて雇用されている場合も独立に働いている場合も、一定の収入・収穫および多様な社会関係を前提としているもの<sup>4)</sup>と説明している。本研究でもこれを採用するとともに、就業形態は問わないことにする。

## III 研究方法

### 1. 対象

北陸、九州、東海地区に在住し、正規職員やアルバイトなどの非正規職員としてはたっている人で、就労するまでに地域若者サポートステーションなどの就労支援施設を活用したひきこもり経験者10名を対象とした。

## 2. データ収集

データは2014年7月から2014年8月にかけて収集した。各地の親の会や地域若者サポートステーション、NPOの支援施設、およびネットワークを組む機関の代表者に研究協力を依頼した。賛同が得られた機関には、研究協力者を募ることと、プライバシーの保てる面接場所の設定を依頼した。5名の研究者が現地に出向き、面接調査を実施した。半構造化面接であり、調査内容は、ひきこもり期間から支援機関や就労など社会に一步出るまでの心理社会的体験、親や支援者をはじめ出会う人たちとの関係と影響、その変化などであった。同意を得た上で、面接内容をICレコーダーに録音し逐語録を作成した。面接時間は50～90分であった。

## 3. 分析方法

データの分析は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) <sup>7)</sup> を用いた。M-GTAは、人間の相互作用とそのプロセスを明らかにすることに適している点から、本研究のひきこもる人とそれを取り巻く親、支援機関のスタッフや参加メンバー間の関係性や心情の変化を表現するのに適していると判断した。分析の手順は、データ全体を読み込んだ後、分析テーマと分析焦点者の視点に照らして、関係があると思われる部分に着目し、分析ワークシートを使用して分析の最小単位である概念を生成した。分析テーマは「ひきこもる人が社会との再会段階から就労を決断するまでの心理社会的プロセス」とした。また、同時並行的に概念間の関係を検討してカテゴリー化し、全体を一つにまとめていった。分析過程や解釈が恣意的にならないように留意し、理論的サンプリング、継続的比較分析、理論的飽和化などの技法を用いながら分析を進めていった。分析の過程において、M-GTAの研究経験を持つ共同研究者2名から継続的にスーパーバイズを受けるとともに、共同研究者間で検討を行った。

## 4. 倫理的配慮

対象者に対しては、面接時に研究目的、方法、参加の任意性、不参加の不利益はないこと、匿名化による個人情報の保護、データの処理、結果の公表について、文書を用いて説明して参加の意思を確認するとともに同意書に署名を得た。面接内容は、許可を得た上で録音した。なお、本研究は研究者が所属する大学の倫理委員会の承認を得て実施した。

# IV 結果

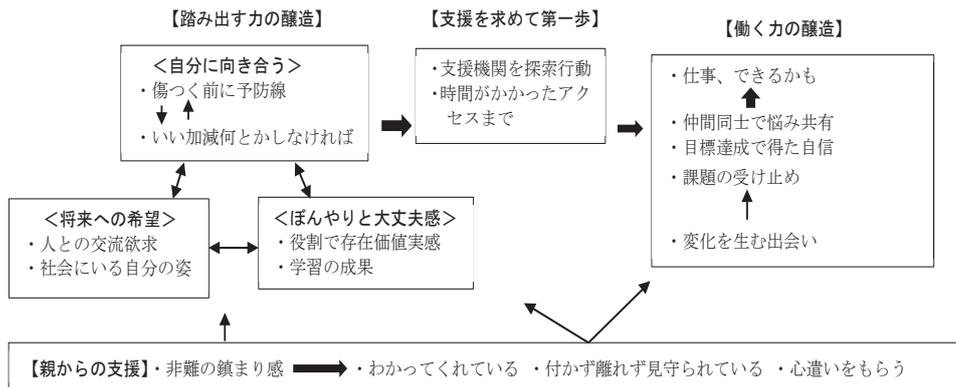
## 1. 対象者の背景

対象者の背景は、女性4名、男性6名であり、年齢は20代2名、30代8名であり、平均30.2歳、標準偏差1.16であった。ひきこもり期間は最低2年から最高13年であり、2年～5年が7名、6年～10年が2名、13年が1名であった。平均は5.2年、標準偏差3.39であった。10名中、正規労働者は2名であり、他8名は契約社員やアルバイトとして働いていた。

## 2. 分析結果

17個の概念と3個のサブカテゴリー、4つのカテゴリーを抽出した。ストーリーラインは以下のとおりである。カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを< >, 概念を〔 〕、ひきこもり経験者のことばを「 」で示す。結果図は、図1のとおりである。

ひきこもる人が社会との再会段階から就労を決断するまでの心理社会的プロセスは、それまでの親からの批判的態度から〔非難の鎮まり感〕を感じることで安心感が生まれ、自らを客観視できる余裕ができ、<自分に向きあう>ようになる。働きたくても周りのマイナスの反応が心配で一歩が踏み出せない〔傷つく前に予防線〕を張る反面〔いい加減何とかしなければ〕という切羽詰った思いで行きつ戻りつしながら葛藤する。また、外部の〔人との交流欲求〕や〔社会にいる自分の姿〕を



→ は影響、➡ は変化の方向を示す  
・は概念、<>はサブカテゴリー、【】はカテゴリー

図1 ひきこもる人が社会との再会段階から就労を決断するまでの心理社会的プロセス

思い描くなど<将来への希望>を抱くようになる。徐々に意欲も出てきて、家の手伝いを行うなかで〔役割で存在価値実感〕を味わい、さらに資格の取得や読書をするなど〔学習の成果〕を得たことが自信となり、<ぼんやりと大丈夫感>が持てるようになる。これらが相互に影響しあいながら社会へと【踏み出す力の醸造】が行われている。あるとき、自ら〔支援機関を探索行動〕を行い、その後すぐには行動を起こせず〔時間がかかったアクセスまで〕であるが【支援を求めて第一歩】を踏み出す。就労支援機関では【働く力の醸造】が行われていた。スタッフとの自らの〔変化を生む出会い〕があり信頼感が生まれる。この関係を基盤として就労するための具体的な〔課題の受け止め〕ができ、それを目標として努力し〔目標達成で得た自信〕や〔仲間同士で悩み共有〕などが大きく影響して、〔仕事、できるかも〕という就労決断への自信につながっていた。これらは、【親からの支援】に支えられており、親からの自分への批判的言動などの〔非難の鎮まり感〕や、〔わかってきている〕、〔付かず離れず見守られている〕という信頼と、常日頃から〔心遣いをもらう〕という継続的な見守りが影響していた。

### 1) 【踏み出す力の醸造】

ひきこもる人が家の中で家族の一員として

過ごす日常が、支援機関に一步踏み出す力を蓄えていることを示す。<自分に向きあう><将来への希望><ぼんやりと大丈夫感>という3つのサブカテゴリーから構成されていた。

#### (1) <自分に向きあう>

家の中で安心して過ごせることで、自分と向きあい客観的に自分を見られるようになることである。〔傷つく前に予防線〕と〔いい加減何とかしなければ〕の2つの概念で構成され、互いに行きつ戻りつしながら影響される関係であった。

〔傷つく前に予防線〕は、働きたくても周りがマイナスの反応を示すのではないかと心配で一步が踏み出せないことを表す。

「もうなんか周りが敵ばかりという感じで人が絶対に信用できない、という感覚になるんです。働こうという気持ちはありましたが、履歴書で“この間何をやってたの”と聞かれるかもしれないとかばかにされるかもとか、それならやめておこうとか」と、働きたくとも周囲の反応で傷つくのを恐れて、行動に移す前にシャッターをとじてしまっていた。

〔いい加減何とかしなければ〕は、自らの年齢に見合わない現状への自責感や将来への不安、高齢化していく親の年齢が気になり、葛藤していたことを表す。

「母の年齢が気になり、いい加減何とかしなきゃいけないという気持ちがありました」と、親の年齢を気にしながら何とか自分を鼓舞しようとしていた。また、「能力面や体力面、学力面においても全部下で、子どものままだ年齢重ねただけという感じなので、やばいと」と、自分の力のなさを卑下しながらも、このままではいけないことを実感していた。

(2) <将来への希望>

将来的に今の状況から変われる、社会に出られるだろうという希望は抱いていたことを示している。〔人との交流欲求〕〔社会にいる自分の姿〕という2つの概念から構成された。

〔人との交流欲求〕は、自然に外部の人と関わりたいという思いが湧いてきたことを表す。

「コンサートに誰かに行ったらきっとお互いしゃべりあって楽しめるかな、誰か一緒に誘う友達つくらなきゃ、誘わなきゃという感じで・・・」と、誰かと一緒に行けば楽しめるのではないかという思いが自然に湧いてきていることが語られた。

〔社会にいる自分の姿〕は、いつかは、自分を変化して社会に出られるだろうという希望は抱いていたことを表す。

「何となく、いつかは働けるようになるだろうと、漠然とした予感はしていました。ひきこもっている間も。ただ、具体的な行動は全然どうしたらいいかわからなかった」と、具体化はしていないが、いつかは社会で働く自分の姿を思い描いていた。

(3) <ぼんやりと大丈夫感>

漠然とはしているが、社会に出ても大丈夫じゃないかという自信の様な感覚がもてたことを示している。〔役割で存在価値実感〕〔学習の成果〕の2つの概念から構成された。

〔役割で存在価値実感〕は、家では家事など何かしら役割があり、それを遂行することで自己の存在価値を持っていたことを表す。

「夕飯はほぼ自分で作っていましたし、家族の分も。そういう意味では役割があって、これでもいいかなという感覚で2年間ぐらい過ごしていました」と、夕食係という役割を果たしており、家族の中で必要とされているという自負につながっていた。

〔学習の成果〕は、ひきこもり期間中にいずれ役立つように、勉強したり資格取得したりしていたことが自信につながったことを表す。

「勉強もしていましたね。英検2級に受かって。働くときにないよりはあったほうが良いと思って。どんな職に就くかも全然考えてないけど。その後まもなく出ることができたんですが、これが自信になったと思います」と、具体的なことは見えていなくても、将来の就労を視野に入れて勉強し、結果が出たことが自信につながっていた。

2) 【支援を求めて第一歩】

自ら支援機関の情報を集めたものの、緊張感と強いたためらいから時間はかかったが、アクセスすることができたことを示している。

〔支援機関を探索行動〕と〔時間がかかったアクセスまで〕の2つの概念から構成された。

〔支援機関を探索行動〕は、支援機関の情報を探すために、ネットなどを使って主体的に探索行動をとっていたことを表す。

「インターネットで自分で調べまして、サポステという場所があるんだなど。サポステのカレンダーを見て、コミュニケーションセミナー出てみようかなと思って」と、積極的に探索行動をとっていることが語られた。

〔時間がかかったアクセスまで〕は、支援機関への連絡は、恐怖感や緊張感がありなかなか出来なかったが、あるとき腹をくくって行動に移したことを表す。

「清水の舞台から飛び降りる、そんな気

持ちでなかなか踏ん切りがつかず、明日連絡しよう、明日行こうみたいな感じで。最初は怖かったですね。一週間ぐらいかかったんじゃないかな」と、申し込むために支援機関の人と電話で話すことや、実際に参加することに強い不安や緊張感を抱いて葛藤していたことが語られた。

### 3) 【働く力の醸造】

就労支援機関での信頼できるスタッフとの出会いや、仲間との交流、一緒に課題を達成することにより、自分も働けるかもしれないという自信を得ることができたことを示している。〔変化を生む出会い〕〔課題の受け止め〕〔目標達成で得た自信〕〔仲間同士で悩み共有〕〔仕事、できるかも〕という5つの概念から構成されていた。

〔変化を生む出会い〕は、支援機関で自分も変わるかもしれないという希望がもてるスタッフと出会えたことを表す。

「人のことを信用できなくなっていて、最初に話を聞いてくれたAさんの態度がものすごく真剣で・・・一点の曇りもなく。自分の心の中に変化が生まれて、この人を信じてきっかけをつかみたいと思ったんです。自分も変わるかなって。」と、自分の話を真剣に聞いてくれる人に出会え、そのことで自分の変化への期待感を抱けたことが語られた。また、「カウンセラーさんの話すのもすごく楽しくて、いろいろ体験されてきたので自分の話もしてくれて、すごいなと思って自分も変わるかなってちょっと思ったりとかして。カウンセラーさんの存在が大きかった気がします」と、キャリアカウンセラーであるスタッフとの会話をおして、自らの変化への期待を抱けていた。

〔課題の受け止め〕は、ひきこもっていたことのリスクとして様々なマイナスの面を実感し、それを具体的に受け止めていることを表す。

「自分は最低限一人で生活できるようになりたいって訴えて、そのために改善するところを改善しようと自分の中で少しずつ目標を立て、最初はまずサポステに通おうと」と、一人で生活できるようになるためにどうすればいいか、自らの課題を見出し目標を明確にして取り組んでいた。

〔目標達成で得た自信〕は、就業支援機関で目標を立てて行っていたジョブトレなどの課題を行い、それが達成できたことが自信となって就労につながっていることを表す。

「サポステに定期的に通うようになり目標を立てるようにして・・・1年経って相当気持ちが変わってきて、社会復帰に向けてという気持ちがでてきました。セミナーやジョブトレなどの影響が大きかったと思います。一睡もしていなくても通うってきめてやっているうちに、昼夜逆転もよくなって」と、目標を立て地道に努力することをとおして前向きに気持ちが変化し、他の課題も改善してきていた。

〔仲間同士で悩み共有〕は、就労支援機関で同じ境遇の人たち同士で話し、悩みを相談しあい共有するなかで関係作りができたことを表す。

「大きいのは同じ境遇の若者との交流で、コミュニケーションすることで少しずつ力を回復していくとか」と、同じ境遇の仲間とのコミュニケーションによって回復につながる力を身に付けていた。また、「いろいろ悩みを相談できたので、その辺もよかったかなと思いますね」と、仲間同士、悩みを相談しあえる関係に発展していた。

〔仕事、できるかも〕は、ジョブトレやセミナー、昼夜逆転の改善、仲間との交流などの体験から、仕事に出ても大丈夫じゃないかという感覚がもてたことを表す。

「サポステに通うようになって人と接するのに段々慣れていって、友だちの紹介で清掃の仕事を。これだったら建物とか物とかに対してやる仕事だからできるかなと思って」と、就労支援機関で人との交流を繰り返すことにより、人と接することに慣れてきた。また、仕事の内容から、自分でもできるのではないかと自信のような感情を持っていた。

#### 4) 【親からの支援】

【踏み出す力の醸造】【支援を求めて第一歩】

【働く力の醸造】の各段階で、伴走しながら必要時には適切な支援をしてくれた親への思いを示している。〔非難の鎮まり感〕〔わかってきている〕〔付かず離れず見守られている〕〔心遣いをもらう〕という4つの概念で構成された。

〔非難の鎮まり感〕は、親からはひきこもっている状態について非難めいたことを徐々に言われなくなることを表す。

「前は母も時々わたしの進路について何か言ってくることはあったんですけど、だんだん言わなくなりました」と、親からのひきこもっていることについての批判的言動が減ってきたことが語られた。

〔わかってきている〕は、家族が自分を理解してくれ、待っていてくれていると感じられたことを表している。

「責めるようなことや、無理強いするようなことは一切言わなくなりました。母親が理解してずっと待っていてくれたんだということが、今だとなお更思いますね」と、母親が自分を理解して待つ姿勢で対応してくれていたと感じていた。

〔付かず離れず見守られている〕は、親が自分を自立した存在としてあまり干渉せず、ほどほどの距離をとってくれたことを表している。

「たぶん20歳を超えたし自分でどうにかしてよねという、本当にそういう感じだ

と思います。もう年齢的には大人なので、好きなようにやってくれみたいな感じだと思います」と、親が20歳を超えた自分を自立した存在として対応してくれたことが語られた。また、「口出しはしませんが・・病気のことは理解してもらっていますし・・精神的なものとかは、遠くから見守っているような感じがしますね」と、心身両面において理解の態度で適切な距離を保ちながら接している親の姿が語られた。

〔心遣いをもらう〕は、親が自分に役立つような、あるいは気持ちがあたたかくなるような心遣いをしてくれたことを表す。

「自分と重なるようなことがテレビ欄に書いてあると、母親が自分に役立つように録画しておいてくれました」と、日常の何気ない心遣いをしていた母親のことが語られた。また、「ひきこもり支援センターに電話したら親と一緒に来てくれと言われ、母親は何も言わず付いて来てくれました」と、本人が支援機関への一歩を踏み出そうとしている時、母親が何も言わず気持を受け入れて、すぐに協力できる体制で臨んでいることが語られた。

#### 5) カテゴリー・サブカテゴリー間の関係

親の批判的態度の軽減により、【踏み出す力の醸造】が行われるようになっていた。それは、〈自分に向きあう〉〈将来への希望〉を持つ〈ほんやりと大丈夫感〉を抱くことであり、三者が互いに影響しあっていた。ある日支援機関に【支援を求めて第一歩】を踏み出し【働く力の醸造】が行われていた。プロセス全体に【親からの支援】が影響していた。

## V 全体の考察とまとめ

### 1. 理解的対応による安らぎ感が本人に及ぼす影響

斎藤らは、親を対象とした面接調査で、親

が子に対して批判的対応から理解的対応に変化するようになると、子もプラスの方向に変化すること<sup>2)</sup>を報告している。変化前は、批判的な対応や叱咤激励をしていたことが語られており、親の苦悩と同様に本人も家において安らげない時間をすごしていた事がわかる。本研究において、「非難の鎮まり感」という親の態度の変化を感じることににより、本人は自分に向きあえる力を得ている。それまでは、自分を客観視する力もなかったことになるが、気持の余裕を持てることにより否が応でも現実と直面し、傷つく前に予防線を張る反面、いい加減何とかしなければという思いとの葛藤で揺れる体験をしている。また、将来への希望を抱き、ほんやりと大丈夫感も芽生えるようになっていく。塚本は、青年期患者の治療において「うまくひきこもれていない青年」が、「うまくひきこまれる」ようになると、自己の心理状態や身体状態をモニターする機能が回復し、休養がとれ、情緒が次第に安定してくる<sup>8)</sup>と述べている。うまくひきこまれるとは、家のなかで安心して休養がとれることである。本研究においても、【踏み出す力の醸造】は、親に抱く「非難の鎮まり感」という感情の変化により、家の中が安心できる居場所となり休養がとれるようになった結果といえる。

また、2016年発表の内閣府の若者の生活に関する調査報告書によると、「いつか必ず自分にふさわしい仕事が見つかると思う」に47%、「いつか自分の夢を実現させる仕事に就きたい」に63%のひきこもる人が回答しており<sup>9)</sup>、半数以上の人たちが「働くこと」を諦めていないことがわかる。この結果は、＜将来への希望＞が芽生え、社会にいる自分の姿を思い描けるという研究結果を裏付けるものとなっている。本人が安定した気持ちで過ごせる環境を家族が提供できるように、家族心理教育などを取り入れた家族支援を行っていくことが求められる。

## 2. 自立に向うための親の立ち位置について

2010年の境らの報告書によると、本人が相談機関に来談する際にどんな家族のサポートが有効かについての問いに、「経済的支援」と「見守ってくれること」に約半数の人が回答していた<sup>10)</sup>。本研究でも、【家族からの支援】がプロセス全体に影響を及ぼしていたが、家にいる生活から支援機関にアクセスする場合や、支援機関から就労へと決断するときのように、新たな行動を起こす際には、家族の本人への支援が行動を起こす力となることがわかる。齊藤は成人であってもひきこもりが遷延すれば、本人の心性は容易に思春期青年期の開始期に退行し、親離れや自己の確立をめぐる葛藤が再燃される<sup>11)</sup>と述べている。本研究において、親は子からみると「わかってきている」「付かず離れず見守られている」態勢であった。これらは、子が親離れをして新しく自我像をつくり上げようとしてもがいている思春期青年期の開始期において、親に期待される関わり方、つまり、親の価値観や夢を押し付けるのではなく、子を信頼して子が自分なりの同一性を獲得するまで辛抱強く待つ<sup>12)</sup>姿勢と重なるものである。

また、本人が支援機関にアクセスする場合に、「清水の舞台から飛び降りる」ほどの勇気を要したことが語られていた。高いハードルを飛び越えられたのは、親が臨機応変に対応できたことが大きい。本人の準備状態が整いやってみようと思えたときに、親からの「心遣いをもらう」ことが大きな力を発揮することの表れである。ひきこもりは長期にわたることが多いが、本人が動き出すときは予告なしの場合がまれではない。親自身の諦めない気持ちが維持できてこそ心遣いが可能となるため、長期的な視野に立った親への支援が求められる。

## 3. 変化を生むスタッフとの出会いや仲間との交流の意味

本人は就労支援機関で出会うスタッフと、

心の中に「変化を生む出会い」をしている。変化はどのように生まれるのだろうか。「最初に話を聴いてくれたAさんの態度がものすごく真剣で……。自分の心の中に変化が生まれて…自分も変わるかなって」や、「カウンセラーさん話すのもすごく楽しくて…なんか自分も変わるかなってちょっと思ってきたりとかして」の語りがある。斎藤は、必要最低限の自信や自己価値感情をとりもどすために、他者から承認されることが不可欠だと述べている<sup>13)</sup>が、長い間、一人でためていた様々な思いを語り、自分を受け入れ承認してもらう体験は、自信や自己価値感情につながり、自らの変化への可能性へと発展したのではないかと考えられる。さらに、丸山は、本人の多くは就労を願っているが、心の奥底では、まず自分を作り直し本物の自分として就労したいと望んでいるように思う<sup>14)</sup>と述べている。本人が「自分が変わる」という実感をもつことは、本物の自分として社会に一步踏み出したいという切実な願いに一步近づけた体験であり、スタッフとの出会いは社会参加や就労につながるための重要な礎になっているものと考えられる。

一方、集団の中で仲間関係が形成されることが就労に結びつくことの効果について、斎藤は立場の共通する者同士の間では、就労への仲間からの促しや就労に向けて仲間が頑張っている姿が強い影響をもたらす<sup>13)</sup>と述べている。また、鈴木は、働きたいという気持ちを就労するまでの間持ち続けるには十分なエネルギーが必要であり、不足を補い新たなエネルギーを醸成するのは本人を理解し支える人間関係であり、特に友人や仲間の存在は大きい<sup>15)</sup>と、仲間の存在の重要性について記している。

このように、自らの変化の希望が抱けるスタッフとのかかわりや、悩みを共有できる仲間との関係により、家庭以外の社会における自分の居場所が作られたことで「仕事、でき

るかも」という就労への自信につながったものと考えられる。

## VI 本研究の限界と今後の課題

本研究は、ひきこもる人が社会との再会段階から就労支援機関を利用して就労を決断するまでの心理社会的プロセスという、限定した範囲内でのみ説明力をもつ方法論的限定がある。そのため、ひきこもり状態であり社会への再会段階にいる人へのみ応用できる知見といえる。なお、方法論的限定があっても、本人の心情やもっている力、背景などは一様ではないため、就労決断へのプロセスについてすべてが網羅されているとはいえない側面があることに留意したい。

また、本研究は就労決断まで回復した人を分析焦点者としているが、このプロセスをうまく歩むことができない人の体験についても明らかにしていく必要がある。さらに、本研究では就労に注目したが、家庭内労働やボランティアなどを含めた「働くこと」に範囲を広げた体験に注目し、本人のその人らしい姿や家族の支援のあり方を追求していきたい。

## 謝辞

本研究を行うにあたり、研究者に体験を語るることについて快くご協力くださいました方々に深謝いたします。

なお、本研究は平成26年度～28年度科学研究費補助金基盤研究(C)(No. 26463511)の助成を受けて行いました。

## 文献

- 1) 境泉洋,平川沙織,原田素美礼.「ひきこもり」の実態に関する調査報告書⑨-NPO法人全国ひきこもりKHJ親の会における実態-ひきこもりと生活機能.2012.
- 2) 斎藤まさ子,本間恵美子,真壁あさみ,内藤

- 守.ひきこもり親の会で母親が子どもとの新たな関わり方を見出していくプロセス. 家族看護学研究.2013;19(6):12-22.
- 3) 内閣府.平成28年度 国民生活に関する世論調査.<<http://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-life/2-3.html>>.2016年11月16日.
- 4) 竹中哲夫.ひきこもる人と就労に向う支援をめぐる.立命館産業社会論集.2015;51(1):85-99.
- 5) 草野智洋.民間ひきこもり援助機関の利用による社会的ひきこもり状態からの回復プロセス.カウンセリング研究.2010;43(3):56-65.
- 6) 花嶋裕久.ひきこもりの若者の居場所と就労に関する研究 居場所から社会に出るまでのプロセス.心理臨床学研究.2011;29(5):610-621.
- 7) 木下康仁.グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践-質的研究への誘い.25-30.東京:弘文堂;2008.
- 8) 塚本千秋.ひきこもりに出会ったら-こころの医療と支援-.齊藤万比古編.88-110.東京:中外医学社;2012.
- 9) 内閣府.平成28年9月 若者の生活に関する調査報告書.<<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/h27/pdf-index.html>>.2016年11月16日.
- 10) 境泉洋,野中俊介,大野あき子,NPO法人全国引きこもりKHJ親の会(家族連合会).「引きこもり」の実態に関する調査報告書⑦-NPO法人全国引きこもりKHJ親の会における実態-.2010.
- 11) 齊藤万比古編著.ひきこもりに出会ったら-こころの医療と支援-.23-30.東京:中外医学社;2012.
- 12) 佐藤誠.家族心理学入門補訂版.岡堂哲雄編.45-56.東京:培風館;2003.
- 13) 斎藤環.ひきこもりのライフプラン「親亡き後」をどうするか.19-21.東京:岩波書店;2012.
- 14) 丸山康彦.就労支援の実施、地域におけるひきこもり支援ガイドブック-長期高年齢化による生活困窮を防ぐための家族会からの提案-.厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業.17.特定非営利法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会.2016.
- 15) 鈴木美登里.就労支援の実施、地域におけるひきこもり支援ガイドブック-長期高年齢化による生活困窮を防ぐための家族会からの提案-.厚生労働省平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業.98-100.特定非営利法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会.2016.
- 16) 厚生労働省.地域若者サポートステーションは若者の職業的自立のお手伝いをします.<<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2013/12/01.html>>.平成28年9月13日.

## 注

- 1) 齊藤はひきこもりの始まりから終結までの本人が歩む道筋について、「準備段階」、「開始段階」、「ひきこもり段階」、「社会との再会段階」の4段階に分けている。「社会との再会段階」は、ひきこもり状況の中で支援に関心を示す頃から、支援を受けるようになる段階を中心とする時期と説明している<sup>11)</sup>。
- 2) 地域若者サポートステーション：働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳～39歳までの若者を対象にして、若者の就労を支援している。厚生労働省からの委託を受けた全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社、社団法人、財団法人、学校法人などが実施している<sup>16)</sup>。

# 発達障害者の障害受容の心理社会的プロセス に関する調査研究

中 村 恵 子

新潟青陵大学看護学部看護学科

## A Research Study on the Psychosocial Process of Disability Acceptance of the People with Development Disabilities

Keiko Nakamura

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF NURSING DEPARTMENT OF NURSING

### 要旨

本研究は、就労移行支援事業所に通所する発達障害者の障害受容の心理社会的プロセスを明らかにすることを目的とした。発達障害の診断を受け、就労移行支援事業所に通所する発達障害者8名を対象として、半構造化面接を行った。修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて面接内容を分析した結果、5つのカテゴリーと12の概念が抽出された。

中退や離職、鬱病といった状況に陥った発達障害者が<このままではいけないという思い>から<支援機関探し>を行った結果、事業所に通所するに至っている。障害特性と行動特性を照合したり、仕事や人間関係上のトラブルなどの経験を再解釈したり、障害をもつ身近な人と自分の似ているところを見つけたりして、<発達障害であることの認識>を深めている。コアカテゴリーである<発達障害であることの認識>は、<適切な自己コントロール>や<自分についてのメタ認識>にも影響を与えている。

### キーワード

発達障害、障害受容、心理社会的プロセス、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ

### Abstract

The purpose of this study is to clarify the psychosocial process of disability acceptance of the people with development disabilities who are going to employment transfer support offices. A semi-structured interview was conducted with 8 people with development disabilities who were diagnosed with development disabilities and were going to employment transfer support offices. As the result of analyzing the result of the interview with a modified grounded theory approach, 5 categories and 12 concepts were extracted.

The people with development disabilities who were in troubles like dropout, disemployment, and depression, etc, <searched for supporting organizations> <because they wanted to get out of their current situations>, and eventually started going to the offices. They are deepening the <recognition of the development disabilities> by checking the disability characteristics and behavior characteristics, reinterpreting their experiences like troubles in working and human relationships, and finding similarities with familiar people with disabilities. The <recognition of the development disability> that is a core category also has impacts on the <appropriate self-control> and the <self-metacognition>.

### Key words

development disabilities, disability acceptance, psychosocial process, modified grounded theory approach

## I はじめに

障害受容についての理論には、「段階論」と「価値転換論」がある。前者は障害を受け入れる「過程」について論じたものであり、後者は障害を受け入れた「理想的な状態」とはどのようなものかを論じたものである<sup>1)</sup>。

「段階論」については、日本において、Fink<sup>2)</sup>とCohn<sup>3)</sup>のものが紹介されている。本田らによれば、両者とも、ショックを受け、現実の認識ができない状態から、感情的な落ち込みを通して適応的な段階に至る大筋でほぼ一致している<sup>4)</sup>。一方、「価値転換」を障害受容の中心的要素として位置づけたのは、Dembo<sup>5)</sup>とWright<sup>6)</sup>の理論である。DemboとWrightの価値転換論は日本の障害受容論に大きな影響を与え、障害受容の主要な定義に、価値転換が要素として含まれている<sup>1)</sup>。上田は、「障害の受容とはあきらめでも居直りでもなく、障害に対する価値観(感)の転換であり、障害をもつことが自己の全体としての人間的価値を低下させるものではないことの認識と体得を通じて、恥の意識や劣等感を克服し、積極的な生活態度に転ずること」<sup>7)</sup>と定義している。

また、南雲は、脊髄損傷患者の障害受容について、従来の障害受容理論が障害受容を障害者の個人的な問題としてしか捉えていないことを批判し、障害者が自らを受け入れるには、障害者個人の障害受容プロセスに加えて、「社会が障害者を受容する」過程も必要であると論じている。南雲は、障害者が背負う苦しみには、「自分の中から生じる苦しみ」と「他者から負わせられる苦しみ」の2つがあるとして、それを区別すべきであるとしている。前者の苦しみは、障害者が取り組むべきもので、それと折り合いをつけようとするプロセスが自己受容であり、後者の苦しみは障害者が受容する必要のないものである。障害者への蔑視や社会的排除を是正して障害をもった

個体を包含していこうとすることが社会的受容であり、障害の社会受容により障害者の自己受容も促進されると捉えている<sup>8) 9)</sup>。岩井は、障害の「種類」も「程度」も、個々の障害者を取り巻く環境も多様であり、自らの障害を切なく感じることを糾弾されるべきではなく、受容は強要されるべきものでもないものであり、障害者個人だけでなく、社会もまた、障害者が障害ゆえに差別される状況を除去する責任を負っているとしている。岩井は、「障害受容とは、障害者個人が、様々な障害の性質、障害者を取り巻く人間関係、全体社会と言った諸要素と相互作用する過程を、そこで生じる肯定的・否定的感情も含めて受け入れることができることではないか」<sup>1)</sup>と述べている。発達障害の障害受容も、単なる個人的な問題ではなく、社会的な問題でもあると捉えることができる。

2005年に施行された発達障害者支援法に基づいて、各都道府県に発達障害者支援センターが設置されている。センターの就労相談において、生活自立ができていない、障害特性の認識不足のために職場にうまく適応できない、二次的障害としてメンタル上の問題を抱えているなど、就労支援を受ける前段階として取り組まなければならない問題のある相談者も少なくない<sup>10)</sup>。発達障害者の就労支援には、自己理解と障害受容がある程度できていることが必要であり、発達障害者は、障害受容以前に、自分の障害に気づきにくいということがあり、気づくこと以上に障害を受容することは難しいことであるとの指摘がある<sup>11)</sup>。木谷は、成人後、自閉症スペクトラム障害(ASD)と診断された人を対象とした調査研究から、「ASDの人の『自分』を尋ね出すプロセスは、『おぼろげな自分』を抱えつつなんとか他者と関わって生きようとする中で動き出していた」<sup>12)</sup>と述べている。しかしながら、発達障害者の自己理解と障害受容の重要性を示す文献<sup>11) 12) 13)</sup>は見られるものの、

社会との関わりの中で、どのように障害に気づき、障害特性を認識して、自己理解を深めていくのかについてのプロセスについては、十分に示されているとは言えない。

本研究では、就労移行支援事業所に通所する発達障害者の障害受容の心理社会的プロセスを明らかにすることを目的とする。障害受容の心理社会的プロセスの可視化は、障害受容を促進する支援にもつながるものである。

## II 研究方法

### 1. 研究対象者

発達障害の診断を受け、A就労移行支援事業所に通所する発達障害者8名を対象として面接調査を実施した。対象者は全員20代であり、男性5名、女性3名であった。障害の内訳は、アスペルガー症候群4名、注意欠陥・多動性障害（ADHD）3名、広汎性発達障害1名である。

### 2. データ収集方法

平成26年からA事業所に複数回訪問し、活動の様子を観察や通所者との交流を重ねた。平成28年1～4月の期間に、A事業所内のプライバシーを確保できる個室を提供してもらい、調査を実施した。「発達障害であると感じてきたまでの経緯とその後の変化」について、半構造化面接法による聞き取り調査を行った。面接時間は、約30分～1時間であった。研究対象者の許可を得て、聞き取りの内容を録音した。

### 3. 分析方法

質的帰納的研究である、木下が提唱する修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）<sup>14</sup>を用いて、データを分析した。音声データから逐語録を作成し、テーマに関連があり、類似しているデータを同一の分析ワークシートにまとめ、ワークシートごとに、1つの概念を生成した。概念を分類し整理して、カテゴリーを生成し、カテゴ

リー間の関係から、コアカテゴリーを決定した。M-GTAに精通している研究者から、分析結果についてのスーパービジョンを受けて、カテゴリーや概念の名称を一部修正した。

### 4. 倫理的配慮

A事業所の長に、文書と口頭で研究の趣旨を説明し、研究協力を依頼した。その際に、よいデータを得るためには、面接の前に通所者との交流があった方がよいという助言を得て、A事業所への訪問を重ねた後、研究対象者を紹介していただいた。面接に当たって、研究の目的や方法、参加の任意性、不参加による不利益はないこと、匿名化による個人情報保護の保護、データの処理について、事業所長及び研究対象者それぞれに、文書と口頭で説明した上で、同意書に署名を得た。データは研究以外の目的に使用しないこと、途中で辞退可能であることを説明した。なお、この研究は、新潟青陵大学の倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：2014006号）。

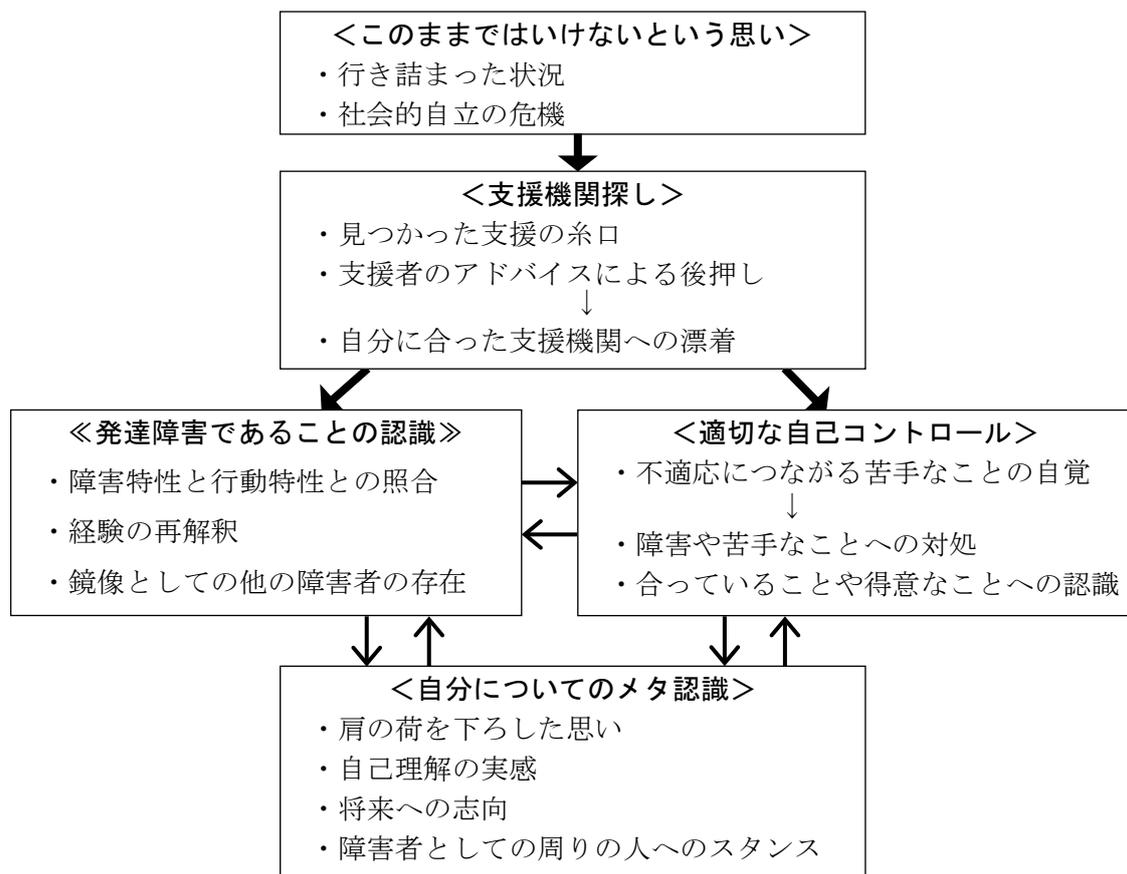
## III 結果・考察

図1は、分析の結果を示したものである。本研究では、5つのカテゴリーと12の概念がみい出された。ストーリーラインは、以下の通りである。《 》はコアカテゴリー、〈 〉はカテゴリー、[ ]は概念を表す。

青年期において、退学や就職における失敗、鬱病やひきこもりといった[行き詰まった状況]に陥った発達障害者が、[社会的自立の危機]を感じて、〈このままではいけないという思い〉から、[見つけた支援機関の糸口]を契機にして、役所やハローワーク、発達障害者支援センターなどの[支援者のアドバイスによる後押し]を受け、[自分に合った支援機関への漂着]として就労移行支援事業所に通所するに至るという一連の〈支援機関探し〉を行っている。通所には事前に診断が必要であるため、入所者は幼少時に発達障

害と診断を受けていたり、うつ症状から医療機関につながり発達障害と診断されたり、入所に当たって診断を受けたりしている。診断された発達障害名の「障害特性と行動特性との照合」をしたり、学校生活や就職における失敗経験や人間関係上のトラブルといったこれまでの「経験の再解釈」をしたり、他の通所者や友達、親戚など身近な人を「鏡像としての他の障害者の存在」として捉えて障害の特性や自分と似ているところを見つけたりして、自分の特性のどこが障害なのかを理解しようとして「発達障害であることの認識」を深めている。また、「不適応につながる苦手なことへの自覚」をし、自分に合った「障害や

苦手なことへの対処」について理解することとともに、自分に「合っていることや得意なことについての認識」により、「適切な自己コントロール」が段々とできるようになる。行き詰まった理由を合点したり、何とかやっていけそうだという安心感を得たりしたことで「肩の荷を下ろした思い」や、自分の特性や変化に気づいたことで「自己理解の実感」をもち、就職時の障害枠の利用や自己の活かし方などについての「将来への志向」と「障害者としての周りの人へのスタンス」といった今後の方向を模索して、「自分についてのメタ認識」を深めるに至る。



《》はコアカテゴリー、＜＞はカテゴリー、・は概念を示す。  
 → は変化の方向、→ は影響の方向を示す。

図1 発達障害者の障害受容の心理社会的プロセス

## 1. <このままではいけないという思い>

<このままではいけないという思い>は、[行き詰まった状況]、[社会的自立の危機]の2つの概念で構成される。鬱病や離職などの行き詰まった苦しい状況を経験しながらも、社会的自立の危機を感じて、このままではいけないという思いをもつことを表すカテゴリーである。

[行き詰まった状況]は、人間関係や仕事上のトラブルから不眠や鬱病になったり、退学や離職となったりして、先が見えなくなった状況を表す概念である。「大学生活で、体調をちょっと崩しまして。…気疲れといえますか、…不眠になったり、何か、ズキズキこう、頭が痛かったり。何か落ち着かない気分といえますか。…病院にちょっと、受診しまして」、「一度入院したことがあって、その時に、そういう障害があると診断されたんですね。あの、鬱で、精神科の方に入院した時。…バイトで、ちょっと細かい先輩のパートさんがいて、いろいろ毎日言われることに結構その、苦しくなっちゃって」、「学生の時に、何かうっかりミスとか、あとレジの業務だったんですけど、バイトで、何か忘れて、何か1個忘れちゃうんですね。…お仕事に支障があって、ちょっと体調とかも崩して、1回辞めて。…地獄っていうか、アルバイトの時は。…接客業は無理だと思って、…掃除のパートに入ったんですけど、そこでも人間関係がちょっと。…あの子ちょっとねみたいな感じ」、「取りあえず大学やめたっていうことが、本当、向いてなかったの、本当にもう、きつくてきつくて、課題がまずあれだったので。…自分はもう最初のころの段階で2年くらいやった時に、もう多分限界を感じてたんですけど、…結局3年まで頑張りましたが、4年にどうしても上がれなくて、…『もう1年、じゃあ頑張っ』みたいなことを言われました。もう折れましたね。1回折れてしまいました、そこで」、「機械をこう、穴開ける作業があって、…ちょっと不注意で、ちょっと手を一緒にやっちゃっ

て。…『治ることは治るけど、遅いから』って言われて、早い方がいいなと思って手術して、その後、会社に行ったら、…『今回けがして、もし2回あったら怖いから』って言われて、『残念ですけど』みたいな感じで言われちゃって、…解雇された後はちょっと落ち込みましたね」、「大学生の時に、普通に人間関係でちょっと鬱病になったんですけど。半年だか1年だか休学しつつ、卒業して、就職したんですけども、就職先がちょっと厳しくて。で、悪化させてしまって、職業辞めてっていう形になったんですけど。…口頭指示と電話と、…自分でも何でできないのか、理解できなかったから。分からなかったです。…対策が打てないんで、もうそりゃ悪化しますよ、鬱病もみたいな。怒られるもんみたいな。対策が打てないのがやっぱり一番あれですね。…就活から就職するまでの間が、鬱病が悪化したんですけど、その辺が、就職活動もしんどかったし、やっと受かったと思ったらしんどかったし。あの辺が二次障害の鬱病だったのだと思いますね」というように、苦しかった心情が語られており、現状をどのように乗り切れればよいのかが分からないことのつらさが伝わってくる。

[社会的自立の危機]は、退学や就職活動の失敗、離職、鬱病、ひきこもりなどの状況の中で、このままでは社会的に自立できないという危機感をもつことを示す概念である。「もう大学もやめまして、もう家にいるわけにも、いさせるわけにはいかないということになりました、じゃあちょっと、何か少しずつできることを探しにということもあるし、ちょっと病んでたっていうのもありまして」、「卒業したんですが、そこからちょっとまあ、なかなか就活も、おぼつかない」、「入院した後に何もしてなかったの、その、何もしないっていうのを、自分がちょっと嫌だなと思ってた」、「1年引きこもったから、もうこれ以上は引きこもれないなっていう。…1年さすがに自堕落に過ごす、さすがにこれ以上引きこもると人間として、い

や、駄目だなみたいな。…自分自身が、危機感っていうんですかね。半年ぐらいめっちゃ楽しかったんですけど、それを過ぎたぐらいから、半分過ぎて折り返し地点だなと思って。で、自分を振り返ってみると、『あ、これ、人間の生活じゃないわ』みたいなという言葉に、このままではいけないという気持ちが表現されている。

## 2. <支援機関探し>

<支援機関探し>は、[見つけた支援機関の糸口]、[支援者のアドバイスによる後押し]、[自分に合った支援機関への漂着]の3つの概念で構成される。支援を求めて何らかの機関につながり、支援者からの助言や複数の施設での体験などをもとに、自分に合った支援機関にたどりつくまでの過程を示すカテゴリーである。

[見つけた支援機関の糸口]は、支援を求めて、関係機関にまずはつながることを表す概念である。「診断受けてすぐに、地域活動支援センターに行ってみたくて」、「市役所の福祉課ですね。鬱病で就職してなかったんで、そういうのを支援してもらえるところ、取りあえず役場に行ってお話を聞いてもらおうかなみたいな感じで」、「発達障害者支援センターを調べて、『ああ、そういう施設があるんだ』と思って。電話して、『ちょっと私が発達障害かなって自分で思うんですけど』ってアポ取って」というように、最初の窓口や支援のきっかけは多様である。

[支援者のアドバイスによる後押し]は、本人のニーズや特性に合った支援者の助言によって、次の一歩を踏み出す様子を表現した概念である。「(障害者就業支援センター)行って面談したら、『A事業所がいいんじゃない』って言われて」、「(発達障害支援センターとハローワークの人が)もうごり押しっていうか、言ってきたんですよ。…『B型とかA型もあるけど、いや、A事業所ですかね』みたいな。…すごいこう、PRしてたから、『ああ、じゃあ、

PRのところ行ってみるかな』と思って」、「(障害者就業支援センターとA事業所)両方行って、どっちか向いている方があったら、ちょっと通ってみたらどうなんじゃないか』みたいなことを、(発達障害者支援センターの方に)お話しいただいて」、「市の福祉課の人と保健師の人と、障害者就業・生活支援センターと職業センターの職員さんとで、みんなに集まってもらって、『次、どこ行きます』みたいになって。…『精神障害の方の就職支援施設か、発達障害専門だったらA事業所ってところがあるよ』って教えてもらって」というように、支援者の助言が次の一歩につながっている。

[自分に合った支援機関への漂着]は、自分の目標や特性、物理的な距離、施設の特色などを考慮して、様々な機関の中から最終的に自分に合った支援機関を決定することを表す概念である。「地域活動支援センターに行ってみたくて、何か自由に過ごしているだけのところだったので…やっぱり就活したかったので、ちょっとハローワークに行ってみたりもして、…ハローワークでも、何か自分がうまく説明できなくて。…カウンセラーの先生から『若者サポートステーションに行ってみたら』って言われて。…そこで就職活動したいっていう話をしたら、何か『こあサポートの方がいいよ』って言われて、…そこに行って面談したら、…で、こちらに通うことになりました」と、自分に合った支援機関を求めて、複数の機関を漂流する様子が語られている。「働きたいというのが目標だったんで、逆にこっち、A事業所の方が、そっちの方の意欲は合っているんで、それを選びました」、「自分がまだ分からないことがいっぱいあったので、…まだ学ばなきゃいけないことたくさんあるのかなと思ひまして、…硬かった考え方があったのと、…広い視野になってくるというか、そういうもありまして、A事業所の方が向いているのかなと思ひました」、「距離的にも。…あのまず、本当、行きやすさといえますか、やっぱり」というよ

うに、自分と施設の両面を考慮して、最終的な支援機関を決めている。

### 3. 《発達障害であることの認識》

《発達障害であることの認識》は、プロセス全体のコアカテゴリーであり、[障害特性と行動特性との照合]、[経験の再解釈]、[鏡像としての他の障害者の存在]の3つの概念で構成される。障害特性やこれまでの経験、他の障害者の存在を手がかりにして、自分の特性のどこが障害なのかを理解していく様子を表すカテゴリーである。

[障害特性と行動特性との照合]は、発達障害の障害特性と自分の行動特性のどこが当てはまるのかを照らし合わせることを示す概念である。「先生が障害だって言ってたんですけど、その、障害があるって知らなかったの、…アスペルガーを調べ始めて。でも何か当てはまる部分と当てはまらない部分があったんで、障害なのかなっていうのは思っていましたね」、「何かネットで調べてみたんですよ。20代物忘れが激しいって。…ADHDっていう症状と私がぴったり当てはまって…」、「チェックリストにチェックして行って、何個以上だと発達障害ですみたいなのが一応あって。チェックしていったら、もう発達障害ですになって、『ああ、そうだな』と行って…」といったように、インターネットで調べたり、チェックリストを用いたりして、障害特性と自身の特性のどこが合っているかを確かめている。

[経験の再解釈]は、学校生活や就職における失敗経験、人間関係上のトラブルといったこれまでの経験を発達障害という視点から捉え直し、再解釈することを示す概念である。「小学校、中学校、高等学校全部、1年生の時にはちゃんと行っているのに、2年生になってから行けなくなって、だんだん不登校になっていくので。そういう癖があるというか、それはその、障害のせいだったのかなと。…障害だと思ったら納得できたので、自分の中では、それは良かったかなと思います」、「耳の聞こえ

が悪いわけじゃないんですけど、ちょっと言語理解に支障が若干あるんですよ。それがもうずっと引っ掛かってて、小学校の時から。聴覚検査では何も出ないもんですから、何だろうなと思ってたんですけど、これかと思って。結構、困難さはあったと思います。…連絡事項の聞き漏れ、聞き漏らしがとにかく多くて、…友達に聞かないと、明日の遠足の持ち物絶対分かんないみたいな。まあ、書いてあれば割と分かるんですけど。でも、整理整頓が苦手みたいな特性もあるんで、どっかいっちゃうんですよ。それかみたいな」、「今まで仲良くなってきたやつらはみんな、最後けんかしてしまっってというのが大体でしたね。ちょっと自分が頑固だったっていうのが、後々気づいたことだったんですけど、異常にそこにこだわっていたっていうのは。…今思えばですね。その時は、『あいつ、絶対悪いな』と思っているところがありまして」などのように、これまでの経験を振り返り、新たな解釈と気づきを得ている。

[鏡像としての他の障害者の存在]は、他の通所者や友達、親戚など、身近にいる発達障害者のもっている特性と自分の特性の似ているところを見つけ出し、障害について理解することを示す概念である。「自分と同じように、口頭指示が苦手というか。もしくは、自分以上に、空気の読めない人がいるとか、そういうことがありまして」、「やっぱりここにいると同じ障害をもっている仲間んで分かり合えるじゃないですけど、ちょっと同感する部分はありますね。だから同じような行動をしているじゃないのかなみたいな、のは思いますね」、「いろんなことがもう見えてきて、…話を聞いたりだとか、周りの通所生の方々を見てきて気づいたことを言うと、『あ、彼は間違いなくADHDじゃないか』っていうのがはっきりしましたね」、「姉のだんなさんが発達障害若干あるんですよ。…『忘れ物が多いんですよ』みたいなことを言うと、『ああ、俺も、俺も』

みたいな形になったりするんで」というように、身近な障害者の言動を客観的に見聞きし、自分と重ね合わせて捉えている。

#### 4. <適切な自己コントロール>

<適切な自己コントロール>は、[不適応につながる苦手なことの自覚]、[障害や苦手なことへの対処]、[合っていることや得意なことについての認識]の3つの概念で構成される。自分の苦手なことと得意なことが分かり、それらに応じた自己コントロールをすることができると表すカテゴリーである。

[不適応につながる苦手なことの自覚]は、発達障害の特性として、不適応につながる苦手なことは何なのかを自分自身で認識していることを示す概念である。「この事業所に来て気付いたんですけども、やっぱり口頭指示は、苦手な方でしたね」、「やっぱり連絡事項聞き漏らしているから、やっぱり耳、駄目なんだなっていうのも。そういうのがこう、自覚できたんで、それは非常に助かったですね」、「自分の得意、不得意というのが本当、何かよりはっきりしたような気がしますね。やっぱり手先を使う作業はちょっと苦手だったり。あと、スピードはあるんですけども、仕上がりが雑というか、ミスもあったり」、「もともとある雰囲気の中に入るのが苦手なので。誰もいない時間に入っちゃえばそんなに問題ないんですけど」、「音に反応してしまうというか、大きな音に。で、何か野球部の叫び声みたいなやつに弱いっていか、そういう音が苦手です」、「非常に敏感でしたね。ちょっとしたことでもう何かこう、ぐわっとなってしまうというか。…他の人なんかは笑って済ませられるようなことで、いつまでも、『それ違うよな』っていう、何か考え方、硬い感じですね。…融通が利かないみたいなところもありまして。…こだわりが強いついていうか」、「人にも依存しがちなところがあるなって最近気づいて、『ああ、やばいな』って思いましたね」という言葉に、障害特性として苦

手なことが明確になったことが表現されている。

[障害や苦手なことへの対処]は、不適応を起こさないために、障害や苦手なことについての対処方法を獲得することを示す概念である。「社会通念じゃないですけど、何か人間関係のルールみたいな、あるじゃないですか。それをみんな明文化してもらって。図とかも書いていただいたんで」、「やっぱり上下関係だとか。しゃべり方とか、こういうところ気を付けないと駄目だよみたいな。あと、ちょっと飲みを断るにも、ちゃんとした言い方というものがあるからって。そういうようなことをしっかりやっていかないといけないかなって、思っていますね」、「『電話はしなくていい』って言われて、『あ、できないもんな』と思って。『できなかったもんはやらなくていいんだ、やったー』みたいな」、「時間を決めるっていうのは大事なんですけど、寝る前に、スマホだとか、ゲームだとかはやらないとかっていうようなことも教えられてきて、最近ではもう全然めっきりゲームもやらなくなりました。はまりますね。1回やっちゃったら、もう終わるまでは。依存しがちですね」というように、社会的なスキルの習得や不適応を起こしやすいことを回避することによって対処しようとしている。「やっぱり気持ちはどうしても落ち着かないっていうのがありまして、あ、そうか、これ、睡眠剤として使えばいいんだみたいな、ワイパックスを半錠出されて、1錠だとすごく効き目があるので、半錠ほどで、まあ、すっと寝れましたね。処方です。指導の下に。そういうところも、少しずつ変わってきています」、「服薬したらよくなって、すごいなと思って。…前、行った病院で、『ストラテラとコンサータ2種類、ADHDの薬であるよ』って言われて、最初ストラテラ飲んで、今、コンサータを飲んでます。やる気が出るんですよ。私の場合ですけどね。だるーいみたいな。…あれが年中だったんで。…小さいとき、ずっとですね。物心

がつく頃からですよ、多分。で、飲むと、…しょうがないから行くかぐらいのやる気は出るので、まあ、すごい楽にはなったな」と、専門医の指導の下で、自分に合った服薬をしている。

[合っていることや得意なことについての認識]は、これまでの経験や新しい活動の中で、自分に合っていることや得意なことの認識が明確になることを表す概念である。「伝票の入力がすごく合ってたと思います。あまり苦痛じゃなくてできたので。で、結構続いたので、それは合ってたと思うんですけど」、「プログラムを作ること自体は、問題なかったですね。割と合っていたと思います。割と楽しかったし」、「ここ来て、木工とかで、そういうのは楽しいっていか。多分、合うのかなとは思いますが。何だろう、何か作りたいっていか。…やってて楽しいのはあるんで」、「手作業みたいなのを授業とかで、向き不向きが分かってくるんで。…あとは意外だったのが『郵便カードの仕分けが早いんですね』って言われて。『得意だったんだ。やったことなかったもんな、郵便の仕分けみたいな』』というような認識が語られている。「1つのことに関していろんなことを考えられるとかっていう性質が強いみたいなので。やっぱりそういう意味で何か感動は、普通ってどうなのか分からないんですけど、大きいんじゃないかなとは。…普通ちょっと違うってだけで、かなり恩恵はあると思います。…まあ、普通の人、退屈なんだなと思えるようなことでも、何か、俺、全然やっていける。ああ、そう。そういうふうに見えたり発展したりできるのは、やっぱり強いんじゃないか、強みなんではないかな」と、障害特性が自分の強みでもあるという気づきが表現されている。

##### 5. <自分についてのメタ認識>

<自分についてのメタ認識>は、[肩の荷を下ろした思い]、[自己理解の実感]、[将来への志向]、[障害者としての周りの人へのスタン

ス]の4つの概念で構成される。安心感や自己理解を実感し、就職や周りの人との関わり方など、将来のことについて考えていることを示すカテゴリーである。

[肩の荷を下ろした思い]は、発達障害であることに合点がいき、無理をしなくてもよい状況になり、安心感を得ることを表した概念である。「『そうだ、そうだ』ってチェック入るとそうだったんで。『ああ、そうだ』みたいになったんですけどね。ああ、ちょっと楽になりましたね」、「自分は、やっぱり何かおかしいと思った。これで合点がいったって、すごく安心しましたね」、「『ああー、気持ち的にはラッキーだな』っていう、(診断を)受けてから。何かなりたくて行ったら変ですけど、ある程度調べて、下調べして行ったんで、そこで、『いやー、ちょっと君、発達障害じゃないね』って言われるよりは、診断をこうね、ばっちりこう、もらった方が、あの、ああ、何ていうの、安心っていか、「他は今まではみんな周りが健常者で、自分がこう、何かちょっとおかしいのかなっていう感じもしたんですけど、それがちょっともうおかしいって言ったら、ちょっと失礼ですけど、そういう子たちがいっぱいいて、ちょっと安心だなって」、「(A事業所に)入ってこう、ふぬけてしまったっていか、逆に言えば、気楽になったっていか。今までこうちょっと、背伸びをしている感じはありましたんで、肩の荷が下りたなっていう感じ。…本当ぎりぎりのラインでもう何か今までやってきまして」という言葉から、楽になりほっとした気持ちが伝わってくる。

[自己理解の実感]は、支援者の助言や新たな経験から、自分の特性や変化について気づくことを示す概念である。「以前より何かその、自分のことを説明できるようになった気がします」、「逆に気づく、今まであんまりよく触れてないのもここで体験できたりはするんで、それがありがたいなって。例えば、郵便仕分けとかも。…手、器用じゃないんですけど、…指

の使い方とか、もういっぱいあるので、毎日我慢してやっているんだけど、新たなスキルが増えていく感じが何か今まで経験してない分、ありますね」、「(髪を)とかしたりしているんですけど」、「寝癖あるよ」とか言われるんで、やっぱり気にするようにはなりましたね。今まではあんまりしなかったんですけど、「自分に気づくと自分にとって何が必要なんだろうってことが見えてくると思うんですね。…最近はどうもの見方が全然違って。…結構かなり、安定しています」など、自分についての気づきが語られている。

[将来への志向]は、今後、予想される困難点を考慮して、どのような形で就職するのか、自己を活かしていくのかなど、将来について考えることを表す概念である。「将来的な、就職のためにも、やっぱり本当に自分の得意、不得意なところが分かっていた方がいいので。本当にその点においては、このA事業所に来てよかったと思います」、「実はもう最近まで迷ってしまっていて、最近ようやく、障害者枠でやっていこうと決めたくて」、「障害者雇用を利用して、苦手なところを伝えてから就職できる」、「基本的に自分のことを分かってもらわないときつところはどうしてもやっぱり今後あるので、障害者枠で、お金に関しては確かにですけど、それよりも何かもっと別のもの、強みがあればやっていけるんじゃないかなとはやっぱり思っています」と、将来についての考えが語られている。

[障害者としての周りの人へのスタンス]は、親や親戚、友達など、周りの人に対して、自分の障害についてどのように開示するのか、あるいはしないのかについて決めることを表現した概念である。「親があまり納得してないから、お医者さんにこういう診断を出されたっていう、まあ、客観的な証明じゃないけども、…医者に言われたからしぶしぶ認めたいなところはありますね」、「うちも親戚も、ある程度、学歴が高いといいますが、ちゃん

とした職業に就いていまして。…仮に障害者雇用で雇用されても、(親戚には)あんまりおっぴらにはせずに」、「友達、1人、2人、3人ぐらいは。お出掛けしたら割引になるんで、いろんなところが。それで、言っといた方がいいかなと思って。(手帳を)何で持っているのとかって、ちょっと面倒くさいんで、最初に言っておくかなと思って」と、相手にどのように受けとめられるかを考慮して、周りの人との関わり方を考えている。

#### IV 結論

南雲は、障害受容における障害の社会受容と障害者の自己受容の重要性を指摘している<sup>9)</sup>。その両方が不十分であることによって、退学や離職、鬱病、引きこもりなどの二次的障害を生じ、発達障害者の社会的自立が阻まれていることが分かった。

[障害特性と行動特性との照合]や[経験の再解釈]、[鏡像としての他の障害者の存在]によって「発達障害であることの認識」が十分になされることが、発達障害者が主体性を取り戻す上で重要なポイントとなっている。そのため、例えば、文中にあるような「チェックリスト」の活用、これまでの経験を振り返る「語り」の重視、ピア・サポートを促す働きかけなどの支援がなされることが望まれる。

支援者の助言や事業所での活動など、社会との関わりの中で、「発達障害であることの認識」が深まったり、「適切な自己コントロール」ができるようになったり、「自分についてのメタ認識」がなされたりしている。これらのカテゴリーは、相互に影響を及ぼし合う関係である。このような一連のプロセスを通じて、発達障害者が肯定的・否定的感情も合わせて受け入れられるようになって心理的安定がもたらされており、社会的自立が促進されることにもつながっている。インタビューから、支援者は、本人が自身の特性に気づくような活動を

取り入れたり、「髪がはねている」などの普段の様子について指摘したり、電話対応など自分には向かない仕事はしない、依存しないように寝る前にはスマホやゲームをしないなど、[障害や苦手なことへの対処]の具体的な方法について助言をしたり、分かりにくい人間関係のルールを明文化して示したりしていることが分かった。一人一人の特性をしっかりと理解して、<適切な自己コントロール>ができるように支援を行っていくことが極めて重要である。

なお、本研究の限界として、A就労移行支援事業所1機関に通所する発達障害者を対象としているため、このような機関での支援を受けていない発達障害者は、異なった障害受容のプロセスをとると予想させることが挙げられる。今後の課題として、様々な支援機関も視野に入れ、検討していく必要がある。

## 謝辞

本研究にご理解とご協力をいただきましたA就労移行支援事業所及び通所者の皆様に、深く感謝いたします。

なお、本研究は、平成26～28年度科学研究費補助金基盤研究(C)(No.26381340)の助成を受けて行ったものである。

## 文献

- 1) 岩井阿礼.障害受容概念と社会的価値—当事者の視点から—.淑徳大学研究紀要. 2011;45:239-250.
- 2) Fink SL. Crisis and motivation: A theoretical model, Archives of physical medicine and rehabilitation. 1967;48:592-59.
- 3) Cohn N. Understanding the process of adjustment to disability: Journal of Rehabilitation. 1961;27:16-18.
- 4) 本田哲三, 南雲直二, 江端広樹, 渡辺俊之

.障害受容の概念をめぐって.総合リハビリテーション.1994;22(10):819-823.

- 5) Dembo T, Leviton G, Wright BA. Adjustment to misfortune: A problem of social psychological rehabilitation. Artificial Limbs. 1956;3(2):4-62.
- 6) Wright BA. Physical Disability-A Psychological Approach. New York: Harper &Row; 1960.
- 7) 上田敏.障害の受容—その本質と諸段階について.総合リハビリテーション.1980;8(7):515-521.
- 8) 南雲直二.脊髄損傷患者の障害受容—stage theory再考.総合リハビリテーション.1994;22(10):832-836.
- 9) 南雲直二.障害受容の相互作用論-自己受容を促進する方法としての社会受容.総合リハビリテーション.2003;31(9):811-814.
- 10) 土岐淑子,中島洋子.高機能広汎性発達障害の就労支援.児童青年精神医学とその近接領域.2009;50(2):122-132.
- 11) 桜井美佳,柴田珠里,小林信篤編.平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業 就労移行支援事業所のための「発達障害のある人の就労支援マニュアル」.2-3.神奈川:社会福祉法人横浜やまびこの里;2013.
- 12) 木谷岐子.自閉症スペクトラム障害の成人当事者が抱える「自分」—M-GTAを用いた質的研究—.北海道大学大学院教育学研究院紀要.2015;122:1-25.
- 13) 田中康雄監修.藤森和美,辻恵介編.発達障害とキャリア教育.東京:金剛出版;2014.
- 14) 木下康仁.M-GTAグラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究の誘い—.東京:弘文堂;2003.

# 障害者が使用するミシンのデザイン

## —協働実践としてのデザイン—

海老田大五郎<sup>1)</sup> 佐藤 貴洋<sup>2)</sup> 藤瀬 竜子<sup>2)</sup>

1) 新潟青陵大学福祉心理学部臨床心理学科

2) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

## The Design of Sewing Machine which the Disabled Can Use

### —The Design as collaborated practices—

Daigoro Ebita<sup>1)</sup> Takahiro Sato<sup>2)</sup> Ryuko Fujise<sup>2)</sup>

1) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY  
DEPARTMENT OF CLINICAL PSYCHOLOGY

2) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY  
DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

### 要旨

本研究の目的は、障害者の抱える困難に配慮したミシンがどのようにデザインされているか、障害者を実際に雇用する企業のワークプレイスの「実践」を通して記述することである。そして、障害者と健常者の協働実践としてのデザインを検討することの重要性を、実際に使用されているミシンのデザインの記述によって示すことである。本研究で研究対象となったミシンのデザインは、障害者の抱える困難への配慮はもちろんのこと、「モジュール化・ユニット化」という雇用者と被雇用者の双方への配慮を最適化する概念や、「シームレス化」という作業要素の応用可能性を示す概念と結び付けて説明可能なものとなっている。障害者は抱えている困難に配慮されたミシンを使用することで、企業内での「経済的な居場所」を得ることが可能になった。

### キーワード

障害者雇用、デザイン、協働実践、エスノメソドロジー、ワークプレイススタディ

### Abstract

The purpose of this study is to describe the design of the sewing machine which enabled the intellectually disabled to be employed in the corporation by means of interviews and fieldworks on workplace practices. Thus, we demonstrate to analysis and describe the sewing machine for the sake of showing the importance of the analysis of cooperation practices between the disabled and the abled. This design of the sewing machine which is being studied is accountable for the connection with the concept of modularization / unitization which are out of respect for the employer and employees or seamless which indicates the possibility of application of working element. Finally we insist that this design of the sewing machine provides 'a economic place' to the intellectually disabled in the corporation.

### Key words

Employment of the Disabled People, Design, Collaborated Practice, Ethnomethodology, Workplace Study

## I はじめに：対象と方法

2011（平成23）年の「障害者基本法」改正において、条文の中に「差別の禁止」が明記された。この条文を明確化すべく、2013（平成25）年6月26日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、2016年（平成28）年4月1日から施行された。本法律では、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」（下線は筆者らによる）ことが明記されている。だが、この条文の政治的意図にはほぼ同意できる一方で、「何を記述すれば配慮を記述したことになるのか」という疑問は残る。

このような政策動向の中、本論文は、すでに多数の障害者を雇用する一般企業の実践、そのなかでも「障害者の抱える困難に配慮するかたちで一般雇用を可能にするデザイン」を記述することで、一企業による障害者への配慮を記述することを試みる。次節では、ここに的を絞る理由説明として、本研究における対象と方法について述べる。

### 1. 対象：障害者雇用におけるデザイン

障害者雇用研究において、デザインに注目するという発想は単に奇抜さを狙ったものではない。Dewsburyら<sup>1)</sup>は、障害の理解を広めたり支援テクノロジーのデザインを伝えたりするという実践的な関心のなかで、障害の

社会モデルの核となるいくつかの社会学的仮定の有効性について疑問を呈し、詳細でエスノメソドロジーに特徴付けられたエスノグラフィ<sup>2)</sup>的調査研究を代替的な分析枠組みとして提示している。Cheverstら<sup>3)</sup>もDewsburyらと同様の主張をしており、障害者や高齢者がいわゆる地域生活を可能にする住まいのデザイン、たとえば救難連絡とGPSの使用などを検討している。真鍋ら<sup>4)</sup>は自閉症児向けスケジュール帳のビジュアルデザインについて改善提案をしており、大原<sup>5)</sup>は障害者の居住支援のデザインについて概観している。寛<sup>6)</sup>は、ソーシャルデザインを「人間の持つ『創造』の力で、社会が抱える複雑な課題の解決に挑む活動」（寛2013:12）と定義し、寛ら<sup>7)</sup>はコミュニティを活性化する、コミュニティの課題を解決するためのデザインの実例として、30の事例を紹介している。これらの報告はコミュニティソーシャルワークにおいて、デザインの果たす役割の重要性を示すものである。これらのように社会福祉研究でデザインという概念が注目されつつあるなかで、障害者雇用におけるワークプレイスでのデザインの研究が十分になされてきたとは言い難い。本研究は障害者の一般雇用領域で、障害者が働く職場に直接足を運び、そのワークプレイスについてのフィールドワーク<sup>8)</sup>や雇用者・支援者・障害者へのインタビュー調査を行い、障害者が働くワークプレイスでの実践から、そこでの配慮としてのデザインがどのようになされているかを記述する。なお、ワークプレイス研究とは、仕事/労働の現場やそこでのコミュニケーションに焦点を当てたエスノグラフィやフィールドワークを用いた研究を指している<sup>9)</sup>。

障害者を一般企業において雇用するためのデザインとは、次のようなことを指している。たとえば、日本の会社で最初に知的障害者を雇用したチョーク製造会社の日本理化学工業株式会社では、知的障害者が理解できない

「100g」という数字を用いず、「おもりの種類」や「おもりの色分け」によって、チョーク作りにおける「材料分量の計量」や「材料の配合」という作業を可能にした（大山2009）<sup>10)</sup>。こうした障害者の特性や困難に配慮された「おもりの種類」や「おもりの色分け」による工程の微調整こそが、筆者らの言うデザインである。つまり、当該障害者の「特性や抱える困難に配慮を示すような形で、実際になされる労働が可能になるようになされる微調整やその組み立て」を、筆者らはデザイン<sup>11,12)</sup>と呼ぶ。

## 2. 方法：実践の記述

筆者らが依拠しているエスノメソドロジーという研究プログラムが示す研究方針は至ってシンプルである。端的に言えば「実践を記述せよ」ということになる。前田<sup>13)</sup>によれば、「実践においては、状況に埋め込まれつつなされたひとつひとつの指し手は、それを理解可能なものにしていく規則と分かちがたく結びついて」（2007：50）おり、「実践を記述する」という表現で目指しているものは、「こうした結びつきを切り離すことなく記述していくこと」（2007：50）なのである。本稿ではこの研究方針を明確にするため「協働実践」という概念を導入する。これによりデザイン実践のインタラクティブな側面が明確になると同時に、デザインを記述するならばユーザーとデザイナーの協働に着目することの重要性も示唆してみたい。

## 3. 調査協力者について

筆者らはこれまで10社以上の企業に調査協力いただき、観察調査やインタビュー調査を行っている。本研究ではそのうち服飾製造会社（以下B社という）から得られたデータを分析する。なお、本調査研究においては、新潟青陵大学の調査研究に関する倫理審査を受け、承認を得ている（承諾番号：2015009号）。調査協力者へ本研究の趣旨を説明し、データの使用については署名入りの同意書を得てい

る。

B社はある服飾系企業の関連子会社で、パジャマ、下着、スポーツウエアなど、合計で年間約70万着を製造し、年間約16億円を売り上げている。B社における製品出荷までの工程は、大きくは「営業・生産管理」、「裁断」、「縫製」、「検査・包装」の四工程に分かれており、それぞれの工程がさらにいくつかの作業に細分化されている。B社では、従業員が200名を超え、そのうち8名が何らかの困難を抱えている。障害者雇用率は約5%であり、民間企業の全国平均が1.88%（2015（平成27）年調べ）<sup>14)</sup>であることを考えれば、B社は高い障害者雇用率を保持しているといえよう。また、厚生労働大臣や地方自治体から積極的な障害者雇用に対していくつかの表彰も受けている。雇用されている障害者の三障害（身体:知的:精神）の比率は、身体障害:知的障害:精神障害=1：2：1となっている。本研究ではB社のX社長、障害者雇用のアドバイザーであるYさん、障害者雇用に関する事務業務を取り仕切るZさんにインタビューを行った。その詳細について記述する。

次章では、「モジュール化・ユニット化」（下線は筆者らによる）というものがどのようなことを示す概念なのかを明らかにし、このような概念とデザインされたミシンとの結びつきを、「座標・シームレス化」という概念を通して記述し、インタビュー調査や観察記録から検討する。

## II 実践の記述:ミシンのデザイン

筆者らが注目したのは、B社に勤務するEさんである。Eさんは軽度の知的障害と学習障害があり、普通高校を卒業後、B社に入社している。Eさんを採用する際、B社は国や都道府県からの4種の助成金を活用し、障害者職業センターの支援も3ヶ月間受けていた。Eさんは本人の希望により入社後ミシンを使

った研修を受講した。しかし、Eさんはその障害によりミシン作業時において、指先と足元など複数の箇所へ同時に注意を向けることや、ミシンを使用するときの作業手順を覚えることが難しかった。安全面も考慮され、B社技術担当やYさんの判断により、Eさんはミシン作業の担当ではなく、製品のラベル付けや検品などの担当に配置された。だが、Eさん本人はミシンを使った作業を希望し続けた。B社は自社への定着を考慮し、地方自治体からの助成金を活用して、Eさんがミシン作業を行えるようにプログラム可能な電子ミシンを購入した。本来ならば、この時点ですでに議論しなければならないことが少なくとも3つある。それは①Eさんに「できる仕事」ではなく「やりたい仕事」へ再配置するという配慮、②B社への「定着」という視点、③Eさんの障害に配慮してミシンをデザインする、ということだ。本研究では紙幅の関係上、③「どのようにこの電子ミシンがデザインされたのか」ということに絞って報告する。

### 1. モジュール化・ユニット化

電子ミシンを使って布を縫製するといった場合、その作業はいくつかに分割することができる。たとえば、1)「縫い合わせる1枚目の布を台におく」、2)「縫い合わせる2枚目の布を重ねる」、3)「ミシンで縫う」などのように。このようにすれば、1)の作業を一人の障害者の方が担い、2)の作業をもう一人の障害者の方が担い、3)だけ健常者が行うというように、作業を単純化するための分割をとおして、障害者の雇用を生み出せるように思える。しかしながらこのような「作業を単純化するためだけの分割」は、Yさんに言わせれば「最悪」なのだ。なぜなら作業すればするほど人件費が高かつき、赤字になるからである。B社で障害者雇用のアドバイザー的地位にいるYさんは、「作業を分割すること」と「作業を要素化すること」の違いについて、モジュール化、ユニット化という用

語を用いて、次のように説明した。

#### データ1<モジュール化・ユニット化>

Y：作業分割の話をしていくと、極端に言ったら、たとえばわれわれ縫製でいったら必ず、(モノを)「取って置く」、「取って置く」という作業がありますよね。そしたら「取って置く」を分割したら作業が(「取る」と「置く」の)倍になりますよね。つまり分割することによって作業が増えることになる。ひじょうにわかりやすくなる。仕事はいかにもやっているように見えるけれども、しなくていい仕事を増やしている。これが組立ですごく多いんですよ。ですからそういう目線で、仕事は一回取ったらそのまま置いた方が早いですよね。これを二つの作業にして二人でやったらこっち(ものを取った方を)見て置いて、こっち見て置いてと、昔の言葉で言ったら「飴より筐が高い」、包装代の方が高い。そういうことをやめましょうねっていうのが基本です。で、そのなかで私が要素技術って言っている意味は、ちょっと違うんですよ。一個一個切り分けるっていう意味じゃなくて、ひとつのユニットとしてね、モジュールとして取り出すっていうことなんですよ。たとえば縫うときに、モノを取る、置くっていうのは実はミシンでも一緒だし、裁断でも一緒だし、検品でも一緒だし。どう置きますかって言ったら、作業方法で言ったらみんなやるけど、置く位置を決めてとかね。動線を決めて最短経済距離でやるとかね。そういうことをひとつのユニットと考えるんです。そのユニットを機械化、要素化してピックアップする、そういうのができませんか、っていうのが私の考え方です。(中略)これがやったらこれが出てくるみたいなね。乱暴な言い方したら。でも中にはすごいプロセスがあるじゃないですか。車はアクセス踏んだら動くけれども、非常に複雑な動きをしている。でもわれわれはみんなあそこはブラックボックス化していて踏んだら出るんだみたいに思っているんで

す。だから仕事をパッケージ化・モジュール化・ユニット化するっていうのはそういう意味に近い。だからそれは一個のものを取り出すという意味ではない。一個のものを取り出すというのは私から言わせればそれは最悪のパターン。でも現場はそれをやりますよね。

(中略) だから就労支援のところでも、一回数えたものを最後に就労支援の方がもう一回数える。そういうのはほかに方法はありませんかっていうのが、私が仕事をスライス化するとモジュール化っていうのは対極にある違い。

Yさんが「作業を分割する(スライス化する)」と言うとき、作業は細分化されるだけで、作業効率や経済効率という視点が欠落していることを含意している。たとえば「物を取って置く」という作業は「物を取る」という作業と「物を置く」という作業に分割できる。これだと作業は確かに分割されて単純化される。しかしながら「物を取って置く」という作業は「物を取った」人が「物を置いた」方が、それぞれ別の人間がやるよりもはるかに効率が良い。つまりここでYさんが「作業を分割する」というとき、一人でもできる仕事を複数人で遂行することを含意しており、結果的に手を動かさず動かしほど赤字になるということに陥りかねない。

他方でYさんが「作業を要素化する」というときの要素とは、作業が効率よくなされるための機能をモジュール化・ユニット化されたものという含意がある。「電子ミシンを使って布を縫製する」といった場合、上記1)、2)、3) というように作業を分割してはならず、あくまで「電子ミシンを使って布を縫製する」とモジュール化・ユニット化されていなければならない。上記のたとえで言えば、要素とは「ネジ一本、コード一本、金属片一つ」ではなく、「アクセルを踏めば車が走るという機能そのもの」ということになる。一度部品をエンジンとしてモジュール化・ユニ

ット化してしまえば、エンジン内の構造を知らない人でも、アクセルを踏むだけでエンジンを回すことができるようになる。これだと簡単処理、簡単操作で作業価値の高い仕事になる。

Yさんによれば、ある種の困難を抱えている人に対して作業ができるように配慮するといっても、作業効率や経済効率を無視して作業を単純に分割するのではない。障害者の困難に対して配慮してデザインされる作業は、あくまで簡単処理や簡単操作で高付加価値を付与されるようにモジュール化・ユニット化されなければならない。障害者の困難に対して配慮し、かつ経済的損失を伴わないという合理性がモジュール化・ユニット化という概念には埋め込まれている。

## 2. 座標・シームレス化

「ミシンを使って生地を縫う」というとき、筆者らのような服飾製造の素人と、そのプロフェッショナルであるYさんでは、そのヴィジョンが全く異なることが、インタビュー調査によって明らかになった。ここでキーワードとなるのは「座標」と「シームレス化」という概念である。

### データ2<座標とシームレス化>

Y: モノを作っていくときに流れがあるんですね。たとえば座標で  $(x, y)$  がありますが、 $(x, y)$  が全てなんです。ミシンで縫う人って普通ね、現物があってここから5ミリ縫いますので言うでしょ。でも見方変えたら座標で縫っているんです。この座標が  $(0,0)$  だったら、 $(0, 5)$  のところでね、 $(1, 5)$ 、 $(2, 5)$ 、 $(3, 5)$  というふうに、座標で縫っているでしょ。だったらその座標どおりにミシンを加工してやればね、すぐできるじゃないですか。垣根がないじゃないですか。そうするとモノを縫うっていうふうに人間は見てんだけど、実はみんな座標なんです。(中略) コンピュータソフトでいうと、シームレス化というひじょうにわかりやすく、 $(x, y)$

の座標データとして取り入れていくでしょ。そしたら別に簡単です。コピーもなにもしなくていい。ようは共通データを使って標準フォーマットで取り出せばいい。機械加工ってそんな感じですよ。1からデータとかそんなばかなことしなくていいよ。だから難しい仕事ができるんです。

ここで述べられていることは、まず「物を縫う」といったときの、素人のビジョンとYさんのようなプロフェッショナルのビジョンの違いである。たしかに筆者らのような素人は、ここからここまでというようにミシン針を走らせる軌跡を「線」で考える。しかし、Yさんのようなプロフェッショナルは、その軌跡を「座標」としてとらえている。ただしここで焦点化したいのは、素人と専門職者のビジョンの違いの有無というよりも、このプロフェッショナルビジョンがもたらす応用実践の方である。ミシンで縫う軌跡を布上の座標として取り出すことができれば、「縫う」、「貼る」、「折る」といった作業に共通して使うことができる。言いかえるならば、ここでの「シームレス化」とは、たとえばミシンによる縫製をするとき、その縫製する軌跡の座標を取り出すことができれば、その座標は他の作業（アイロンを使って貼る作業、折る作業など）に応用できる（垣根がなくなる:シームレス）ということの意味する。

### 3. ミシンのデザイン

本節では、「モジュール化・ユニット化」、「座標・シームレス化」という概念が、実際にEさんが使用するミシンのデザインとどのように結びつけることができるのかを検討する。

B社ではある生地別の生地を縫い付けるとき、最初にコンピュータを使用して設計や製図をするシステム（CAD）によって図面が作られる（写真1）。この図面をプリンタではなく、切削機（写真2）につなぐことでプラスチック板が切削される。それによってできあがった型（写真3）に沿って糸が縫え

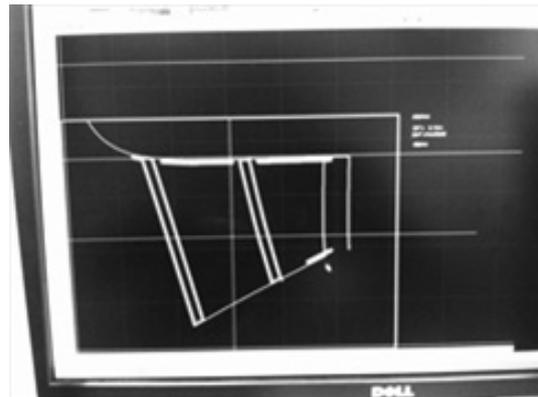


写真1 CADによる図面

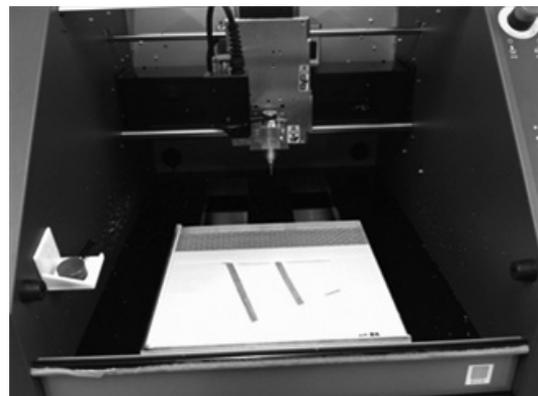


写真2 切削機

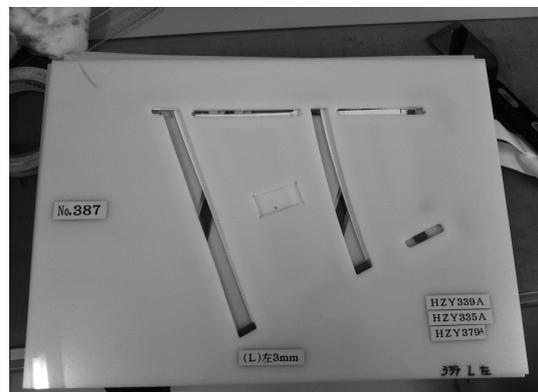


写真3 型

るように、その軌跡をミシン自体にプログラムする。実際に写真1の画面上で、どのように糸で縫われるのかのシミュレーションを行うこともできる。これらの一連のミシンに組み込まれたソーイングプログラムは、「座標」と「シームレス化」という概念の導入によって可能になっている。ある特定の「座標」を入力することで、その座標データが「型の切削」にも「ソーイングプログラム」にもシ



写真4 標準的な業務用マシン

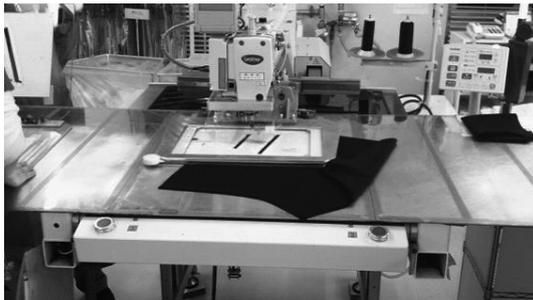


写真5 デザインされたマシン1



写真6 デザインされたマシン2

ムレスに応用されているのがわかるだろう。

この一連のデザインによって、Eさんは知的障害と学習障害を抱えていても、布を重ねて置き、ワンショットで製品のある部分を縫い付けることが可能になった。これらのアイデアの集積によって、「電子マシンを使って布を縫製する」という一連の作業をモジュール化・ユニット化し、障害者のマシンを使用した作業が簡単操作で高い作業価値を付与されるデザインになっている。

#### 4. デザインされたマシンの使用

ここではマシンの使用を分析することで、Eさんの使用するマシンは、Eさんの抱える困難に対してどのように配慮されたデザインになっているかを記述する。そのためにまず、

表1 標準的業務用マシン（写真4）を扱うために必要な2種類の知識

A 群	B 群
機械の知識	作業の知識
①押さえ上げ	①正確な定置
②返しレバー	②スピードに合わせた手指腕コントロール
③速度コントロール踏み板など	③生地伸縮に対するコントロール
	④曲線での正確なコントロール
	⑤待ち針などの的確な打ち込みなど

健常者が使用するような、Eさんが使用できなかった標準的な業務用マシン（写真4を参照）を見てみよう。これに対し、Eさんの困難に配慮される形でデザインされたマシン（写真5,6を参照）は、あらかじめCAD（写真1参照）によって作成された2つの同じ型（写真2参照）で布を挟み、所定の場所に型で挟んだ布を置いて、足でペダルを踏む（写真6参照）と、あらかじめソーイングの軌跡をプログラムされているマシンが、自動で型に沿って縫うようになっている。

標準的な業務用マシン（写真4）と比較すると、Eさんが使用しているマシンは、決定的な違いとして、足と手を同時に動かすような作業をしなくてもよいようにデザインされていることがわかる。また、布を置く場所の微調整やフットコントローラーを踏む力加減の調整などが不要なく、実際に縫う軌跡や縫い方の種類などについては、あらかじめマシンにプログラムされており、ワンショットで全て縫い終えるようにマシンがデザインされている。つまりは、上記表1のB群にあるような、5つの「操作における作業についての知識」がなくてもマシン作業ができるように、マシンがデザインされていることがわかる。

### Ⅲ 考察:デザインの合理性と協働実践

本章で考察したいのは、デザインの合理性と協働実践の関係である。障害者にとって何が合理的であるかを他の人びとに理解させるには、その実践に即することで、はじめてその合理性が観察・理解可能になる。ここでいう他の人びとには、ミシンのデザイナーやB社の同僚、筆者らや本論の読者も当然含まれる。

次のような問いを立ててもよいかもしれない。ミシンを使用する活動とミシンをデザインする活動は異なるし、それぞれの活動者も異なる。このミシンをデザインしたデザイナーは健常者であり、Eさんと同じ困難を抱えているわけではない。にもかかわらずこのミシンのデザイナーはEさんの困難をどのように理解し、どのようにしてEさんが使用できるようにミシンをデザインすることができたのか。端的な回答は次のようになるだろう。Eさんがミシンを使用する、あるいはミシンが使用できないという実践に即することによって、はじめてデザイナーはミシンの扱いにおいてEさんの抱える困難が観察・理解可能になり、ミシンをデザインする実践が可能になるからだ、と。本研究において、Eさんは確かに知的障害と学習障害を抱えている。しかし、このような障害名だけではミシンのデザイン実践や使用実践において、何の合理性も理解も記述できない。Eさんがミシンと向き合うという実践に即してはじめて、知的障害と学習障害を抱えるEさんが、手先と脚の複数の箇所<sup>1</sup>に注意を分散することについての困難、作業手順を覚えることの困難、フットコントローラーの力加減の困難があると理解可能になる。この理解可能性によって、デザイナーは注意すべき箇所や作業手順を最少化するように、ミシンをデザインすることができる。つまり、障害者の労働をデザインするうえで、障害者と支援者の協働実践は必要不可

欠なのだ。

#### 1. モジュール化・ユニット化の合理性

「ユニット化・モジュール化」の合理性とは、雇用者への配慮と被雇用者への配慮を同時に最適化することである。ここでの雇用者への配慮とは、作業を単純化しても無駄な作業及び人件費を増やさないという、作業効率や経済効率への配慮である。被雇用者への配慮は、本人たちのやりやすい方法で高付加価値を生み出すような作業デザインとして示されている。この双方への配慮を最適化するのが、ここでの「ユニット化・モジュール化」という概念である。Yさんは障害者たちの居場所作りとは、何も休み時間の過ごし方だけを指すわけではなく、「経済的な居場所作りも指すのだ」と述べていた。Eさんのミシンによる作業が洋服を作るうえで高付加価値を生み出すならば、Eさんのミシン作業は服飾の製造に不可欠なものになる。ちなみに、このデザインされたミシンは通常のミシンを使用して健常者が縫うより、作業スピードが2.5倍程度速い。このことがEさんに「経済的な居場所」をもたらすことになる。

#### 2. 座標・シームレス化の合理性

「座標・シームレス化」の合理性とは、ソーイングプログラムの応用可能性である。ミシンで布を縫う軌跡を座標として取り出すことができれば、その座標データはミシンのソーイングプログラムにも、布を固定するプラスチックの型の切削にもシームレスに応用できる。この座標の応用可能性こそが、「シームレス化」の示すところである。また「座標・シームレス化」の合理性は、デザインのリソースにもなりうる。Yさんによれば、ワンショットでソーイングプログラムが作動するミシンをデザインできるのは、「座標・シームレス化」という概念を導入することによって「難しいことを1からプログラムする必

要がない」からである。

### 3・小括

このように、「ユニット化・モジュール化」と「座標・シームレス化」の、それぞれの合理性が理解可能であるからこそ、ミシンのデザイン実践とインタビューで語られた内容を「ユニット化・モジュール化」や「座標・シームレス」と結びつけることが筆者らにも可能になる。障害者の困難に配慮されたミシンのデザインは、障害者との協働実践から合理性や理解可能性を学ぶことで初めて可能になる。

## IV 結語

本研究では、全国平均よりも倍以上高い障害者雇用率を達成しているB社に調査協力者となっただき、B社で示されている配慮としてのデザイン、ここでは知的障害と学習障害を抱えるEさんの困難に配慮したミシンのデザインを記述した。

### 1. 配慮としてのデザインの記述

本研究の問いの1つは「何を記述すれば配慮を記述したことになるのか」というものであったが、本研究ではデザインを記述した。本研究でいえば、Eさんの使用するマシンは、知的障害と学習障害を抱えるEさんの困難、たとえば複数の箇所に注意を向けることの困難や、作業手順を覚えることの困難に配慮したデザインになっている。したがってB社において、Eさんの困難に配慮したミシンのデザインを記述することが、本研究の問いの1つである「何を記述すれば配慮を記述したことになるのか」という問いへの回答の1つになるだろう。B社では既存のマシン作業に必要な5つの作業（正確な定置、スピードに合わせた手指腕コントロール、生地の変縮に対するコントロール、曲線での正確なコントロール、待ち針などの的確な打ち込み）への負荷を最小化するように、Eさんの使用するミ

シンはデザインされていた。

さて、このEさんの抱える困難に配慮してデザインされたマシンを、Eさんが欠勤したときに健常者である同僚のIさんが使用する機会があった。Iさんは、このマシンのユーザーとして想定されていたわけではないが、Eさんのマシンを実際に使用すると、その使いやすさに驚き、B社の全てのマシンをこのマシンにするように直属の上司に進言したのである。X社長は「障害者の困難に合わせてマシンをデザインすることは、究極的には誰にもでも使用されるようにデザインされたマシンを作ることと同じであり、このノウハウこそが当社の財産になっている」と述べている。

### 2. 協働実践としてのデザインの記述

マシンのデザイン実践は、その使用者として想定される障害者のEさんに対してだけではなく、このマシンをデザインしたデザイナーにはもちろんのこと、健常者である同僚にとっても、これらの活動に全く関わっていない筆者らにとっても、合理的なものとして説明可能なものになっている。このときの合理性とは、障害の診断やカルテから理解できるものではなく、障害者による実際のマシンの使用や、障害者と支援者であるデザイナーの協働実践を見ることで、はじめて理解できる合理性である。この協働実践における合理性及び理解可能性があるからこそ、マシンのデザインが可能になる。

### 3. 社会福祉研究におけるデザインの記述

本研究のようにデザインを記述することは、社会福祉研究としてどのように貢献していることになるのか。通称「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置として、「負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理

的な配慮をするように努めなければならない」ことが明記されている。

B社では、障害者であるEさんが縫製した製品を、他の健常者である同僚が逐一チェックしているわけではない。こうした「効率の悪いことを省きましょう」というのがB社の方針でもある。Eさんの作業はB社の製造ラインの一部を担っており、Eさんの作業やEさんの関わった製品の扱いは、健常者のそれと同等である。最終的な検針などはもちろんあるが、それは障害者の関わった製品だからではなく、B社の製品としての検針であり、当然ながら障害者の関わらなかった製品も検針の対象になる。これらの事実、もはやEさんが障害者であることが、服飾を製造するという活動上レリヴァントではなくなったことを示している。つまり、本研究においてデザインとは、一般企業のなかで障害者が困難を抱えたままでも生産者として位置づけるための「技術ディテール」、「機知や良識」、「創意工夫」である。そして、デザインを記述することは、障害者を、困難を抱えたままでも生産者として位置づける方法（異化&統合<sup>15)</sup>）や配慮の記述となることを、本研究では例証した。

## 謝辞

本研究は、JSPS科学研究費補助金（平成27年度 若手研究（B）;課題番号15K17229）、新潟青陵大学共同研究費（平成26年度採択研究代表者:海老田大五朗）の助成を受けた研究成果の一部である。また、本研究はクロードな研究会である社会言語研究会にてピアレビューを受け、たいへん有益な示唆を得た。当日研究会に参加いただいた研究仲間たちに感謝申し上げます。そして本研究に協力いた

いたB社のみなさまに最大の感謝を申し上げます。

## 文献

- 1) Dewsbury G, Clarke K, Randall D, Rouncefield M, Sommerville I. The Anti-Social Model of Disability. *Disability & Society*. 2004;19(2):145-158.
- 2) 是永論.人々における経験に根ざした「情報」へのアプローチ:エスノメソドロジーに特徴付けられたエスノグラフィ. *社会情報学*.2013;1(3):1-9.
- 3) Cheverst K, Clarke K, Dewsbury G, Hemmings T, Hughes J, Rouncefield M. Design with Care: Technology, Disability and the Home. *Inside the Smart Home*. London: Springer 2003:163-179.
- 4) 真鍋克己,岩藤百香,小田桐早苗,青木陸祐,松本正富.ビジュアルデザインによる自閉症児向けスケジュールの改善提案. *川崎医療福祉学会誌*.2013;22(2):252-257.
- 5) 大原裕介.居住支援をどのようにデザインするか. *月間福祉*.2012;12:38-41.
- 6) 筧裕介.ソーシャルデザイン実践ガイド:地域の課題を解決する7つのステップ.東京:英治出版;2013.
- 7) 筧裕介監修.地域を変えるデザイン:コミュニティが元気になる30のアイデア.東京:英治出版;2011.
- 8) Randall D,Harper R,Rouncefield M. *Fieldwork for Design*. London: Springer; 2010.
- 9) Luff P, Hindmarsh J, Heath C.(eds) *Workplace Studies*. Cambridge: Cambridge University Press; 2000.
- 10) 大山泰弘.働く幸せ.東京:WAVE出版; 2009.
- 11) Rawsthorn A. 石原薫. HELLO WOLRD. 東京:フィルムアート社;2013.
- 12) 海老田大五朗,藤瀬竜子,佐藤貴洋.障害者の労働はどのように「デザイン」されている

るか?知的障害者の一般就労を可能にした方法の記述.保健医療社会学論集.2015;25(2):52-62.

13) 前田泰樹.行為を理解するとは、どのようなことか.ワードマップ エスノメソドロジー:人びとの実践から学ぶ.前田泰樹,水川喜文,岡田光弘編.東京;新曜社;2007;37-56.

14) 厚生労働省.平成27年障害者雇用状況の集計結果.<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105446.html>>. 2015年11月27日.

15) 秋風千恵.軽度障害の社会学.異化&統合をめざして.東京;ハーベスト社;2013.

## 5歳児のわらべうたの短期記憶再生音声の分析

渡 辺 優 子

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

### An Analysis of Five-Year-Old Children's Ability to Sing Japanese Children's Songs from Short-Term Memory

Yuko Watanabe

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY  
DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

#### 要旨

幼児のわらべうたの歌唱の特性を明らかにするために、4園の5歳児38名について、わらべうたの短期記憶再生音声より基本周波数を確定した。その上で、5歳児のわらべうたの歌唱の特徴について、音高や音程の観点より考察した。その結果、次の4点があげられた。

①全体的に音程の幅を狭く取るために、原曲より低く歌うこと。②5歳児は言葉のまとまりごとに、その前の音の音高に近い適宜な高さから歌い始めること。③言葉の抑揚が旋律の動きに影響を及ぼすこと。④2度音程の終止の場合、長2度下がってから、長2度上行して終止音となる場合が多いが、下降する音程に比べて、終止音に向けて上行する音程がはっきりしない傾向があること。

#### キーワード

わらべうた、5歳児、短期記憶再生音声、基本周波数

#### Abstract

The purpose of this study was to elucidate some of the characteristics of young children's vocal reproductions of Japanese children's songs (warabe-uta) which had just been taught to them. The subjects were 38 five-year-old children, attending 4 different kindergartens. Their vocalizations were compared to the correct fundamental frequencies, with special attention paid to overall pitch and the tone intervals reproduced.

The following general observations could be made from the study results:

1. The children tended to diminish rising tone intervals, resulting in the songs generally being sung at an incorrectly-low pitch overall.
2. After finishing one word cluster and beginning a second word cluster, the first note of this second cluster was often pitched too low, and too close to the last note of the previous cluster.
3. The natural intonation of the way words in the lyrics would be spoken in everyday speech tended to affect the way the children sang them within the context of the melodic line.
4. At the ends of melodic phrases where there was first a falling whole tone, then a rising whole tone, the first (falling) tone interval was usually sung correctly as a whole tone, but the second (rising) whole-tone interval tended to be incorrectly diminished.

#### Key words

traditional Japanese children's songs, warabe-uta, five-year-old children, singing songs from short-term memory, fundamental frequency

## I はじめに

渡辺<sup>1)</sup>によれば、3歳児、4歳児、5歳児のわらべうたの短期記憶再生音声を4人の評価者によって評価した結果、5歳児においては、3歳児、4歳児と比べグループでの歌唱と個人の歌唱の得点差が少ないとしている。また、グループでの歌唱（練習）の比較的早い段階から歌えるようになっており、このことは、5歳児で歌唱力が高まっていることを示している。

この度の実験的調査では、5歳児に焦点を絞り、わらべうたの短期記憶再生音声より基本周波数を導き出し、音高や音程を中心とした特徴について考察することにした。

## II 実験的調査

### 1. 調査対象

新潟市内の保育園4園（A保育園、B保育園、C保育園、D保育園）の5歳児38人

### 2. 調査時と場所

平成28年3月

各保育園において、午前10時頃から25分程度行なった。

### 3. 使用曲

銭まわしのわらべうた「どんぐりころちゃん」<sup>2)</sup>を使用した（図1）。

円になって皆で歌を歌い、子ども達の中の一人がどんぐりを持ち、歌の最後に右手か左手かどちらかの手に隠し、見ている子ども達がどちらの手にあるか当てる遊びである。

曲の特徴は次のとおりである。民謡音階（ペントニック）のメロディーであり、16拍でできている。幼稚園や保育園で使われるわらべうたではあまり多くない形であり、音域も広い歌である。これを用いることで、歌い易い部分とそうでない部分がはっきりするのではないかと予想した。

### 4. データの採集方法

各園において、5歳児6人から12人のグループで行った。

まず、最初に調査者が歌い、遊びの手本を示す。その後どんぐりを一人ずつ回し、全員で歌いながら10回遊ぶ。その後、どんぐりがどちらの手にあるか調査者が当てることにし、調査者の前で一人ずつ歌って遊ぶ。この一人ずつの歌唱の録音を分析した。

### 5. 分析方法

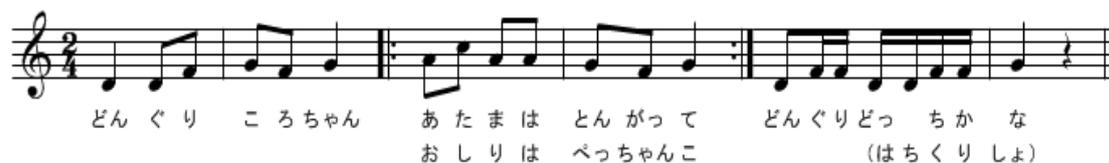
#### 1) 使用機器

(1) FFTアナライザーを使い、基本周波数を導き出した。

使用ソフト：DSSF3（Ymec Store 吉正電子株式会社）

録音機：オリンパスV823

図1 どんぐりころちゃん



(2) 録音機以外に2ヶ所からビデオ撮影も行なった。幼児が歌った順番を確認するためである。

## 2) 分析方法

歌全体を27音に分けて、1音ずつ基本周波数を確定した。その上で、C4を基準周波数として、半音を100とするセント表示を行なった(C4=0)。

1	2	3	4	5	6	7
どん	ぐ	り	こ	ろ	ちゃん	あ
8	9	10	11	12	13	14
た	ま	は	とん	が	っ	て
15	16	17	18	19	20	21
し	り	は	べっ	ちゃん	こ	どん
22	23	24	25	26	27	
ぐ	り	ど	っ	ち	か	な

基本周波数は、音響分析ソフトが示す数値と、耳で聞こえる数値が一致する周波数とした。保育園の中で様々な音が存在する環境であり、幼児ひとり一人の歌声の中にも倍音を含む様々な周波数の音声成分が含まれているためである。

また、基本周波数を確定する際、1音の中に複数の周波数の変化がはっきりと認められる場合は、変化が落ち着いた部分か、出だしの周波数を使用した。また、旋律の一部を繰り返して歌った場合は1回目の周波数を使用した。

## 6. 参加者と採取データの無効部分

1) 参加総数:38名、平均月齢6歳7ヶ月(6歳0ヶ月~6歳11ヶ月)

一人で歌ったデータが取れた者35名

一人で歌ったデータが全く取れなかった者3名

最後まで歌いデータがとれた者22名(35名中の62.9%)

データが取れない部分がある者13名(35名中の37.1%)

無効箇所 108(全体の11.4%)

## 2) 句別無効の割合

第1句 1どん~6ちゃん(1%)

第2句 7あ~13て(10%)

第3句 14お~20こ(11.8%)

第4句 21どん~27な(25.7%)

短期記憶の歌唱であるので、後半ほど無効箇所が増えている。

本論文において、言葉のまとまりについては、8音あるいは8拍を句として基本単位とすることにした。これは坂野<sup>3)</sup>の日本語拍節論、小泉<sup>4)</sup>のわらべうたのリズム論に従った表記である。句の半分、4音あるいは4拍は、坂野によれば半句、小泉によれば動機である。「どんぐりころちゃん」においては、楽譜にすると1拍に2音入っている2拍子であるので、4拍8音を句として考えることにする。

## 3) 無効となった理由

- (1) 歌の途中から他の子どもと一緒に歌った(44.4%)
- (2) 忘れた(37%)
- (3) 声が小さく、他の子ども達の話し声にかき消された(8.3%)
- (4) 声が小さくなった(8.3%)
- (5) どなったので、声が急に1オクターブ以上高くなった(1.9%)

## 7. 調査時の子ども達の状況

調査にあたっては、普段の保育を乱さないため、また、子ども達が緊張しないために、クラスのメンバーが参加する形を取った。そのため、子ども達は賑やかに活動に参加していた。おしゃべりをする子どもや、歌に自信がない子どもがいると一緒に歌って手助けをする子どももいた。そのような理由から、データが無効になる場合があった。音響データ採取のためには最適な環境ではないが、その反面、クラスの雰囲気が保たれる中、友達を意識して各自の独自性を出そうとする姿も認められた。

## 8. 倫理的配慮

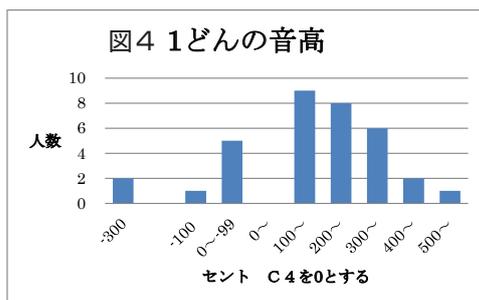
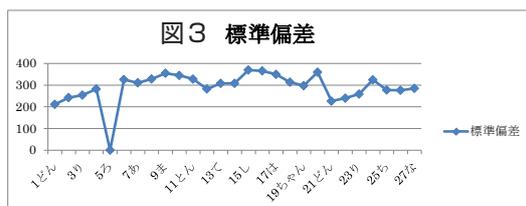
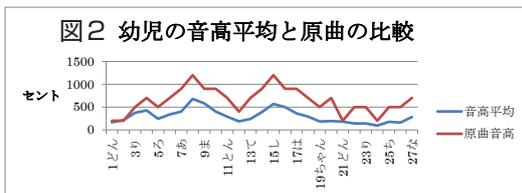
新潟青陵大学倫理審査委員会の承認を受けている（承認番号：2015012号）。その上で、各園の園長と保護者には口頭ないし文書で説明して依頼し、同意書を得ている。また、調査に参加した子ども達については、月齢のみ担任より聞き取り、氏名は聞いていない。

## Ⅲ 結果

### 1. 全体の音高と原曲との関係

全体の音高については、平均して子ども達は原曲よりも低く歌っている（図2）。

しかし、標準偏差を見ると、かなりばらつきがある。標準偏差が「5ろ」では0となり、この部分は揃った音程で歌っている事が分かる（図3）。



また、出だしの「1どん」の音高は平均では166.37セントであるが、標準偏差は211.27である。出の音高を見ると、低く歌いだす子どもと高く歌いだす子どもでは長6度の音程差がある（図4）。

## 2. 2音間の音高差

### 1) 全体的な傾向

2音間の音程差の平均は全体で97.78セント、上行の最大値は268.19セント（7あ～8た 原曲300セント）、下降の最大値は-187.9セント（4こ～5ろ 原曲-200セント）である。全体的にも比較的狭い音程で歌っている。

### 2) 句や動機（半句）の始まりの音とその前の音の2音間の音高

子ども達は句や動機（半句）の始まりは、その前の音と近い音高で歌い始めている。

（ ）内の単位はセント

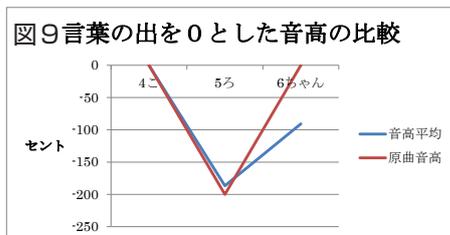
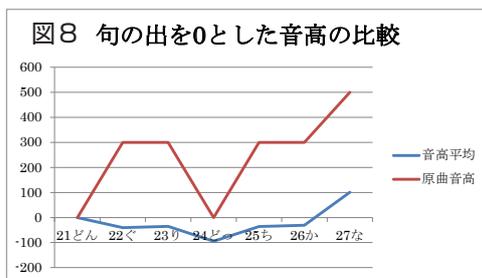
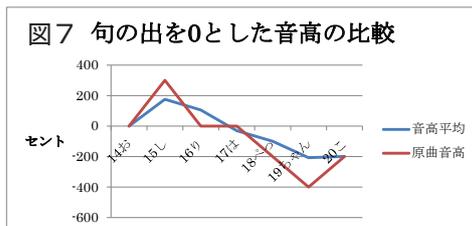
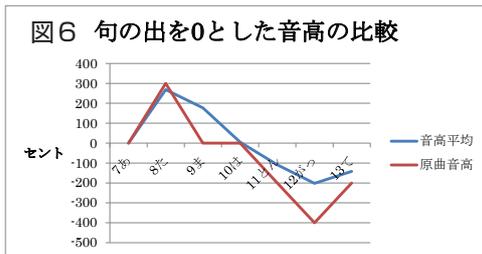
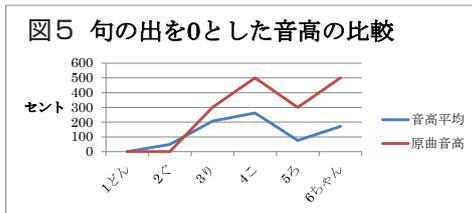
- 3り～4こ (56.1 原曲200)
- 6ちゃん～7あ (47.76 原曲200)
- 10は～11とん (-115.81 原曲-200)
- 13て～14お (146.12 原曲200)
- 17は～18ぺっ (-77.44 原曲-200)
- 20こ～21どん (-24.33 原曲-500)
- 23り～24どっ (-51.68 原曲-300)

## 3. 句の出を0とした場合の音程の特徴

句や動機（半句）の始めの音高はその前の音高に近い音で始まる場合が多い。それで、句の出の音高を0として、句ごとに原曲の音程と比べてみた（図5、図6、図7、図8）。

### 1) 原曲の音程に近い部分

- (1) 「4こ～5ろ」の長2度（図5）、「7あ～8た」の短3度（図6）である。
- (2) 次に原曲の音高変化に近い部分は「14お～15し」（図7）の短3度である。
- (3) 「25ち～26か～27な」の部分は「25ち～26か」は原曲では同音であるところ、4.93セントしか違ってない。「26か～



27な」は原曲では200セント上がる場所、137.05セントの上昇であるが、長2度上昇する終止部分としては、比較的上昇幅がある。

2) 2音の終止

2音の終止では、いったん長2度下がって、終止音へ向かって長2度上がる形が多いが、下がる部分の音程よりも上がる部分の音程がはっきりしていない。

「4こ～5ろ～6ちゃん」(図9)で見ると、「4こ～5ろ」は終止音の手前の音高変化であり、この部分はほぼ長2度(187.7セント)下がっているが、その後の終止音への長2度上昇部分は89.86セント上昇するだけである。

「11とん～12がっ～13て」(図6)では「11とん～12がっ」は92.37セントの下降であるが、その後の「12がっ～13て」への上昇は32.38セントで、上昇の音程差が少ない。

「18べっ～19ちゃん～20こ」(図7)でも、「18べっ～19ちゃん」は長2度ではなく108.47の下降であるが、その後の上昇部分は8.81セントの上昇で、「19ちゃん～20こ」は音程差がほとんどない。

3) 言葉のアクセント(日本語の高低アクセント)がメロディーの音程に与える影響

言葉のアクセントがメロディーの音程に影響を与えていると考えられるものは、次の3ヶ所である。

- (1) 「8た～9ま」(図6) 「15し～16り」(図7)の音程について

原曲では短3度(300セント)下がる場所、「8た～9ま」で-99.37セント、「15し～16り」で-81.87セントしか下がらない。新潟地方では「あたまは」は中高型<sup>注1)</sup>のアクセントであり、「たま」が高くなり、「ま」では下がらない。「おしりは」は平板型アクセントであり、「しりは」が高く「り」では下がらない。

(2) 「21どん～23り」(図8)の音程について

「21どん～23り」では音高の変化が少ない。原曲では「どん～ぐり」で短3度(300セント)上がるが、新潟地方では「どんぐり」は頭高型アクセントで、「どん」が高くなり、「ぐり」で下がるため、「ぐり」では音程が上がらない。

#### 4. 多様な表現

これまで、全体的な傾向についてまとめたが、個別には様々な個性的な表現がなされていた。言葉やリズムを自分なりに変化させる子どももいた。A 3付近の低い音高で歌う子どももあれば、F 4付近の高めの音高で歌う子どももあった。また、言葉に対して細かい音高変化をつけて歌う場合もあった。言葉の抑揚への感覚が中心にあり、そこから手本(原曲)にこだわらず、子ども達一人ひとりが自分の感覚に従って歌った結果であると考えられる。

## IV 研究のまとめと今後の課題

今回の実験的調査においては、基本周波数を確定したことにより、5歳児のわらべうたの短期記憶再生音声について、音高や音程の観点から次の4点の特徴が見出された。

①全体的に音程の幅を狭く取るために、原曲より低く歌うこと。②5歳児は言葉のまとまりごとに、その前の音の音高に近い適宜な高さから歌い始めること。③言葉の抑揚が旋律の動きに影響を及ぼすこと。④2度音程の終止の場合、長2度下がってから、長2度上行して終止音となる場合が多いが、下降する音程に比べて、終止音に向けて上行する音程がはっきりしない傾向があること。

①の全体的に低い音高で歌うことについては、先行研究においても同様な結果が出てい

る。吉富等<sup>5)</sup>は、保育園の4歳児と5歳児について、1曲の中の開始音、最高音、終止音をどの程度歌えているか評価した。その結果、全体的には基準の音より低い音で歌っているが、集団での歌唱では4歳児より5歳児の方がポイントが高いとしている。また、山根<sup>6)</sup>によれば、各年齢の幼稚園児は概して低い音で歌っており、年少、年中、年長と成長につれて、音程のズレは解消される方向にあるとしている。しかし、これらの先行研究で使用された楽曲はわらべうたではなく、西洋音楽の影響をうけた童謡である。

②については、これまでこのような報告はない。わらべうたの最も単純な形は隣り合わせの2音旋律であり、その影響から次の音を同音や長2度に近い音程で取ろうとするのかもしれない。そうでなければ、言葉のまとまりの中で旋律の動きを感じて歌おうとするという意味で短期記憶再生音声の特徴なのか、今後検討が必要である。

③についてはわらべうたが日本語のアクセントやリズムと深く結びついていることを示唆する現象であると考えられる。しかし、言葉のアクセントは地方によって異なるため、地方によっては原曲に近い抑揚で歌われる可能性がある。

④についてもこれまでこのような報告はない。ただ、山根<sup>7)</sup>は下降音程よりも、上昇音程の歌唱において、年少児や年中児は困難さを示しているとしているので、歌い易さの問題なのかも知れない。あるいは、言葉のアクセントや、遊び方などの影響があるのかもしれない。

また、言葉、リズム、音程などについて、個別には多様な表現がなされていた。今後の研究において、個別の多様な表現についても考察したい。

引用・参考文献

- 1) 渡辺優子.幼児のわらべうたの短期記憶に関する一考察—音程と音量における歌唱力の発達—新潟青陵学会誌.2015;8(1):35-43.
- 2) 木村はるみ.蔵田裕子.うたおうあそぼう わらべうた 乳児・幼児・学童との関わり方.151.東京都:雲母書房;2011.
- 3) 坂野信彦.七五調の謎をとく-日本語リズム原論.52-53.東京都:大修館書店;1996.
- 4) 小泉文夫.日本の音Ⅲ 日本音楽の基礎理論.335-339.東京都:平凡社;1994(日本音楽の基礎理論.初出1974 国立劇場芸能鑑賞講座<日本の音楽—歴史と理論>).
- 5) 吉富功修,三村真弓.幼児の歌唱の実態に関する研究(1)—高岡市国吉光徳保育園でのクラス歌唱を対象として—中国四国教育学会教育学研究紀要.2013;59:616-621.
- 6) 山根直人.幼児の歌唱における音高、音程の正確さについての一考察—音声分析から見た発達の様相—学校教育学研究論集.2009;19:1-14.
- 7) 山根直人.幼児の歌唱における音高、音程の正確さについての一考察—音声分析から見た発達の様相—学校教育学研究論集.2009;19:1-14.

注

- 1) 日本語のアクセントの型については次を参照：NHK放送文化研究所編. 日本語発音アクセント辞典新版. 175-177. 東京都：NHK出版；第42刷2012.

# ケースメソッドを取り入れた公衆衛生看護技術演習 の効果と課題

渡邊 路子 田辺 生子 伊豆 麻子 坪川 トモ子  
新潟青陵大学看護学部看護学科

## The Effects and Problems of Public Health Nursing Exercises Incorporating Case Methods

Michiko Watanabe Seiko Tanabe Asako Izu Tomoko Tsubokawa  
NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF NURSING DEPARTMENT OF NURSING

### 要旨

ケースメソッドを取り入れた公衆衛生看護技術演習の効果と課題を検討することを目的に、対象学生に演習前後に質問紙調査を行い、統計学的手法を用いて分析した。学習目標の達成度については、「個人・家族支援のために把握する情報がわかる」「個人・家族支援のアセスメントができる」「個人・家族支援の目標設定ができる」「個人・家族支援から集団への支援へのつながりがわかる」「集団・地域支援のための情報収集とアセスメントができる」「集団・地域支援のための支援方法を考えることができる」など、17項目中15項目において、「できた」「まあできた」の合計が85%を超えていた。課題解決能力の向上については、【積極性】、【社会性】、【責任性】、【情緒安定性】、【コミュニケーション能力】の5項目すべてにおいて演習実施前と実施後で有意差がみられた。自己効力感の向上については、演習実施前後で有意差がみられなかった。ケースメソッドを取り入れた演習は、一定の効果が認められたものの、今後は、演習を通して学生の自己効力感の向上に繋がるような関わりについて検討していく必要があることが示唆された。

### キーワード

ケースメソッド、公衆衛生看護技術演習、課題解決能力、自己効力感

### Abstract

For the purpose of examining the effects and problems of public health nursing exercises incorporating case methods, we conducted a survey on students before and after the exercises. The learning objectives were as follows: Comprehending the information needed for personal/family support, Setting goals for personal/family support, Understanding the link from personal/family support to group support, and Demonstrating an ability to gather and assess information for collective and/or regional support. Regarding the level of achievement for these goals, it was found that from 15 of the 17 items the total results of 'Did Well' and 'Did Fairly Well' exceeded 85%. As for improving problem-solving ability, significant differences were observed before and after the exercises in all 5 items of Aggressiveness, Sociality, Responsibility, Emotional Stability and Communication Ability. There was no significant difference in the improvement of Self-Efficacy before and after the exercises. Although exercises incorporating case methods were found to have certain effects, it was suggested that from now on it will be necessary to consider the factors that lead to the improvement of the students' self-efficacy through the exercises.

### Key words

Case methods, Public health nursing exercises, Problem-solving ability, Self-efficacy

## I はじめに

大学における教育は、近年、主体性をもって多様な人々と学ぶことのできるアクティブラーニングが推奨され、従来の講義中心の教授法から討議中心の教授法へと変化している。ケースメソッド教授法は、実践的な経験教育の方法として1930年代にハーバード大学ビジネススクールが開発し、日本では、慶應ビジネススクールが1962年以降採用し、ビジネス界や教育界で普及してきている教授法である。より実践的なケース教材を用いて、個人予習からグループ検討に進み、その後クラス討議へとというプロセスをたどり、教員は学生のやる気を醸成し、発言を認め、思考の促進を図るよう関わっていく教授法である。

ケースメソッドの教育効果は、以下の5点が指摘されている<sup>1,2)</sup>。①一般的に講義方式やテキスト中心の講義よりも学生の興味を引き起こすことが容易である。その結果、自発的な学習意欲を喚起し、学習と思考を刺激することができる、②学生に、現実問題の解決という「経験」のなかで、概念や考え方を使用させることによって、それらを学生自身のものにすることができる、③事実とかけ離れた教材から概念だけを学習させる場合よりも、状況を評価したり、概念を応用したりする技術を育成することができる、④学生は、グループ間で話し合い、話し合い場面での相互関係が、人間的側面の理解に有効な準備であることを体験できる、⑤学生は、既存概念の応用と同時に、新しい概念を展開する方法を身につけることができる。将来の問題は新しい概念を要求する機会が多いから、ケースメソッドによる学習の体験者は既存の概念を記憶するだけの演習をした者より将来に対してよりよく準備されるなどである。

近年、保健師教育機関研修会等でケースメソッド教授法の研修が実施されるなど、今後の活用が期待されている。しかし、公衆衛生

看護分野では、ケースメソッドに関する研究報告はまだ少ない。本研究で用いたケースメソッドは、信州大学学術研究院保健学系広域看護学領域が公衆衛生看護学を学ぶ学生向けに開発中の演習方法であり、演習を通して公衆衛生看護学の学習目標の達成度、課題解決能力の向上、自己効力感の変化を期待するものである。

学生は、公衆衛生看護活動の特徴である個別ケアから集団・地域ケアへと健康課題を結びつけることなどをイメージ化することが難しい<sup>3)</sup>。そこで本研究では、公衆衛生看護技術演習に現実的な状況が示されたケース教材（母子保健：発達障害児のケース）を用いたケースメソッドによる演習を取り入れた効果と今後の課題を検討することを目的とした。

## II 研究方法

### 1. 対象

平成27年度 A大学プライマリヘルスケア論履修学生 46名。

プライマリヘルスケア論は保健師養成課程履修科目の1つとして位置づけられている。本科目は、プライマリヘルスケア及びヘルスプロモーションの意義や考え方を基に、住民の健康を支援するための事業や政策形成展開演習により修得し、公衆衛生看護職の役割について理解を深めることを目的としている。

### 2. 期間

平成27年10月～平成28年2月

### 3. 方法

1) 演習方法：プライマリヘルスケア論全授業15回のうち12回を、ケースメソッドを用いた演習にあてた。

教材は、信州大学が公衆衛生看護を学ぶ学生のために開発中の教材のうち、母子保健のケースを用いた。ケースは、新人保健師が支

援していく設定となっており、簡単すぎず難しすぎないように工夫されている。各ステップの目標は、ステップ1：対象の理解及び施策の現状を知る、ステップ2：子どもの発達と発達障害児への支援方法を知る、ステップ3：家族看護と家族のアセスメントを理解する、ステップ4：本人や家族への支援方法を理解する、ステップ5：保健師や行政が実施する集団・地域を対象とした1次・2次・3次予防対策を理解し、現状の課題を見つけその施策を検討できる、ステップ6：ステップ5で考えたアプローチを、具体的に企画できるとなっている。

演習は、4～5名を1グループとし、個人予習→グループ検討→複数のグループによる討議の順で進めた。発達障害児のケースを提示し、課題や支援方法について段階を踏んで考えていけるように、内容をステップ1～6までのスモールステップを刻んで進めていく。教員は、個人による事前学習に対して、学生一人ひとりにコメントし、不足している箇所があれば、アドバイスし、引き続き予習をするよう促している。グループ演習の間は、教員はラウンドし、学生からの質問等に適宜答え、助言をする。さらに、各ステップ終了時に学生と教員とでディスカッションを行い、方向性や内容の修正を行い次のステップに進める。課題はステップ毎に提示する。ステップ4を終えた段階で中間報告会を開き、複数のグループによる発表と討議を行い、全員で考える機会を持つ。最終的に、ステップ6終了後に報告会を開き、課題に対して複数グループで討議する機会を設けた。

2) データの収集方法：演習開始前と演習終了後（ステップ6終了後の報告会終了後）に、自記式質問票を用いた調査を実施した。

#### 【調査内容】

(1) ケースメソッドを用いた演習の学習目標の達成状況は、信州大学が開発した評価表

を用いた<sup>3)</sup>。内容は、【課題分野の理解】3項目、【個人・家族支援の理解】4項目、【個人・家族集団・地域支援へのつながりの理解】3項目、【健康教育の実際と展開の理解】4項目、【保健師の問題解決思考プロセスの理解】1項目、【公衆衛生看護への興味】1項目、【公衆衛生看護活動のイメージ】1項目の合計17項目。各項目は、「できた」「まあできた」「あまりできなかった」「まったくできなかった」の4件法で構成されている。

(2) 課題解決能力の修得状況は、国家公務員の人物試験内容として開発された指標を用いた<sup>4,5)</sup>。この指標は、【積極性】、【社会性】、【責任性】、【情緒安定性】、【コミュニケーション能力】で構成され、各4項目合計20項目の調査である。各項目は「そうだ」「まあそうだ」「あまりそうではない」「そうではない」の4件法で構成されている。

(3) 自己効力感の変化は、GSES-Test (General Self-Efficacy Scale)<sup>6)</sup>を用いた。この尺度は、16項目あり「はい」「いいえ」の選択肢で構成され、0～16点に得点化される。自己効力感の程度は、0～1点「非常に低い」、2～4点「低い傾向にある」、5～8点「普通」、9～11点「高い傾向にある」、12点以上「非常に高い」に分類される。

3) 分析方法：各調査の演習実施前と演習終了後を比較した。

学習目標の達成度は単純集計による比較、自己効力感是对応のあるt検定、課題解決能力はWilcoxonの符号付順位和検定を行った。統計ソフトはStata/SE14.0を用い、有意水準は5%とした。

#### 4. 倫理的配慮

演習方法については、信州大学医学部倫理

審査委員会の承認を得ている（承認番号2627）。

対象学生には、研究の目的及び方法、個人情報情報の保護、調査結果の開示、自由参加であり、参加の有無により不利益を得ないこと、質問紙による調査の結果は成績評価には用いないことを口頭にて説明し、調査用紙の回答を持って同意したものとすることを伝えた。また、一旦提出した調査用紙に関しても、同意を撤回することができることを併せて説明した。演習前後の比較を行うため、調査票には学籍番号の記入を依頼したが、分析の際は、

連結可能匿名化し分析した。

### Ⅲ 結果

調査票を提出した46名のうち欠損値のある者1名を除いた45名を分析対象とした（有効回答率97.8%）。

#### 1. 学習目標の達成状況（表1）

「できた」「まあできた」の合計が85%以上だったのは、「対象や疾病の特徴の理解がで

表1 学習目標の達成状況

	できた		まあできた		あまりできなかった		まったくできなかった	
	n	%	n	%	n	%	n	%
<b>【課題分野の理解】</b>								
対象や疾病の特徴が理解ができる	8	17.4	35	76.1	3	6.5	0	0.0
施策が理解できる	8	17.4	33	71.7	5	10.9	0	0.0
施策に対する支援方法が理解できる	8	17.4	35	76.1	3	6.5	0	0.0
<b>【個人・家族支援の理解】</b>								
個人・家族支援のために把握する情報がわかる	12	26.1	33	71.7	1	2.2	0	0.0
個人・家族支援のアセスメントができる	8	17.3	36	78.3	2	4.4	0	0.0
エコマップ・ジェノグラムが書ける	16	34.8	24	52.2	6	13.0	0	0.0
個人・家族支援の目標設定ができる	15	32.6	29	63.0	2	4.4	0	0.0
<b>【個人・家族集団・地域支援へのつながりの理解】</b>								
個人・家族支援の社会資源と連携の必要性がわかる	12	26.1	31	67.4	3	6.5	0	0.0
個人・家族支援から集団への支援へのつながりがわかる	14	30.4	31	67.4	1	2.2	0	0.0
個人・家族支援から集団・地域支援へと活動を拡大する視点がわかる	12	26.1	31	67.4	3	6.5	0	0.0
<b>【健康教育の実際と展開の理解】</b>								
集団・地域支援のための情報収集とアセスメントができる	10	21.7	34	73.9	2	4.4	0	0.0
集団・地域支援のために必要な社会資源がわかる	9	19.6	26	56.5	11	23.9	0	0.0
集団・地域支援のための支援方法を考えることができる	8	17.4	36	78.3	2	4.4	0	0.0
健康教育の企画ができる	11	23.9	32	69.6	3	6.5	0	0.0
<b>【保健師の問題解決思考プロセスの理解】</b>								
公衆衛生看護の問題解決の思考プロセスを身につける	9	19.6	34	73.9	3	6.5	0	0.0
<b>【公衆衛生看護への興味】</b>								
公衆衛生看護に対する興味は増えた	9	19.6	26	56.5	7	15.2	4	8.7
<b>【公衆衛生看護活動のイメージ】</b>								
公衆衛生看護活動の方法をイメージ化できた	13	28.3	28	60.9	5	10.9	0	0.0

(N=45)

表2 演習実施前と終了後の課題解決能力の変化

		そうだった		まあそうだった		あまりそうではなかった		そうではなかった		平均点
		n	%	n	%	n	%	n	%	
<b>【積極性】</b>										
自らの考えを積極的に伝える	前	7	15.6	24	53.3	11	24.4	3	6.7	2.8
	後	21	46.7	19	42.2	5	11.1	0	0.0	3.4
考えが前向きで向上心がある	前	4	8.9	20	44.4	18	40.0	3	6.7	2.6
	後	13	28.9	27	60.0	5	11.1	0	0.0	3.2
グループ活動の目標を高く設定し、 率先して事にあたる	前	1	2.2	19	42.2	22	48.9	3	6.7	2.4
	後	10	22.2	24	53.3	11	24.4	0	0.0	3.0
困難なことにもチャレンジしよう という姿勢が見られる	前	4	8.9	21	46.7	18	40.0	2	4.4	2.6
	後	9	20.0	25	55.6	10	22.2	1	2.2	2.9
<b>【社会性】</b>										
相手の考えや感情に理解を示す	前	23	51.1	21	46.7	1	2.2	0	0.0	3.5
	後	35	77.8	10	22.2	0	0.0	0	0.0	3.8
異なる価値観にも理解を示す	前	14	31.1	29	64.4	2	4.4	0	0.0	3.3
	後	33	73.3	12	26.7	0	0.0	0	0.0	3.7
メンバーとの信頼関係が築ける	前	19	42.2	23	51.1	3	6.7	0	0.0	3.4
	後	30	66.7	12	26.7	3	6.7	0	0.0	3.6
グループ演習の目標達成と活性化に 貢献する	前	4	9.1	33	75.0	7	15.9	0	0.0	2.9
	後	12	26.7	29	64.4	4	8.9	0	0.0	3.2
<b>【責任性】</b>										
相手や課題を選ばずに誠実に対応する	前	10	22.2	30	66.7	5	11.1	0	0.0	3.1
	後	28	62.2	17	37.8	0	0.0	0	0.0	3.6
グループ演習に対する気構えがある	前	10	22.2	30	66.7	4	8.9	1	2.2	3.1
	後	16	35.6	21	46.7	8	17.8	0	0.0	3.2
自分の行動、決定に責任を持つと する	前	14	31.1	28	62.2	3	6.7	0	0.0	3.2
	後	16	35.6	28	62.2	1	2.2	0	0.0	3.3
困難な課題にも最後まで取り組んで 結果を出す	前	11	24.4	26	57.8	8	17.8	0	0.0	3.1
	後	16	35.6	28	62.2	1	2.2	0	0.0	3.3
<b>【情緒安定性】</b>										
落ち着いており安定性がある	前	6	13.3	26	57.8	13	28.9	0	0.0	2.8
	後	21	46.7	19	42.2	5	11.1	0	0.0	3.4
ストレスに前向きに対応する	前	8	17.8	24	53.3	13	28.9	0	0.0	2.9
	後	20	44.4	22	48.9	3	6.7	0	0.0	3.4
環境や状況の変化に柔軟に対応する	前	10	22.2	23	51.1	12	26.7	0	0.0	3.0
	後	15	33.3	28	62.2	2	4.4	0	0.0	3.3
自己を客観視し、場に応じて自分を コントロールする	前	7	15.6	29	64.4	9	20.0	0	0.0	3.0
	後	17	37.8	24	53.3	3	6.7	1	2.2	3.3
<b>【コミュニケーション能力】</b>										
相手の話の趣旨を理解し、的確に 対応する	前	6	13.3	28	62.2	10	22.2	1	2.2	2.9
	後	18	40.0	26	57.8	1	2.2	0	0.0	3.4
話の内容に一貫性があり、論理的だ	前	1	2.2	18	40.0	22	48.9	4	8.9	2.4
	後	7	15.6	26	57.8	12	26.7	0	0.0	2.9
話し方に情熱があり、説得力がある	前	1	2.2	10	22.2	30	66.7	4	8.9	2.2
	後	4	8.9	23	51.1	18	40.0	0	0.0	2.7
話がわかりやすく、説明に工夫、 根拠がある	前	0	0.0	17	37.8	21	46.7	7	15.6	2.2
	後	3	6.7	27	60.0	14	31.1	1	2.2	2.4

(N = 45) wilcoxonの符号付順位検定

きる」「施策が理解できる」「施策に対する支援方法が理解できる」「個人・家族支援のために把握する情報がわかる」「個人・家族支援のアセスメントができる」「エコマップ・ジェノグラムが書ける」「個人・家族支援の目標設定ができる」「個人・家族支援の社会資源と連携の必要性がわかる」「個人・家族支援から集団への支援へのつながりがわかる」「個別・家族支援から集団・地域支援へと活動を拡大する視点がわかる」「集団・地域支援のための情報収集とアセスメントができる」「集団・地域支援のための支援方法を考えることができる」「健康教育の企画ができる」「公衆衛生看護の問題解決の思考プロセスを身につける」「公衆衛生看護活動の方法をイメージ化できた」の15項目であった。その中でも「個人・家族支援のために把握する情報がわかる」「個人・家族支援のアセスメントができる」「個人・家族支援の目標設定ができる」「個人・家族支援から集団への支援へのつながりがわかる」「集団・地域支援のための情報収集とアセスメントができる」「集団・地域支援のための支援方法を考えることができる」の6項目は「できた」「まあできた」の合計が95%以上であった。一方、「できた」「まあできた」の合計が低かったのは、「集団・地域支援のために必要な社会資源がわかる」35名(76.1%)、「公衆衛生看護に対する興味は増えた」35名(76.1%)であった。

## 2. 課題解決能力の修得状況(表2)

【積極性】については、「自らの考えを積極的に伝える」「考えが前向きで向上心がある」「グループ活動の目標を高く設定し、率先して事にあたる」「困難なことにもチャレンジしようという姿勢が見られる」の4項目すべてで演習実施前より演習実施後の点数が高くなっており、4項目とも有意差がみられた。

【社会性】についても、「相手の考えや感情

に理解を示す」「異なる価値観にも理解を示す」「メンバーとの信頼関係が築ける」「グループ演習の目標達成と活性化に貢献する」の4項目すべてで演習実施前より演習実施後の点数が高くなっており、4項目とも有意差がみられた。

【責任性】については、「相手や課題を選ばずに誠実に対応する」「グループ演習に対する気構えがある」「自分の行動、決定に責任を持つとする」「困難な課題にも最後まで取り組んで結果を出す」の4項目すべてで演習実施前より演習実施後の点数が高くなっており、「相手や課題を選ばずに誠実に対応する」「困難な課題にも最後まで取り組んで結果を出す」の2項目で有意差がみられた。

【情緒安定性】については、「落ち着いており安定性がある」「ストレスに前向きに対応する」「環境や状況の変化に柔軟に対応する」「自己を客観視し、場に応じて自分をコントロールする」4項目すべてで演習実施前より演習実施後の点数が高くなっており、4項目とも有意差がみられた。

【コミュニケーション能力】についても、「相手の話の趣旨を理解し、的確に対応する」「話の内容に一貫性があり、論理的だ」「話し方に情熱があり、説得力がある」「話がわかりやすく、説明に工夫、根拠がある」の4項目全てで演習実施前より演習実施後の点数が高くなっており、4項目とも有意差がみられた。

また、【積極性】、【社会性】、【責任性】、【情緒安定性】、【コミュニケーション能力】の5項目について、各質問項目の合計点数から平均値を算出し、演習実施前後で比較したところ、【積極性】は、演習実施前2.6、演習実施後3.1、【社会性】は、演習実施前3.3、演習実施後3.6、【責任性】は、演習実施前3.1、演習実施後3.4、【情緒安定性】は、演習実施前2.9、演習実施後3.4、【コミュニケーション能力】は、演習実施前2.4、演習実施後2.9であり、5項目すべてにおいて演習実施前より演習実施後

に点数が高くなっており、 $P < 0.001$ と有意差がみられた。

### 3. 自己効力感の変化 (表3- 1、3- 2)

「非常に低い」が、演習実施前5名(11.1%)、演習実施後5名(11.1%)、「低い傾向にある」が、演習実施前11名(24.4%)、演習実施後11名(24.4%)、「普通」が、演習実施前17名(37.8%)、演習実施後19名(42.2%)、「高い傾向にある」が、演習実施前8名(17.8%)、演習実施後9名(20.0%)、「非常に高い」が、演習実施前4名(8.9%)、演習実施後1名(2.2%)であった。各自の演習実施前後の点数の増減は、演習実施前より点数が減少した者が17名(37.8%)、変化なしが9名(20.2%)、増加したものが19名(42.2%)であった。演習実施前後の総得点の平均点の比較につい

表3- 1 演習実施前後の自己効力感の変化

	実施前		実施後	
	n	%	n	%
非常に低い	5	11.1	5	11.1
低い傾向にある	11	24.4	11	24.4
普通	17	37.8	19	42.2
高い傾向にある	8	17.8	9	20.0
非常に高い	4	8.9	1	2.2

(N = 45)

表3- 2 演習実施前後のGSES-test合計点数の変化

前後の点数	n	%
減少	17	37.8
変化なし	9	20.0
増加	19	42.2

(N = 45)

ては、演習実施前5.9 (SD±3.6 範囲 1-13)、演習実施後5.7 (SD±3.3 範囲 1-12)  $P = 0.695$ で有意差はみられなかった。

## IV 考察

### 1. 学習目標の達成状況と課題解決能力の向上

本研究の結果、学習目標の達成状況は、全体の16項目中14項目に対して、「できた」「まあできた」と85%以上の学生が答えており、そのうち6項目は95%の学生が「できた」「まあできた」と答えており、学生の主観的な達成状況は高かったのではないと言える。課題解決能力についても、5項目の演習実施前後の平均の比較において、すべて有意差がみられ、演習をとおして課題解決能力が向上したと考えている学生が有意に高いことが明らかになった。奥野ら<sup>3)</sup>の報告でも同様に学習目標の達成状況は高く、課題解決能力の向上もみられている。これらについて奥野ら<sup>3)</sup>は、①順を追ってストーリーをたどること、②ストーリーに登場する保健師を、固有名詞を持つ新人に設定したこと、③「保健師は具体的にどのように活動するのか知りたい」という学生のニーズと一致していたと評価している。本研究対象者は、保健師養成課程における行政分野の実習(以下、実習)を既に終えている学生が演習を行っているため、実習で学んだ行政保健師の活動の実際を想起しながら、学生自身が保健師だったというイメージをもち、ステップ1~6まで、順を追って丁寧にストーリーをたどって演習したことが学習目標の達成度の高さに繋がったのではないかと考える。また、個人予習→グループ検討→複数のグループによる討議の順で演習を進めていくことで、個人の学習した成果をグループ討議で活用することができ、個人の学びをアウトプットする機会が与えられ、このことが学習意欲を高め、更なる主体的な学びへと繋がり、ひいては課題解決能力の向上に繋がったのではないかと推測される。

学習目標の達成度については、特に、【個人・家族支援の理解】においては、4項目中3項目について95%以上の学生が「できた」「まあできた」と答えており、4項目の平均も88.2%と達成率が高かった。

【個人・家族集団・地域支援へのつながりの理解】においても、3項目とも「できた」「まあできた」が90%を超えており、平均も94.9%と高かった。奥野ら<sup>3)</sup>が、131名の学生を対象に行った調査では、【個人・家族支援の理解】の「できた」「まあできた」の合計が、86.3%、【個人・家族集団・地域支援へのつながりの理解】が90.8%であり、本研究同様の結果であった。公衆衛生看護活動は、個別・家族のアプローチと集団・グループへのアプローチを駆使して活動する<sup>7)</sup>必要がある。健康障害を生み出している条件やその健康課題を解決するために、障害となるその状況そのものを変える必要があり、健康障害を抱えた本人だけでなく、組織や集団、あるいは一般の人々にも働きかけ、個々に課題に対応するだけでなく、行政としてあるいは組織として取り組みを推進する意図的な活動<sup>8)</sup>であることが理解できたのではないかと考える。

【健康教育の実際と展開の理解】では、「集団・地域支援のための情報収集とアセスメントができる」「集団・地域支援のための支援方法を考えることができる」「健康教育の企画ができる」は、「できた」「まあできた」の合計が90%以上であったことは、既修の実習で健康教育を企画・実施しているため、展開方法を既に学修していることに加え、健康課題が異なっても、対象者の理解や対象地区の地域診断により問題を明確にし、地域としての特性、集団の特徴を対象者の健康状態と生活を結びつけるという展開方法は変わらないということを再確認できたのではないかと考える。ステップごとに課題を示し、順を追って演習したことも展開方法の理解を深めるこ

とにつながったのではないかと考える。

一方、「集団・地域支援のために必要な社会資源がわかる」は、「できた」「まあできた」の合計が76.1%にとどまっている。実習においても、学生は、実際に体験・実施したことや見学したことは理解できたとし、説明だけ聞いたことに関しては、理解できなかったとする傾向にある。本演習においても、発達障害者支援法の学習、法令以外で設置されている発達障害児のサポートを行う機関などの社会資源に関する事前課題を課していたが、名称は理解したものの、実際に体験していないことから展開方法を十分に理解するまでには至らず、達成率が低かったと推察する。ケースメソッドの演習方法の個人予習→グループ検討→複数グループによる討議の中で、学生が実習で体験できなかったことに関して、教員が補足していくことが必要であると考えられる。

【保健師の問題解決思考プロセスの理解】  
【公衆衛生看護活動のイメージ】についても、「できた」「まあできた」の合計が、それぞれ、93.5%、89.1%と高く、これらは、奥野ら<sup>3)</sup>の報告の、86.3%、85.0%より高かったのは、スモールステップを踏んだ演習に加え、実習を修得していることでより理解が深まった結果と推測される。

一方、【公衆衛生看護への興味】は、「増えた」「まあ増えた」の合計が、76.1%と他の項目に比べて低かったことは、研究対象の学生が、保健師免許は取得したいが、全員が保健師としての就職を志望しているとは限らないことが、一因ではないかと考えられる。しかし、保健師としての就職を志望しなくても、地域で生活する人々の健康課題に取り組むという公衆衛生看護活動の概念の理解は、看護職の概念形成の一助となると考える。教員は、引き続き公衆衛生看護活動に関心をもつ学生が増えるように関わっていくことが必要である。

課題解決能力の向上については、総合的に

みると、【積極性】、【社会性】、【責任性】、【情緒安定性】、【コミュニケーション能力】の全てにおいて、演習実施前後で有意差がみられているが、項目別にみると「グループ演習に対する気構えがある」「自分の行動、決定に責任を持つとする」の2項目で有意差がみられていない。「グループ演習に対する気構えがある」は、「そうではなかった」「あまりそうではなかった」の合計が、演習実施前5名から、演習実施後8名へと3名増加している。45名中3名とわずかに6.7%であるが、これらの学生は、グループワークの中で、メンバーの一員として自分の果たすべき役割が見出せなかったことも考えられる。このことは、個人の特性であるのか、演習が10月～2月までの約4か月間と長期にわたったことで意欲が低下したのか、または持続しなかったのかなどとの関連も今後検討する必要がある。

## 2. 自己効力感の変化

ケースメソッドの教育効果は、課題解決能力の向上の他、得意領域を伸ばしつつ弱点の補強が進むことや精神力が鍛えられ人間的成長が促される<sup>9)</sup>と言われている。これらの効果は、学生の自己効力感の向上にも繋がるのが期待できる。奥野ら<sup>3)</sup>の報告では、演習実施前後で学生の自己効力感は向上しており、各ステップで示された課題の理解を深め、解決していくことによって学生は小さな達成感を積み重ねて味わうことができ、このことが自己効力感を高めたのではないかと考察している。

しかし、本研究では、演習実施前と演習実施後で自己効力感の変化に有意差はみられなかった。我々は平成26年度に、A大学のプライマリヘルスケア論履修学生に同じくケースメソッドを取り入れた演習を実施しているが、今回の結果と同じく、演習実施前後で自己効力感の変化に有意差はみられなかった<sup>10)</sup>。石井ら<sup>11)</sup>が、大学生107名を対象に調査した報

告では、自己効力感に職業未決定が影響を与えていることが示されている。また、東海林ら<sup>12)</sup>が、在宅実習指導を行う訪問看護師1,329名を対象に行った調査では、職業的アイデンティティが高いほど、在宅看護実習指導における自己効力感が有意に高かったと報告されている。本研究では、演習を通して、【公衆衛生看護への興味】が「増えた」「まあ増えた」が比較的低かったことと関連があるのではないかと推測される。また、会田<sup>13)</sup>により、自己効力感が低い学生が、教員によるリラックスさせる介入に学生は高い評価をしていたと報告されている。グループによる討議を不得手とする学生にとっては、グループ演習が負担となり自己効力感の向上に繋がらなかった可能性も考えられる。

Banduraは、自己効力感に遂行行動の達成、代理体験、言語的説得、生理的・感情的状態の4つの主要な影響力によって育まれるが、ストレスや緊張などの生理的・感情的状態も自己効力感に影響を与え、肯定的な気分で自己効力感は強まり、落胆した気分で下がる<sup>14,15)</sup>と述べている。自己効力感には、本演習だけでなく学生生活全般も影響していることも考えられる。本演習だけで自己効力感向上の効果期待するのは困難であるのかもしれない。しかし、学生が演習を通して、自己効力感が向上できるよう導いていくことは重要なことである。教員は、学生の発言を肯定的に捉え、さらに思考を発展できるようなアドバイスをを行い、学生自身が自発的に考え、達成感を持てるよう関わり、学生の自己効力感の向上を目指していく必要がある。

## 3. 研究の限界と今後の課題

本研究の結果は、1大学の1科目における学生の演習実施前後の自己評価による結果であるため、一般化することはできない。今後は、データを蓄積し、年度毎の結果を比較するなどの検討を重ねていくことが必要である。

## V おわりに

本研究では、公衆衛生看護技術演習にケースメソッドを取り入れた演習を実施した効果を検討することを目的に、演習の実施前後に対象学生に自記式質問紙調査を行った結果を分析した。

その結果、公衆衛生看護技術演習にケースメソッドを取り入れた演習を行ったことにより、学生の学習目標に対する主観的な達成状況が高く、課題解決能力を修得できたと感じられる演習になったことが明らかになった。引き続きケースメソッドを取り入れて演習を実施することは有用であると考えられる。

一方、自己効力感の向上はみられなかったことから、今後は、学生の自己効力感の向上に繋がる関わりについて検討していく必要がある。

## 謝辞

演習の進め方をご教示くださいました信州大学学術研究院保健学系広域看護学領域公衆衛生看護の先生方、並びに研究に協力いただいた学生の皆さまに深く感謝いたします。

## 引用文献

- 1) L.B.バーンズ,C.R.クリステンセン,A.J.ハンセン.ケースメソッド実践原理.33-56.東京:ダイヤモンド社;1997.
- 2) 竹内伸一,高木晴夫.ケースメソッド教授法入門:理論・技法・演習・ココロ.28-36.東京:慶応義塾大学出版;2010.
- 3) 奥野ひろみ,五十嵐久人,高橋宏子,山崎明美,石田史織,成田太一.公衆衛生看護を学ぶ学生のためのケースメソッド演習の開発とその効果に関する研究.信州公衆衛生雑誌.2014;8(2):73-79.
- 4) 人事院人物評価試験技術研究所.人物試験におけるコンピテンシーと「構造化」の導

入.2005;<[http://karisumakousi.com/karisuma/data/mensetu\\_doc/konpi\\_1.pdf](http://karisumakousi.com/karisuma/data/mensetu_doc/konpi_1.pdf)>平成28年11月15日.

- 5) 水島春朔.公衆衛生専門職のコンピテンシー.からだの科学増刊.2006;158-163.
- 6) こころネット.<<http://www.kokoronet.ne.jp>>平成29年1月11日.
- 7) 標美奈子.標準保健師講座 I 公衆衛生看護学概論.99-106.東京:医学書院;2016.
- 8) 井伊久美子,荒木田美香子,松本珠実,堀井とよみ,村嶋幸代,平野かよ子.新版保健師業務要覧第3版.2-7.東京:日本看護協会出版会;2013.
- 9) 竹内伸一.「ケースメソッドとは何かケース教材は実践しながら討議を通じ実践力を伸ばす」『検証ビジネススクール』.110-114.東京:慶應義塾大学出版;2009.
- 10) 渡邊路子,坪川トモ子,田辺生子,伊豆麻子.ケースメソッドを取り入れた公衆衛生看護技術演習の学習効果.新潟青陵学会誌.2015;8(2):34.
- 11) 石井美穂,平山栄治,野村和孝,前田駿太,嶋田洋徳.大学生のアイデンティティと自己効力感が職業未決定に及ぼす影響の検討.早稲田大学臨床心理学研究.2015;15(1):45-52.
- 12) 東海林美幸,森鍵祐子,大竹まり子,細谷たき子,小林淳子.訪問看護師の在宅看護実習指導における自己効力感と関連要因.北日本看護学会誌.2016;18(2):17-29.
- 13) 合田友美,三浦浩美,舟越和代.小児看護学実習における看護学生の自己効力感と実習指導評価との関連.香川県立保健医療大学雑誌.2015;6:15-22.
- 14) アルバート・バンデューラ,本明寛,野口京子監訳.激動社会の中の自己効力感.1-41.東京:金子書房;1997.
- 15) Albert Bandura. Self-efficacy Toward a Unifying Theory of Behavior Change. Psychologica. 1977;191-215.

# 周手術期看護学実習における手術室実習の 満足度を高める要因

—実習状況および手術室看護師・教員の指導との関連—

小島さやか<sup>1)</sup> 小林 祐子<sup>1)</sup> 帆苅真由美<sup>1)</sup>

小林 理恵<sup>1)</sup> 清水 理恵<sup>1)</sup>

1) 新潟青陵大学看護学部看護学科

Factors increasing nursing students' satisfaction with practical training in the perioperative period, with a focus on the relationship between training situations and the guidance of perioperative nurses and teachers

Sayaka Kojima<sup>1)</sup> Yuko Kobayashi<sup>1)</sup> Mayumi Hokari<sup>1)</sup>

Rie Kobayashi<sup>1)</sup> Rie Shimizu<sup>1)</sup>

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF NURSING DEPARTMENT OF NURSING

## 要旨

看護学生の手術室実習における実習満足度とその影響要因を明らかにすることを目的とし、手術室実習を行った看護学生83名に無記名自記式質問紙調査を行った。調査内容は実習状況、実習満足度のほか、実習および指導体制への評価とした。手術室実習が看護学生の学びに与える影響を分析した結果、実習状況別では手術終了まで見学した学生は興味が有意に高く、切開手術群は鏡視下手術群に比して手術室看護師の指導への評価が有意に高かった。手術室実習満足度には手術見学による学びの深まり、教員の指導、手術中の看護師の指導が影響していることが明らかになった。

手術室実習の満足度を高めるためには、教員と看護師による継続的な手術看護教育が求められる。術前は事前学習により実習準備状態を高める工夫を行い、術中は手術の進行状況や看護師の役割を随時伝えることや看護実践の経験により手術看護の理解を深めることが満足度の向上につながる。

## キーワード

手術室実習、周手術期看護教育、実習満足度、看護学生、手術室看護師

## Abstract

To clarify the levels of satisfaction of nursing students with perioperative practical training and the factors influencing these levels, we conducted an anonymous self-questionnaire survey of 83 nursing students who had participated in perioperative practical training. The survey included questions about training situations, levels of satisfaction with the training, and evaluation of the training and teaching system. Analysis of the impacts of the perioperative practical training on the students' learning showed that students who had observed the surgery through to completion showed significantly greater interest in operating room nursing, and that nurses' guidance in open surgery was evaluated significantly more highly than their guidance in endoscopic surgery. Deepening of learning by observing surgery, receiving teachers' guidance, and receiving guidance from nurses during surgery affected the students' levels of satisfaction with perioperative practical training.

To increase these levels of satisfaction, continuing surgical nursing education by teachers and nurses is needed. Before surgery, we need to improve students' preparation for training by prior learning; during surgery, we need to tell students the progress of the ongoing surgery and the roles of nurses as needed. In addition, practical experience in nursing skills enables students to deepen their understanding of surgical nursing. These factors will increase the satisfaction levels of nursing students.

## Key words

Perioperative practical training, perioperative nursing education, satisfaction of training, nursing student, perioperative nurses

## はじめに

手術室実習においては、幅広い年代、多様な生活背景、様々な疾患を持つ患者を、限られた時間のなかで理解し、必要な援助を行うことが求められる。看護教育の内容と方法に関する検討会報告書（2011）では、看護学生の看護実践の分析力・統合力修得のための効果的な臨地実習の方法として、学生が実際に体験する機会を多くすることが重要<sup>1)</sup>とされており、手術室実習においても、手術室に実際に入り術中看護に参加することが看護師の役割・機能・業務を学ぶ<sup>2)</sup>ために有効である。看護系大学への調査では手術室実習を実施する大学は80%以上<sup>3)</sup>との報告もある。しかし周手術期においては患者の変化は著しく学習内容が多岐にわたる上、多くの看護学生にとって手術室への入室は未知の経験であり強い緊張や不安を伴う<sup>4)</sup>とも言われており、手術看護への理解を深めるには支援が必要である。

教育効果を上げる臨地実習のあり方として、教員と実習指導者の連携、学習状況の情報共有が重要<sup>1)</sup>とも言われている。実習指導において、手術室看護師が臨床経験から培われた看護実践を伝えることや、学生の希望も踏まえ学生自身が実践できるよう配慮することは、座学での学習と臨床の学びを統合する<sup>2)</sup>ことに役立つ。また、教員には、既習の知識と実習の学びを繋げ、統合的に理解するための支援や臨床指導者からの助言を適時に受けられるよう<sup>5)</sup>環境を調整する役割がある。このように手術室看護師と教員、双方が協力し実習指導体制を整えることが求められる。

手術看護教育に関して先行文献を概観すると、手術室実習中の学生の学びや心理状態を明らかにすることを目的とした調査は多く行われている<sup>6)</sup>ものの、学生の主観的評価である実習満足度という視点で手術看護教育について述べているものは少ない。一方で臨地

実習における学生の実習満足度に影響を与える要因は、援助を通して患者への関心・理解を深める体験をすることや、学習目標とする援助を受け持ち患者に実施できること<sup>7)</sup>であり、実習指導体制も大きく影響する<sup>8)</sup>ことが明らかにされている。

このことから、手術室実習において学生の手術室実習満足度を調査することは、教員側からの評価にとどまらず、学生の視点から実習内容および実習指導が効果的であったかを評価することができるため、手術看護教育を考える上で重要である。そこで、手術看護教育の効果的な内容や方法、指導のありかたを検討するために看護学生の手術室実習満足度に着目し、調査を実施した。

## I 目的

本研究は、手術室実習において看護学生の手術室実習満足度に実習状況や看護師および教員の指導が及ぼす影響を明らかにし、手術看護教育への示唆を得ることを目的とする。

## II 方法

### 1. 対象と調査方法

手術室実習（以下、実習）を行ったA大学3年次看護学生（以下、学生）83名を対象とし、自記式無記名質問紙調査を行った。調査期間は平成27年4月～7月で、それぞれの学生の実習の履修時期に合わせて実施した。対象者には、周手術期看護学実習（2週間）の最終日に実習担当教員が調査の概要と目的、方法を文書及び口頭で説明し、調査用紙を配布した。回収は、学内の一か所に回収箱を設置し学生が自由に投函できるよう配慮した。調査用紙は無記名とし、調査用紙とともに配布した封筒に入れて投函するよう依頼した。

### 2. 調査内容

性別、実習状況（手術室実習の対象患者の

術式、受け持ち患者か否か、手術中の看護実践経験の有無、手術見学時間)について尋ねた。手術室実習への評価として、手術室実習の満足度、実習後の学びの深まりの自覚、手術室看護への興味を5件法で測定し得点化した。指導に関する満足度として、教員および看護師の指導(3項目)について5件法で測定し得点化した。手術室実習に関して困った経験の有無と内容(11項目、複数回答)、手術室実習への思い(自由記述)を尋ねた。

### 3. 分析方法

実習状況と、学生の手術室実習への評価との関連をt検定で求めた。実習満足度と変数間の関連性をSpearmanの順位相関分析で検討したうえで、実習満足度への影響要因を重回帰分析を用いて分析した。p<.05を有意差ありとした。

### 4. 倫理的配慮

対象者に研究の趣旨や方法、研究協力の任意性及び中断の自由、分析および結果の公表について文書と口頭で説明した。調査に際しては、調査への同意の有無および回答内容は実習評価に影響しないこと、個人の特定に繋がらないこと、学術的な目的以外では使用しないことを説明した上で、同意の得られた学生にのみ回答を依頼した。対象者による調査用紙の投函を以て研究協力の同意を得たものとした。

### 5. 手術室実習の概要

A大学3年次生における手術室実習は、以下の内容、方法で実施している。

#### 1) 実習目標、内容、対象患者

実習目標は手術に伴う対象者の身体機能、心理的状況を理解し、手術室における看護の実際を学ぶこととしている。内容は、手術を受ける患者の身体面、心理面の理解、手術中・直後に患者が受ける処置と看護の理解、手術室の環境の理解を中心に学ぶ。

実習日は、3年次前期の領域別実習における周手術期看護学実習期間中の受け持ち患者

の手術日であり、B市内の実習施設(4ヶ所)の手術室で行っている。見学対象患者は、原則として周手術期看護学実習の受け持ち患者であるが、実習スケジュールの都合等で受け持ち患者の手術見学が困難な場合は、他の患者の手術を見学することがある。見学対象の手術は全例が全身麻酔下による手術であり、診療科別の内訳は、消化器系(胃、肝、胆、膵、大腸)約7割、呼吸器系・循環器系・頭頸部外科が各1割ずつを占める。

#### 2) 実習方法

- (1) 実習前;実習目的や方法、内容について教員から説明した後、手術室看護師から手術室内でオリエンテーションを受け、手術室の構造・設備を見学する。学生が実習について適切に計画、実施できるよう、教員が個別に指導を行う。その後、学生は実習当日までに実習記録に自らの学習目的・目標を記述する。実習対象患者の術式や教員および看護師からの説明を参考に目標を考え、術中に観察すべき項目や行いたい看護等を記述する。
- (2) 実習当日;学生は対象患者の手術に合わせて手術室に行き、指導担当となる外回り看護師に学習目的・目標を伝える。原則として教員は同行せず、患者の手術室入室から帰室まで、外回り看護師の指導のもとに手術見学を行う。
- (3) 実習終了後;学生は実習で得た学びを自身の目標に沿って記述し、実習記録を提出する。実習指導を担当した外回り看護師が助言を記入して学生へ返却する。

## III 結果

### 1. 対象者の概要

質問紙は83部配布し、回収数は80部(回収率96.4%)であった。そのうち有効回答79部(有効回答率98.8%)を分析対象とした。性別は男性9名(11.4%)、女性70名(88.6%)であった(表1)。

表1 対象者の概要と手術室実習の状況 (n=79)

項目	内訳	人数	(%)
属性	男性	9	(11.4)
	女性	70	(88.6)
術式	切開手術(開腹・開胸等)	49	(62.0)
	鏡視下手術	30	(38.0)
対象患者	受け持ち患者	69	(87.3)
	受け持ち患者以外	10	(12.7)
看護実践経験	経験した	38	(48.1)
	出血量測定	34	
	尿量測定	23	
	体位固定の介助	15	
	バイタルサイン測定	6	
	ガウン着用の介助	1	
	消毒剤の拭き取り	1	
	経験しなかった	41	(51.9)
手術見学時間	終了まで見学した	62	(78.5)
	途中退室した	17	(21.5)

注) 看護実践経験の項目は複数回答

### 1) 実習状況

実習対象患者の術式は、開腹や開胸などの切開手術が49名(62.0%)、腹腔鏡や胸腔鏡などの鏡視下手術が30名(38.0%)であった。周手術期看護学実習の受け持ち患者の手術であった者は69名(87.3%)、受け持ち以外の

患者が10名(12.7%)であった。手術見学時間については、手術終了まで見学した者は62名(78.4%)、実習日程や手術時間の都合、手術見学中の自身の体調不良等により途中で退室した者が17名(21.5%)であった。

### 2) 手術中に経験した看護技術

手術室実習中に、看護の実践経験があった者は38名(48.1%)、経験がなかった者は41名(51.9%)であった。経験の内容(複数回答)は、出血量測定(34名)、尿量測定(23名)、体位固定の介助(15名)、バイタルサイン測定(6名)、ガウン着用の介助(1名)、消毒液の拭き取り(1名)であった。

### 2. 手術室実習への評価および実習状況が評価に与える影響

手術室実習への評価を尋ねたところ、「手術見学に満足している(以下、手術室実習満足度)」にそう思うと答えた者は62名(78.4%)、「見学して学びが深まった(以下、学びの深まり)」に対し、そう思うと答えた者は65名(82.3%)、「手術看護に興味がある(以下、手術看護への興味)」にそう思うと答えた者は28名(35.4%)であった(表2)。

表2 手術室実習に対する学生の評価 (n=79)

項目	人数 (%)	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない
手術室実習への評価	手術見学に満足している	62 (78.4)	16 (20.3)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	見学して学びが深まった	65 (82.3)	14 (17.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	手術室看護に興味がある	28 (35.4)	29 (36.7)	10 (12.7)	11 (13.9)	1 (1.3)
実習指導体制への評価	教員の指導は適切だった	45 (57.0)	20 (25.3)	12 (15.2)	2 (2.5)	0 (0.0)
	看護師の術前オリエンテーションは役立った	53 (67.1)	24 (30.3)	1 (1.3)	1 (1.3)	0 (0.0)
	手術中の看護師の指導は適切だった	65 (82.3)	12 (15.1)	1 (1.3)	1 (1.3)	0 (0.0)

実習状況が手術室実習の評価に与える影響を分析したところ、手術終了まで見学できた者は手術看護への興味において有意に高い得点を示していた ( $t(77)=3.08, p<.01$ )。手術見学時間の違いによって実習満足度や学びの深まりに有意差はみられなかった (表3)。

また、実習対象患者の術式および周手術期看護学実習の受け持ち患者か否か、また手術中の看護実践経験の有無との関連を分析したが、有意差は認められなかった。

### 3. 実習指導に対する学生の評価

手術室実習に関して、「術前の手術室看護師によるオリエンテーションが役立った (以下、術前オリエンテーション)」にそう思うと回答した者は53名 (67.1%)、「手術中の看

護師の指導が適切だった (以下、手術中の看護師の指導)」にそう思うと回答した者は65名 (82.3%)、「教員の指導は適切だった (以下、教員の指導)」にそう思うと回答した者は45名 (57.0%) であった (表2)。

実習状況が指導への評価に及ぼす影響を検討するために、指導の下位尺度についてt検定を行った結果、手術中の看護師の指導への評価において、患者の術式は切開手術のほうが鏡視下手術よりも有意に高い得点を示していた ( $t(35.43)=-2.14, p<.05$ )。教員の指導ならびに看護師の術前オリエンテーションに対する評価には有意差がみられなかった (表4)。

表3 手術見学時間の違いによる手術室実習への評価 (n=79)

項目	最後まで見学(n=62)	途中退室(n=17)	t 値
	M	M	
手術室実習満足度	4.82	4.59	1.74
学びの深まり	4.85	4.71	1.22
手術室看護への興味	4.10	3.24	3.08 **

t 検定 \*\* p < .01

表4 術式の違いによる実習指導に対する評価 (n=79)

項目	切開手術(n=49)	鏡視下手術(n=30)	t 値
	M	M	
教員の指導	4.37	4.37	0.00
看護師の術前オリエンテーション	4.65	4.60	-0.39
手術中の看護師の指導	4.90	4.60	-2.14 *

t 検定 \* p < .05

また、手術室実習対象患者の見学時間、周手術期看護学実習の受け持ち患者か否か、また実習中の看護実践経験の有無による実習指導に対する評価についても分析したが、有意差は認められなかった。

### 4. 手術室実習で困った経験の有無と内容

手術室実習において困った経験があった者は36名 (45.6%)、なかった者が43名 (54.4%) であった。困った経験の内容 (複数回答) としては手術見学前の事前学習 (10名)、見学

前日の睡眠時間の確保 (3名)、受け持ち患者との関係 (2名)、手術室看護師の指導 (1名)、手術室での自分の動き (13名)、手術見学中の体調不良 (1名)、手術見学中の休憩の取り方 (2名)、手術終了まで見学できなかったこと (8名)、術後の観察 (11名)、手術後の看護計画の立案 (6名) であった。担当教員の指導と病棟看護師の指導については、困ったとした者はいなかった。

困った経験の有無による実習満足度への影

響ならびに実習指導への評価をt検定で分析したが、有意差は認められなかった。

### 5. 手術室実習満足度と学習状況および指導との関連

手術室実習満足度に与える要因を明らかにするために、実習満足度と実習状況ならびに指導への評価について相関係数を求めたところ、手術室実習満足度と学びの深まり ( $r = .314, p < .01$ )、手術室看護師の指導 ( $r = .421, p < .01$ )、教員の指導 ( $r = .285, p < .05$ ) の間に有意な相関がみられた。実習状況の下位尺度との相関関係はみられなかった (表5)。

続いて、満足度への影響要因を重回帰モデルで分析した。その結果、手術中の看護師の

指導 ( $\beta = .405, p < .01$ )、教員の指導 ( $\beta = .230, p < .05$ )、学びの深まり ( $\beta = .228, p < .05$ ) が影響していた。次に患者の術式および手術中の看護実践経験別に分析を行ったところ、外回り看護師とともに看護実践経験をした学生においては手術中の看護師の指導 ( $\beta = .734, p < .01$ ) および学びの深まり ( $\beta = .417, p < .05$ ) が影響していた。また切開手術群では、満足度は学びの深まり ( $\beta = .343, p < .01$ ) および教員指導 ( $\beta = .322, p < .01$ ) との関連が認められた。最後まで手術見学できた群においては手術中の看護師の指導 ( $\beta = .496, p < .01$ ) および教員の指導 ( $\beta = .244, p < .05$ ) との関連が認められた (表6)。

表5 手術室実習満足度との相関 (n=79)

項目	手術室実習満足度	学びの深まり	手術室看護への興味	教員の指導	看護師の術前オリエンテーション	手術中の看護師の指導
手術実習満足度	—	.314 **	.182	.285 *	.034	.421 **
学びの深まり		—	.161	.178	.043	-.032
手術室看護への興味			—	.112	.060	.047
教員の指導				—	.118	.084
術前オリエンテーション					—	.021
手術中の看護師の指導						—

Spearmanの順位相関分析 \*p < .05, \*\* p < .01

表6 手術室実習の満足度に影響を与える要因 (n=79)

説明変数	全体	手術中の看護実践経験		実習対象患者の術式		手術見学時間	
	$\beta$	経験なし $\beta$	経験あり $\beta$	切開手術 $\beta$	鏡視下手術 $\beta$	途中退室 $\beta$	最後まで見学 $\beta$
学びの深まり	.228*	.154	.417*	.343**	.132	.922**	.093
手術室看護への興味	.095	.080	-.054	.169	.049	-.031	.095
教員の指導	.230*	.404**	-.040	.322**	.174	.040	.244*
術前オリエンテーション	-.011	.026	.141	-.018	.047	.159	.019
手術中の看護師の指導	.405**	.404**	.734**	.180	.442	-.374	.496**
R <sup>2</sup>	.347**	.426**	.447**	.506**	.278	.771**	.329**

基準変数：手術室実習満足度 \*p < .05, \*\* p < .01

## 6. 自由記述内容からみた手術室実習での学びの内容

手術室実習についての自由記述内容からは、手術室看護師への役割の気付き（「手術看護は常に先を見据えて行わなくてはいけない」「患者の気持ちや不安をきちんと考えている」）、自身の手術室イメージの変化（「思っていたほど重々しく緊迫している雰囲気ではなかった」「音楽が流れたりしてリラックスできる雰囲気だった」）、多職種連携の重要性への気付き（「チームで連携し声を掛け合うことが大切」「各職種が自分の役割に責任を持つことが重要」）、清潔で安全な手術室環境保持の必要性の再認識（「清潔・不潔の区分けが徹底されていた」「患者の安全安楽が守られている」）などの意見がみられた。

## IV 考察

### 1. 実習状況別にみた看護学生の手術室実習への評価

手術室実習は、周手術期看護を学ぶ上で欠かせない手術を受ける患者の理解や、手術中、手術直後の看護の理解、また手術室の環境や各職種の役割、連携を学ぶ重要な場となっている。今回の調査では実習に対する満足感および実習による学びの深まりを感じている学生の割合は高く、また実習満足度には実習状況や看護師・教員の指導が深く関連していることが明らかになった。

実習状況別の分析では、手術終了まで見学できた学生の興味は有意に高かった。その要因として、患者の手術室入室から病棟への帰宅までの一連の流れを見学することで手術室看護師の動きや役割を知り、達成感を感じられたのではないかと考えられる。手術室実習の達成感には学生の実習時間の長さに関連する<sup>9)</sup>ことから、手術室実習においては、可能な限り手術室入室から帰宅までを継続して見学できるように教員と看護師間で調整して

対象患者を選定することが必要である。また、学生の体調不良による見学中止を回避できるよう、体調管理についての指導も重要である。

術式別の分析において、切開群が鏡視下手術群に比較して看護師の指導に対し肯定的な評価を示した背景には、鏡視下手術が直接術野を確認できないことなどから、手術を初めて見学する学生には理解が難しかったことが推測される。鏡視下手術においては、拡大鏡で術野の映像を認知するのは初学者には難しく、内視鏡の操作により臓器を捉える角度や方向が変わることで映像上において解剖図の理解を困難にしている<sup>10)</sup>ことが報告されている。また学生の実習満足度は受け持ち患者の疾患が理解しやすいことも影響<sup>11)</sup>すると言われており、学生は鏡視下手術において、看護師の指導により患者の状態を理解する難しさを感じていたと言える。鏡視下手術の件数は年々増加していることから、今後は実習対象として鏡視下手術を受ける患者の増加が予測される。学生が適時に必要な指導を受けられるよう、看護師の指導内容について今後検討する必要がある。また学生側の背景として、対象患者が決定するのが実習前日など直前であることも多く、対象患者の疾患や術式、看護の展開を十分に学習するには時間が不足している現状がある。また、個々の学生の実習対象患者の診療科が多岐にわたることや、実習施設が複数あることから、患者一人ひとりに合わせて事前学習を課すことが難しい。可能な限り鏡視下手術についての実習前の事前学習を充実させることや、看護師からの術前オリエンテーションで手術室を見学する機会を活用することで、実習に臨む準備状態を高める工夫が必要である。

教員の指導への評価が実習状況によって差がみられないことは、A大学の手術室実習の体制に関係があると考えられる。手術室実習は病棟における実習とは異なり、原則として教員は学生に同行することがなく、手術室で

行われる看護の実際を学べるように調整、指導するのは主に手術室看護師である。そのため、教員への評価には大きな影響を及ぼさなかったと推測される。

自由記述の内容からは、手術室看護師の役割に対する気付き、自身の手術室イメージの変化、多職種連携の重要性への気付き、清潔で安全な手術室環境保持の必要性の再認識などの思いが読み取れた。手術の実際を目の当たりにして学生が手術看護の意義を認識し、そのことが手術室看護に対する関心を生み出したと考える。手術看護を実際に見学して学ぶことは知的好奇心を育み、学習意欲の向上に繋がることが示唆された。

## 2. 手術室実習満足度に影響する要因の検討

今回の研究では、学生の手術室実習に対する満足度は概ね高く、その満足度は学びの深まり、教員の指導、手術中の看護師の指導と有意な相関が認められた。さらに満足度に影響を与える要因として、手術中に看護実践経験があった者に対しては手術中の看護師の指導および学びの深まりが強く影響していることが明らかになった。学生は出血量の測定、尿量測定、体位固定の介助等を多く経験しており、それらの援助を経験する際に看護師から具体的な指導を受けられたことが、高い満足度に結びついたと推測できる。手術終了まで見学した学生においては手術中の看護師の指導および教員の指導が、切開手術群については学びの深まりおよび教員の指導が影響していることが明らかになった。このことより、教員、看護師双方が各々の指導的役割を果たすことの重要性が示唆された。教員の関わりとして、手術前に実習に必要な学習内容の提示や記録指導を行っていること、加えて手術後に実習の振り返りを通して学生の理解状況を確認する機会を意図的に設けていることは有効であったと言える。看護師は、学生が実習記録に挙げた学習目標を共有し、それが達成できるように意識して見学の機会を設ける

ことや、学生が考えた患者の問題点について看護師とともに観察するなど、主体的に実習を受けられるように支援することが、学生の学びを深め、実習満足度を高めると考えられる。

なお、本研究においては、受け持ち患者か否かによって手術室実習満足度や学びの深まりには関連は認められなかった。手術室実習に対する満足感について、滝は受け持ち患者の手術を見学した学生と受け持ち以外の患者であった学生の満足度に差が無かった<sup>12)</sup>ことを報告している。一方、小澤らは手術室実習の対象患者は受け持ち患者のほうが満足度が高いこと、背景として術前から患者と関わることで患者の疾患や手術への思いを理解しようとする関心を持つこと<sup>13)</sup>が関係すると述べている。本研究においては実習対象が受け持ち患者かどうかではなく、術式などの実習状況や教員および看護師の指導が、より実習満足度に影響する要因となっていた。

今回の調査では、手術室実習で困ったことがあったとする学生が半数近く存在した。主な内容は手術前には事前学習の内容、手術中には自分の立ち位置や動き方や手術見学が最後までできなかったこと、手術後には患者の観察や看護計画立案についてであった。学生が学習内容や看護計画・観察を困ったこととして挙げるのは、手術を境に患者の身体的、心理的状态が一変する<sup>14)</sup>ために患者の状態に合わせた適時の学習が困難であることが背景にある。手術室看護師が学生の目の前で起きている手術の進行状況や看護師の役割、各職種の業務内容と連携などを随時伝えることで手術室実習における学習経験を意図的に言語化<sup>15)</sup>することにより、学びを深めることができる。手術中の立ち位置を困りごとと感じる学生に対しては、手術前のオリエンテーションで手術場面を想定した具体的な指導が行われることで解消が期待できる。また、手術終了まで見学できない学生の中には、体調

不良のために見学を途中で断念した者も含まれる。手術室という未知の環境に足を踏み入れることへの不安と緊張<sup>4)</sup>や、手術室で長時間の立ち通しであることは体調不良に陥るリスクを高める。教員と看護師は、より良い状態で実習に臨めるよう、手術室実習に対する不安の軽減、体調管理などに取り組む必要がある。実習満足度を高めるためには、学生の困りごとにも着目して術前から術後を通して適時に指導を行うとともに、教員と看護師が協力し、継続して学生を支援することが重要である。

周手術期看護を学ぶ学生にとって、手術室実習は学びを深めるための貴重な学習の場である。手術室で実際に手術による侵襲を目の当たりにすることが、患者に及ぼす身体的・心理的影響とその後の回復過程への援助について考える最大の機会となる。周手術期看護学実習の指導においては、患者の術前から手術、術後に至る一連の過程を継続して学べるよう、学習を支援することが学生の手術室実習満足度の向上に寄与すると考える。

### 3. 研究の限界と今後の課題

手術室実習の背景は実習内容、指導状況など様々であり、また個々の学生の実習への準備状態や興味の度合いは異なることから、本研究の結果によって手術室実習全般を普遍化するには限界がある。また、満足度を高める要因について明らかにしてきたが、手術室内で具体的に何を見学し何を学ぶことが満足度への影響要因となるのかや、手術室実習の経験による術後の看護実践への影響は明らかにしていない。しかし周手術期看護は手術終了とともに終結するのではなく、術後、回復期、退院後までを予測し、看護介入することが求められる。今後は手術室実習での学びの状況、理解度等に焦点をあて、より詳細な調査を行う必要がある。さらに、周手術期看護教育の一部である手術室実習を学習の契機として、術後の看護実践に活かすための手術室実習の

より良いありかたについては検討を重ねていく余地がある。

## V 結論

看護学生の手術室実習における実習満足度とその影響要因を、学習状況および指導との関連に着目して調査した結果、以下のことが明らかになった。

1. 手術室実習への評価は、実習状況別にみると手術終了まで見学した学生の興味において有意な差が認められ、また手術中の看護師の指導への評価は切開手術群のほうが有意に高かった。

2. 学生の手術室実習に対する満足度は学びの深まり、教員の指導、手術中の看護師の指導と有意な相関が認められた。実習満足度に影響を与える要因として、手術中に看護実践経験をした学生においては手術中の看護師の指導および学びの深まりが影響していた。手術終了まで見学した学生には教員の指導および手術中の看護師の指導が、切開手術群については学びの深まりおよび教員の指導が影響していることが明らかになった。

3. 手術室実習の満足度を高めるためには、手術室看護師と教員による継続的な周手術期看護教育が求められる。手術前の事前学習の工夫、オリエンテーションの活用により手術室実習の準備状態を高めることが重要である。手術中は看護師が手術の進行状況や看護師の役割、各職種の業務内容と連携などを随時伝えることや、看護の実践経験により学生の理解を深めることが満足度の向上につながる。

## 謝辞

本研究の実施にあたりご協力頂いた看護学生の皆様に深謝いたします。

## 付記

本研究の一部は第42回日本看護研究学会学術集会にて発表した。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省.看護教育の内容と方法に関する検討会報告書.1-15.  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vb6s-att/2r9852000001vbiu.pdf>>.2016年11月20日.
- 2) 澤田石真恵,東由紀子.手術室における臨床実習の実態調査-学びのレポートの内容分析,指導内容・方法の検討-.日本手術看護学会誌.2012;8(1):36-39
- 3) 深澤佳代子.手術医学教育と研究の方向性 看護基礎教育における手術室看護の位置づけと教授方法について 手術室実習について.日本手術医学会誌.2006;27(4):296-298.
- 4) 砂賀道子,石田順子,石田康子,星野泰栄.成人看護学実習 I における手術室見学の实態と教育的サポートに関する研究.高崎健康福祉大学紀要.2012;11:111-121.
- 5) 小西美和子,小関真紀,森一恵,吉田智美,田中京子,高見沢恵美子,他.周手術期看護実習に携わる看護師が学生に求める学習内容と看護基礎教育への期待.大阪府立大学看護学部紀要.2007;13(1):9-17.
- 6) 水谷郷美,城丸瑞恵.国内文献からみた手術看護教育における研究動向 看護基礎教育に焦点を当てて.日本手術看護学会誌.2015;11(2):278-284.
- 7) 直成洋子,前田和子,橋本歩美,原島利恵,山岸千恵,豊田真弓,他.成人看護学実習の学生による評価 授業過程評価スケール(看護学実習用)を用いて.茨城キリスト教大学看護学部紀要.2013;4(1):35-45.
- 8) 辻村弘美,中村美香,桐山勝枝,柳奈津子,金井好子,佐藤未和,他.基礎看護学実習における学生実習満足度と学生指導体制に関する考察 2011・2012年度と2013・2014年度を比較して.群馬保健学紀要.2016;36:21-29.
- 9) 水谷郷美,城丸瑞恵.手術室実習における学生・実習指導看護師の達成感に関連する要因.日本手術看護学会誌.2011;7(1)10-14.
- 10) 松山晶子,恵藤昌子,八木美枝子.腹腔鏡手術における看護教育方法を考える モニター映像について直接介助看護師の理解の実態調査.日本手術医学会誌.2009;30(4):318-322.
- 11) 原田美枝子,中谷章子.小児看護学における看護学生の満足度とその要因.湘南短期大学紀要.2013;24:61-66.
- 12) 滝麻衣,米村敬子,大坪奈保,小森あき奈,鬼丸美紀,藤巻承子,他.臨床看護学実習 I (急性期・周術期)における手術室見学実習の実態調査.聖マリア学院大学紀要.2015;6:67-70.
- 13) 小澤尚子,熊谷真衣,原島利恵.手術室実習に対する学生の満足感 実習形態による比較.日本手術看護学会誌.2013;9(1):50-52.
- 14) 石渡智恵美,菱刈美和子.周手術期・回復期看護実習の看護学生が感じた困難感における対処のプロセス.日本看護研究学会雑誌.2015;38(3):187.
- 15) 板東孝枝,雄西智恵美,今井芳枝,森恵子,市原多香子.手術患者を対象とした成人看護学実習における手術室での学生の学習経験.日本看護学教育学会誌.2012;22(2):13-25.

## 農福連携のコーディネイト

—新潟市障がい者あぐりサポートセンターでのインタビュー—

海老田 大五郎

新潟青陵大学福祉心理学部臨床心理学科

Coordinates for Agriculture and Social Welfare Linkage:  
Interview at Agri-Support Center for the Disabled People in Niigata City

Daigoro Ebita

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY  
DEPARTMENT OF CLINICAL PSYCHOLOGY

### 要旨

### キーワード

農福連携、就労支援、就農支援、国家戦略特区、コーディネーター

### Abstract

### Key words

agriculture-social welfare linkage, job assistance, encourage engagement in agriculture, national strategy specific district, coordinator

## I はじめに

本資料は、平成28年7月7日16時より行われた、新潟市総合福祉会館1階にある新潟市障がい者あぐりサポートセンター（以下「本センター」）でのインタビューの概要である。本インタビューは、新潟市内での農家、農業法人の求人ニーズと、新潟市内の障がい者就労支援施設における施設外実習のマッチングやコーディネイトを行う本センターにて、「コーディネーターとは実際にどのような仕事をしているのか」を学ぶことを目的としていた。しかしながら、本センターの試みはコーディネーター役割を学ぶだけでは非常に惜しい、農福連携として豊富な内容であったため、本資料の公表に至った。

新潟市は「平成26年5月1日に「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定さ

れ、高品質な農作物、全国有数の食品製造力を活かし、農業の国際競争力強化の拠点形成を目指して」<sup>1)</sup> いる。併せて、農業分野の創業、雇用拡大を支援しており、障がい分野での就農支援も期待されている。本センターの試みは、新潟市の全国トップクラスの農業力（水田耕地面積、水稲作付面積、水稲収穫量、農業就業人口がすべて全国1位）を活かした行政主導の就農支援の試みである。全国的に見ても本インタビューは貴重な資料ではないかと判断し、実名で公表することにした。本資料が貴重である理由を少し単純化して言えば、農福連携を試みたいと考えたところで農業的環境が整っていなければ、農福連携を行うことはできない。そういう意味では、新潟市の農福連携の実践は、農業的環境の不備

という要因をあまり考慮する必要が無く、農福連携のあり方そのものに焦点化して考察できるためである。実名公開に至っては、新潟市と調査協力者である本センター長の菊池雅幸氏から了承を得ている。本インタビューは2時間以上に及んでおり、全ての語りを掲載することは紙幅の関係上難しい。そのため、筆者の責任において、文意が損なわれない程度に、調査協力者の語りとして編集してあることを申し添えておく。

## II インタビューの概要

### 1. センターの立ち上げ

新潟市障がい者あぐりサポートセンターは、農業と福祉を繋ぐ目的で、平成27年4月に開設しました。新潟市障がい福祉課からの依頼でやっております。障がいのある方の元気を農業に繋げたいということです。新潟市が現在、目指している農福連携には、2つのポイントがありまして、お互いのメリットを増幅するということと、助け合うことで生まれるネットワークを大事にしたいという、2つのキーワードがあります。人手が不足している農家さんが障がい者施設の労働力と一緒に絡みうことでお互いに助け合うことができます。

新潟市内の農業は、農繁期の瞬間的な人手不足が深刻になってます。冬は割と暇なんですけれど、春と秋だけめちゃくちゃ忙しかったりします。高齢化が進んでまして、しかも後継者がいないような農家もけっこうあります。それによって、活性化されていない。これを具体的に言うと若い農家さんは、例えば、SNSなどで販路を拡大したりとか、いろんな情報をキャッチしながら、ニーズに応じて新たな品種をつくったり、新たなお客さんを開拓したりという行動力があるんですが、なかなか70歳のおじいちゃんとおばあちゃんには難しいです。そういった「時代の流れに乗って農業で新しい展開をやってくださいよ」っ

て言ってもなかなか難しいんですよね。SNS環境を使いながら、新たなものに取り組んでいくっていうものが必要なんだけど、お年寄りにはそれができない、息子さんも農業から離れていて、継ぐ気はないとかいうことで、非常にジリ貧というか、頭打ちの状態になっているということです。

障がい者就労支援施設では、訓練の作業内容が偏っているという現実があります。箱折りをやっていたり、シールはがしをやっていたり、パソコンの分解をやっている。実際それが社会に出たときに、ちゃんとそれが役に立つかっていうとちょっとクエスチョンマークつくところです。やはりいろんな作業をすることによって、いろんな経験をして、その中のいくつか、社会に出たときに役に立つかっていうのはあるんですけど、作業に偏りがある状況です。一定以上の工賃アップが難しいということで、ある企業から受託作業で箱折りなどの内職的な仕事を施設は持ってくるんですけど、非常に安いんです。これ一個やったら1円ですよとか、1000個で1000円とか、そういう状態の中で、なかなか工賃を上げることができないんですね。特にB型事業所。特性に合った作業や安定した受託作業の確保が難しいということで、細かい作業が得意な人がいれば、力仕事が必要な人がいるが、力仕事が必要な人でも細かい作業をしなければならぬ。例えばお正月の切り餅のパッケージをつくる作業があったとして、夏から冬までは忙しいが、正月を超えてしまったら仕事がない。非常に安定性がない。時々ものすごく暇な時期ができてしまい、何か仕事はないかと求めているような状況がある。受託作業の確保が難しいというのも課題の一つです。精神障がいの方は体調が安定しないことがありますが、真面目で責任感が強い一面を持っています。発達障がいの方はその人が得意な作業に就く事で高い作業効率が期待できます。知的障がいの方は繰り返しの指導が必要なこ

ともありますが、素直に支持を受け入れることができます。共通として、一旦習得すると継続能力に優れていますということで、自分たちでは飽きてしまうようなこともずっとやってくださる方が多くいらっしゃる。

農福連携は福祉と農業の繋がりで、福祉側の作業の幅を広げたい、これは農業からしてみると作業の種類が豊富である。作業の草取りから高度な技術を要する作業まである。その中で切り出しができる。すると福祉のニーズに繋がる。福祉は10代～50代までの年齢層が多いが、農業は若い力が欲しい。これによって繋がる。障がい特性においても、その人に合った作業の切り出しが可能で、これによって繋がっていく。また、コミュニケーションが課題の利用者も土や作物との作業になるためストレスなく働くことができる。以上のことから、なぜ農業なのかという点において、それぞれのニーズと、それぞれの特性がうまく相性がいいということで、全国的に言われている。

真っ白な状態から始めたので、農家を適度にアポイント取るわけにもいかないですし、あまりの数の多さにびっくりして、どうすれば効率がいいかを考えたときに、ハローワークに求人を出しているところにあたりました。人欲しいから求人を出すわけで。したがってハローワークとの関わりはありました。あとはJAです。JAの総会で周知活動をしていましたね。あとはやはりね、中心部から外れていくと自治会とか町とか村とかあって、定期的にみんなが集まるような機会があるわけですよ。そういったところで制度の説明をしてきました。「みつばち」<sup>注1)</sup>の力も大きかったですよ。障がい者雇用に対し志を持っている、気持ちを持っている関係性。みんなが自然に集まるというか、ちょっとでも触れるとそこで繋がっていくんですよ。お互いに協力しながら、情報交換しながら一緒に歩いていく。そうするとだんだん人の数が増えていっ

て、現在、ある人に問題が降りかかっても相談して、「この問題に関してはE先生に訊けばいいかな、この問題に関してはこの社長に訊けばいいかな、これは学校に訊けばいいかな」とかができ上がってきたような気がします。

## 2. お互いのメリット

最初に戻ってお互いのメリットについてです。まず福祉側において、施設外で働く経験、就業への訓練において、箱折りなど建物の中でずっと内職をしていくということは、お日様に当たらないし、体力もそんなに使わない。しかし農業で働くことによって、外で太陽にあたるだけでも体力は使う。作業をする、汗をかく作業のため、将来社会に出たときに建物の中でずっといるよりはもちろん体力がつく。あと、必ず外に出るということは朝行ったら「おはようございます」から始まり、「この作業はどうしたらいいのかな」という時に、やはり農家さんに訊きます。「この草は取っていいですか」「この草は残しておきましょうか」といったことを訊きます。

精神面のケアにおいて、建物の中で作業するよりとてもロケーションがいい。角田山のふもとが畑だった場合、角田山があり、空は青空で周りは緑ばかり。精神の方は「非常に気持ちがいい」とおっしゃってくれる。また精神の方は夜悩んでしまい、眠れない方がいらっしゃると思うが、日中汗を流して、体力を使い、肉体労働をする。すると自然に夜眠くなるという声を生で聞いている。寝ることができてサイクルが良いときに戻っていった。これによって、自分の精神が安定してきたというお話をいただいた。

社会適応力アップでいうと、外にでるといろいろな経験をする。これらは一つも無駄にはならないと思う。もしかしたら行く道中に交通渋滞に巻き込まれるかもしれない。その時に職員は農家さんに電話をして、「申し訳ございません。現在、混んでいて、10分ほど

遅れそうなのです」と連絡しますが、これも傍で聞いているわけですね。社会に出たときにやらなくちゃいけないこと、社会勉強のところで適応力アップが期待されるところで。

現在まで農業に就職することは本当にまれにしかなかった。障がいを持つ方が農業に就職するということはゼロに近かった。特別支援学校の生徒にしても、就労支援施設で働くB型A型の方にしても、選択肢としてたくさんの方の企業はあるが、農業は対象外だった。しかし、100人障がいを持つ方がいたら、1人2人農業に適正のある方がいらっしやるはず。そのような方の選択を増幅できるメリットも出でくるわけです。適性があるかないかについても施設外就農であったり、農業体験であったり、そういったところでやってみて、好きか嫌いか、楽しいか楽しくないかを自分でも感じることができるし、支援員や先生も評価できるわけです。この前特別支援学校から20人来られて、やる前に「将来、農業に就職したいと考えている人」と訊いたら1人だけしか手を挙げなかった。終わったあとに訊いたら12人が手を挙げました。やってみないとわからない。わからないから選択肢になっただけで、やってみたら「実は楽しいぞ」というかたもいらっしやるということです。あと、仕事後に時々いただくB級品のおみやげも楽しみのひとつのようです。

障がい者支援施設B型の事例ですが、平成26年度に月の工賃が全国平均で14,838円。安いですよ。時給にすると100円～150円の世界なんですよ。ですから、もっと農と福が絡みあって、農というのは労働力が体、肉体労働でいくわけですから、そんな安いお金でやらせません。現在、市の助成金の関係もあるけれども、平均500円で、市内51件施設と農家を繋いでいます。労働力のアピールということで、今まで農家さんは「障がい者？何、農業なんかできんばさ」というようなことを

言っていたが、実際に現在、51件の施設外就農をしてみて、農家さんから聞かれるのが間違いなく「いやー、意外とできるんだね」と。どこの農家さんも言うてくださいます。ですからイメージよりも労働力はあるよということを知っていただいた証なのかなと思います。

やりがいですけれども、農業は種を植えてから収穫するまで期間があるのですが、その間ずっとお手伝いをしていくわけで、小さな芽からトマトがなるまでキュウリがなるまで自分たちが草取りをしたり水やりをしたりすることで育っていく喜びを、農家さんの喜びの一つなんでしょうけれども、それを分かち合えるというか、やりがいに繋がっていく。障がいのある方はなかなかこのような経験はない。自分が手掛けたものがどんどん育って行って商品になっていく。経験されたことがある方はなかなか少ないと思うのですが、農業をやることによってそれが体感できるというところなんです。

今度は逆に農業側。労働力の確保、これはもちろん手伝いに来るわけですから、確保できます。何よりも良いのが、冬場仕事がないときは、収益がないわけですから、年間で人を雇用することはできないんですね。忙しい時だけ手伝いに来てくれるというところがメリットとなっている。実際に農家さんもそのように言ってくれている。人件費ですが、現在は新潟市の制度を使ってきっかけづくりとして助成金でやっているが、人件費を抑えて人を使える。例えばシルバー人材さんに頼むと人件費は一人1時間1080円くらい取られるわけです。だけど障がい者を使えば、現在は持ち出しなしで助成金の範囲内でやっているところもあるし、一部を自腹きっているところもあるし、人件費を抑えられるメリットがある。農作業の計画化というと、今までベテランの農家さんは「5月になったらこれやろうか」「6月になって雨降る前にこれやっ

てしまおうかな」などと体で覚えてしまっている部分があったんです。しかし、現在、私が繋いでいる施設のお手伝いしている方法としては「火曜日10時に毎週来ますよ」と言うと、農家さんも感覚だけでやっていると仕事を用意できない。だけど、農家さんが計画性を持ってやってもらうことで、スタンバイするという意味では作業が計画化した、と言うんですよ。「あの子たちが来週の火曜日に来るから、現在、週中にこの部分を終わらせて、この部分をやってもらおうか」とかこのように計画性が出てきたということで、農作業が計画化したという声を聞いています。

農業の方面にももちろんやりがいがあります。例えば草取りや小石拾いは農業のプロでなくてもでもできるわけです。それを障がいを持つ方がやることで、農家さんは自分の時間ができるわけで、そうするとプロにしかできない難しい作業をやったり、新たな品種をつくらうかなと思ったり、新しい顧客をつかもうと思って営業開拓をしたり。そういった時間に使っていただくことで、どんどん良い収入を得るためのやりがいのところで繋がっていくことができるわけです。

### 3. 農福連携を促進するネットワーク

二つ目のキーワードで、助け合うことで生まれるネットワークということで、今までは農家さんとJAとの繋がりがしかなかった、直売所との繋がりがしかなかったものが、福祉が絡むことで障がいのある方のご家族、授産製品、福祉法人が運営する店舗とか、企業、レストラン、喫茶店、いろいろありますよね。行政も絡んでくるわけです。これだけ人の繋がりができるわけです。どうなるかということ、農家さんはJAに出していた分の一部を企業のレストランに直接送ると。80円で売っていたものが120円で売れますというメリットが生まれるわけです。「人脈から生まれる新たなマーケティング」というところでできていく、というわけです。もしかしたら学校給食

に使っていただけるかもしれない。社会福祉法人は、特別養護老人ホームなどを運営しています。そこで給食を出していますよね。老人ホームの給食などにも使っていただけるかもしれない。パンを作っている福祉事業所もあるし、お菓子を作っているところもある。こんにゃくを作っているところもありますよね。その人たちが市場やスーパーから材料を買ってきていると思いますけれども、繋がることによって、施設と農家が直接やり取りができればいいな、と。このようにこっちは高く売れるし、買う方は安く買えるし、というネットワークが生まれてくるというわけです。

ただ、障がい者が農業で働くということになったとき、福祉の人たちは農業に関して素人さんなんですよ。で、新潟市ではこのような施設（あぐりパーク）があります。ここで専門の支援員がマンツーマンで3人の利用者に優しくゆっくり丁寧に教えてくれてます。非常に大好評で現在、今年の手定はもう満杯になってます。機械を使う作業もレベルの高い方に教えてくださってます。大きくなった頃にここの畑には例えば●●っていう事業所だったら「ここは●●の畑！」みたいにして看板立ててくれてね、いつでも見に来れるようにしてくれてます。あぐりパークの隣には農業活性化研究センターもあります。これは実戦訓練ということで、現在、今度はこっちは、指導員がさっきマンツーマンでつきましたけど、もう野放し状態というか、自分たちで全部やるという感じで、指導員がつかないです。作業の指示は出すけどすぐいなくなって、自分たちでやらなくちゃいけない。こういう訓練をやっています。

### 4. 新潟市の就労支援施設における施設外就農

施設外就農ということで、現在、累計で51件になりました。新潟市が「謝礼金」というものを出しているんです。農家と福祉施設が請負契約を結んで、労働力を提供して、作業

報酬を支払います。そういうことが行われると市役所の方から1日3,000円農家さんに振り込まれます。大体の農家さんはその3,000円は自分のポケットに入れなくて、全部工賃としてこっち（障がいのある方）に支払っているのが現状です。ただし、これには条件があって、月に5日以上ここの作業をしてくださいということ、1回あたり2時間以上作業してくださいということ、3名以上行かなくてはならないです。3名で2時間ですから、1日6時間分の給料を払うわけです。3,000円です。そうすると $3000 \div 6 = 500$ 円、先ほど500円ってでたと思うのですが、それがベースになってます。500円なんてもらったことない、時給500円もらえる作業なんてしたことない利用者さんはすごく喜んで、ある事業所では3人の枠をめぐって、「明日の作業、農業行きたい人ー？」って訊くと、8人9人手を挙げるそうです。ですから希望者を順繰り順繰りこう回しながら、順番に連れていっていると。人気の施設外就労となっているわけです。

K福祉園さんでは、レタスの水耕栽培のお手伝いをしています。私がですねこのレタスを、Oっていう新津駅前にあるレストランを紹介しました。毎週5キロずつOにレタスが行っているんです。土で作っていないので、虫がつかないです。レストランではサラダに使いたいんだけど、土臭さがなくて、えぐみもなくて、さっぱりしたレタスなんです。なので、サラダに非常に合う、ということです。植物工場でこの中は24℃で一年中管理されているので、夏場でも冬場でも安定したレタスの供給ができるわけなんです。レストランの方もなので大喜びなんです。Oのシェフの方もおっしゃってくれていたんですけども、非常に助かっているという。週に5キロずつレタスを運んでいるということは、これでは全然間に合わないの、農家側としては棚を増やしたわけです。そうすると仕事が増

えますよね。そうすると障がい者の仕事が増えるわけです。拡大していくと労働力がなくなっていきます。だから、障がいのある方の働く場も増やしていくというところで、どんどん大きくしていきたいと思ってます。障がいを持つ若い女性に人気だったのは、花、お花屋さんの作業です。ポットに土を入れたりして。

農福連携を受け入れていない施設が、農福連携をどのように感じているのかですが、そのような施設でも興味はあるみたいですよ。興味はあるけれど、現在、持っている仕事が多すぎるのに精いっぱいという事業所が多いみたいで、やりたいけどできないってことかな。古ければ古いほどこういう状態です。なぜかという、何十年も決まった仕事をやってきたわけですね。企業とがっちり繋がっているわけで。ここで「ごめんなさい、さようなら」ってしたくないんでしょうね。安いのわかっていても、人脈を壊したくないということでしょうね。古ければ古いほどそういうところが多いです。施設としては（田んぼや畑が）近いところが良いと言うんですよ。施設から近い方がいいというのは移動手段の関係です。だいたい9時半から3時っていう施設が多いじゃないですか。間にお昼があるわけですね。そうすると一番望むのは9時半から11時半まで2時間仕事して、30分で帰って昼食、1時から3時まで仕事っていうようなパターンを望んでいますね。逆に、農家側は朝早く来てくれて言うんですよ。農家さんは朝早い涼しいうちに仕事したがるんですが、福祉事業所のオープン時間の関係でそれができていません。夏場ね、10時から12時、本当に死んじゃいますもんね。草取りとか袋詰めとか簡単な仕事をしてほしいという農家さんが多い、それがニーズですね。

## 5. 佐渡への提言

佐渡の話なんですけれども、特別支援学校の先生から、「佐渡には先祖代々の土地を大

切に大切に思っていられらるご年配の方等大勢いらっしゃることと思います。耕したくてもできない土地を、特別支援学校の生徒が関わるようになったらとおっしゃってくださる農家さんがいます」と聞かされました。地域で感謝されて、高齢者の大きな生き甲斐になるのではないかと。「すぐにどうにかなるとは思ってはいませんが、何年も継続して取り組んでみたいテーマと考えています」ということで、佐渡からのご提案がありまして、佐渡まで話に行ってきました。

佐渡市の人口は57900人。そのうち働いている人は31000人。第一産業、農業と漁業だけで7000人だそうです。全体の22%。それを新潟市で考えると、40万人の2万人で5%しかいません。佐渡の方が農業に関わる方が割合としては多いんですね。ということは割合からして農業に関わっていける可能性が高いということです。ただものすごく人口が減っています。その中で農業をやめていくという方がたくさんいらっしゃる。歳もあるし、輸送費、搬送費もかかるし。ということでやめる方がいっぱいいらっしゃるそうです。

佐渡でどういう風に進めていけばいいかという、まず市の協力が得られるか、予算を組めるかで、行政の協力があれば大きく前進します。例えばさっき説明した助成金とか謝礼金があれば大きいです。あとは専門に動ける機関、人員の確保なんですけれども、例えば社会福祉課の誰々が兼務でこの事業を進めますといっても、全然進まないと思います。やはり私らのセンターみたいに専門で動ける人がどっぷり浸かって全力でやっていくということで、兼務ではなく専任でおいてください、と訴えてきました。

あとは学校や就労支援施設が動けるかどうか。やはりこの事業に賛同してくれなければ学校も施設も動いてはくれませんので、こちら辺は理解いただいて、いきなり農業未経験の人がいきなり農業に雇用されることはまず

ありませんから、施設ぐるみで施設外就農をやったり、学校であれば農業体験をしたりとかしながら農業に近づいて雇用していくというようなことを学校も施設も協力して下さいよ、ということを書いてきました。

佐渡市って島ということで特別な場所なんです。例えば新潟だったらこの農家さんは無農薬でやっていますよ。でもすぐ隣の農家さんが無農薬でやっていなかったら、どうしても純粹に無農薬と思えないです。流れるし、飛ぶし。でも島全体でそれをやればすごいもう安心感があります。トキもいます。タニシのためにも島全体で薬品は使わないんだという風にしていくと、佐渡は無農薬ブランドとして評価が上がるのではないかとということも踏まえてお話してきました。

漁業、林業とのタイアップということなんですけれども、農福連携でできた野菜を漁業を絡めるということになったら、二次加工のところになるのですが、例えば漁業の海藻を…ね、現在、健康ブームですから、海藻を使う。あとは漁業ではないけれども佐渡の脇って深海があって、海洋深層水がとれるんです。簡単にとれるそうです。ある所へ行くと蛇口をひねればいただけるというような環境だそうですが、そういうものを使った例えば漬物ですとか、そういったものを作って、農福連携だけでなく、農福漁林商連携をしていただければ、佐渡オリジナルの農福連携ができるのではないかとお話ししてきました。

あとは商品が必要です。「収益の確保」というのは、継続していくにはお金がどうしても必要なんです。人を雇用するわけだし、人を使って動かすわけですから、お金が必要なんです。じゃあそれを生むものは何かというと、「農福連携の商品」です。他の市町村にはない商品で、付加価値のついたものをつくっていただいて、それをちゃんと販売して収益を上げて、より長い間農福連携が継続できるようにそういった仕組みづくりをしっかりと

行っていたかかないと、最初の勢いだけで終わってしまいますよ、と。ずっと続けていくにはお金が必要なんですよ、と伝えてきました。

「じゃあまずは何をしましょうか」というところなんですけれども、まずは施設外就農を行いながら、農家さんとの関係をつくりましょう。「ただ話すだけでなく、実際にやりましょう」ということを伝えてきました。例えば、カブをつくっている農家さんがいました。カブを福祉事業所で買います。そして福祉事業所としては海洋深層水で漬物を作ります。それを商品として売っていきます。プランの実行にあたっては行政からの協力をいただきます。補助金とか出ます。例えば芋農家さんがあったら、干し芋にするのは福祉事業所でやりますよ、と。じゃあ、乾燥機が必要ですね、と。そうしたら行政の補助金で福祉事業所に乾燥機を置いていただければいい。それによって初期投資を抑えてできますから、とお伝えしてきました。

佐渡といえば、観光、漁業、林業、加工なんですけれども、その中で農福連携が繋がっていける部分としては、観光が一番大きいと思います。ホテル、旅館、民宿とかの農産物を、とったやつをすぐに届けるということ、契約を結んじゃってね、市場で買うんじゃなくて農家が直に持って行って、それを使ってくださいという契約を結ぶこととか。

魚介類を使った農産物加工品づくりも考えられると思います。魚と野菜をうまく調理したものがよくスーパーに売られているんですけれども、それを福祉事業所で作ってみませんか、とか。海藻でどこかの薬品会社と提携して、海藻を加工する前の段階、例えば乾燥させるところまで福祉事業所が行って、薬品会社に売いませんか、とか。あと、網、水揚げ後の処理とか。この魚はこちらに置いておくとか。そういった仕分け作業とかも手伝いませんか。あと牡蠣を外すような作業も手

伝いませんか、と。福祉でできることを探してきましたよ、とお話してきました。

林業では竹炭を書いたんですけれども、竹を燻してつくるものなんですけれども、よく消臭剤や消臭ポットに使われるものもあるし、あとは畑に撒いて肥料として使うんですけれども、これも福祉事業所で初期投資が全然かかりませんから、竹林があるなら近くでやりませんか。

## 6. 六次産業化へ

佐渡の加工品では海洋深層水を使った漬物づくり、おけさ柿の加工を福祉事業所でやりませんかというような、これは例として伝えてきたんですけれども、新潟市は新潟市で、つい先ほども六次産業化プランナーのAさんという方とVという事業所で会っていました。現在、新潟市の場合は例えば大豆農家さんだったらCさんと提携をして、納豆をつくりませんか、ということを実際にやっているわけです。この前22キロ持って行って新聞にも取り上げられましたけれどもこういう風にやっています。あとは豆腐をつくったり、きな粉をつくったり、あとは「フムス」という中東の方ですね、大豆ゆでたやつをすりつぶして、ペースト状にしたものにバジルとかオリーブオイルとかニンニクとかを混ぜて、簡単にいうと洋風の味噌みたいな感じなんですけれども、そういうものをですね、温野菜のディップに使ったりする。これをつくりませんかという風に勧めたりとかしていますし。

「就労支援機関と農家についてどのように調整等を行っているのか」ということですが、ある西蒲区の葡萄農家さんで、「Kさん、スーパーマーケットLと直売所しか売るところがないんだけど葡萄がかなり余りそうなんです。何か売る方法わかりませんか」と言ってきて、私かつては営業職だったので営業のやり方を伝授してきたんです。説明してきたのは「こんなに美味しい葡萄だったらパッケージちょっと綺麗にして贈答品で使ってもら

えばいいじゃないですか」ということ。この農家さんは葡萄があふれる地域の中で葡萄を売ろうとしていたわけですよ。そんな葡萄畑の中で葡萄が売れるわけありませんよね。で、私が言ったのは三条市の方で中小企業いっぱいあるじゃないですか。必ずお礼に行くときも謝りに行くときもお中元もお歳暮も何か物を送るわけですよ。しかも地元の物を遠方の方に送るということは非常に合っているということです。これは私の業務外という心配があったので、市の方に相談したのですが、農家さんが儲かるということは障がい者の方が働く場をつくることになると。障がい者の方が働く場をつくるという活動もしなくてはいけないので、農業の活性化も私の仕事のかなと思っております。

私の仕事は農家をもっと商売上手になってもらうための指導、これも含まれると。福祉事業所が農福連携の授産物をつくったときに、ただ店頭で来る客を待って売るのではなく、もっとルートに乗ったところに自分からおいてください、Y苑に置いてくださいとか、綺麗な花を、ブーケをやっているところであれば、結婚式場のBに持って行って、こういうものを私たちはつくっているんで使ってくださいなどと、こういう仕掛けをして、農業と福祉が儲かる仕組みをつくっていくのも私の仕事かなと思っています。農業の方は儲かればそれだけ障がい者を働く場に使ってくれるし。福祉事業所が働きに来ていればそれだけその工賃がアップすることになるんですよ。

#### 7. 助成金以後の支援：まとめにかえて

助成金があったから私たちは51件もできたんですよ。これがなかったら非常に厳しい状況だったろうと思います。その1日3,000円のお金が繋がるきっかけになってくれたんです。私ガリストにある中で連絡して、「すみませんA農家さん、実はあの、障がい者の方がお手伝いに行きたいんですけども使っ

ていただけませんか」と言って、「金どうすんだい？」って話になります。そこで助成金があれば「市の助成金がありまして、ご負担が少なく使っていただけるんですけども」とって言うと、だいたいまあ、話だけでも聞いてみようかな、ということで説明しに行って、すぐ決まっちゃうんです。その助成金がなくて、全部自分の負担で出してくださいということだったら、これね、たぶん1/5くらい。本当に理解のある農家さんじゃなとやってくださらなかったような気がするんですね。何もない中でくっつけようとするときのきっかけとして使えたかなって感じですね。

農業系の雇用の難しさということで、去年やってみたんですけども一人も就職させることができなかつたです。どんなに大きいところにアプローチしてもダメでした。新潟は特別そうなんでしょうけど冬場の仕事がないということで。人1人雇うと少なくとも年間300万円くらいかかりますよね。その300万円を現在、この農家で売り上げている作物+300万、しかもそれが粗利益です。300万儲けるためのものをやろうとするとすごく大変なんです。現在家族で、父ちゃんと母ちゃんと息子でやっているからなんとかなる人件費を決まった時期にかからないからできるけれど、もう一人300万円稼ぎだそうとすると農業では非常に厳しいんです。ものすごく上手くやる農家さんもありますけれども、なかなか稀です。そんな中で人を雇ってくださいというのはなかなか難しかったです。現在、年に入って1件雇用が決まりそうところがあるとは思いますが、ようやく1件というところで、非常に厳しい。全国から農福連携を取り組んでいる先輩とかに来てもらって話を訊いているんですけども、やはり全国的に厳しいと言っています。

農福連携を進めるには地域ごと、佐渡には佐渡のやり方で、新潟市には新潟市のやり方での新たな仕掛けが必要なんです。関西の事

例をここでやろうとしてもできないのです。参考にはするのですが、地域ごとでやり方を考えなくてはならない。五泉市でやるのであれば五泉市のやり方を考えなくてはならない。五泉市は新潟市より雪が多いので、新潟市と同じやり方はできないわけです。得意な作物もみんな違います。それぞれの場所でその時勢を土地柄に合った方法を誰かが考えてやっていかななくては厳しいというのが現状です。田んぼがあるんだけど、もう75歳だし、もう人に預けたいというところが、佐渡もそうですし、新潟市もそうなんですけれども、いっぱいいらっしゃるんです。もう自分たちは歳で、自分たちではできないから人に委託しようと。障がい者に委託してもらって、委託契約で。でもこの人たち素人だからこのDさん（委託した側の農家さん）には一応監修してもらいます。それで、この人機械を持っています。コンバインとか田植え機とか持っていますから、それはもちろん自分の家の仕事なんだからもちろん提供してもらって、肉体労働の部分だけここでやると。そうすると、この農家さんは、この仕事はもうやめようかと思っていたけれど、5年先、10年先まで農業を延伸できるメリットがあります。耕作放棄地にするとお金をとられます。でもそれをしないで、ここで作物をつくって収益を上げながら、自分（農家さん）は体を使わず、指導の立場で動くというような、そういった仕組みをつくっていくことが大事なのかなと思います。

助成金は2年間っていう期限があるんですね。1農家につき2年間。それが終わった時には、「はい、さようなら」というのはあまりに悲しすぎるので、何か助成金がなくても繋がっていけるような仕組みをつくっていかなくてはならないと思って今年4月からやっているわけで、それがこういうものです。それぞれの地域に合った農家に合った、それぞれの福祉施設、農家の組み合わせの中

でできる何かを探していく、そしてお互いメリットが出ることを提案して、実践してもらって、助成金が無くても太いパイプのまま残ってもらおう。そうするとこれをやることで農家さんにメリットがありますから、福祉事業所とずっと繋がってきたいと思うわけですよ。そうすると忙しいときにお金払って労働力として来てくださいというようになっていくし、商品が利益を生んでくれることもあるので、利益の分だけあなたの施設で使うから工賃の分だけ働きにきてね、というところもあるし。ということで、当面は「仕掛けをつくっていく」これが助成金制度後の対策になります。

## 文献

- 1) 新潟市ホームページ 新潟市農林水産部 ニューフードバレー特区課. 「新潟市革新的農業実践特区」. <<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/kokkatokku/tokku/index.files/tokku-pamohlet1.pdf>> 閲覧日2016年12月1日.

## 注

- 1) 「みつばち」とは、新潟市の障がい者雇用企業ネットワークで、企業の中の障がい者を雇用している、または障がい者を雇用しようと考えている人たちの集まりである。「みつばち」の中にはパン屋、給食やってる企業、店舗を持っている方もいる。

## 謝辞

本研究は、平成27年度採択科学研究費助成事業若手研究（B）「障害者雇用を可能にする総合的支援システム構築とコーディネーター役割の理論化」（代表：海老田大五朗）の成果の一部である。インタビューの文字お

こしを手伝いいただいた長岡舞氏に感謝申し上げます。また、インタビューに協力いただいた菊池雅幸氏と、本稿を添削いただいた新潟市役所福祉部障がい福祉課員に記して感謝の意を表したい。

# 平成27年度新潟青陵学会定例総会 議事録

1. 日 時：平成28年3月10日（木）17:00～17:30

らえないと広報できないということで、この時期になっていた経緯がある。

2. 場 所：新潟青陵大学 5号館 5301大講義室

正会員数115名のうち、出席者58名、委任状25名で、合計83名で正会員の過半数であることが確認され、議事に入った。

(3) 第三号議案 平成28年度収支予算について

平川理事より資料にそって報告があった。拍手をもって承認された。

## 3. 議事の経過および結果

司会：碓井理事

(4) 第四号議案 会則の変更について（第3条の三）

鈴木会長代行より資料に沿って説明があった。拍手をもって承認された。

### 1) 会長挨拶

諫山学長より挨拶があった。

### 2) 議長選出

浅見直教授が選出された。

(5) 第五号議案 著作権譲渡について

中平理事より資料に沿って説明があった。拍手をもって承認された。

### 3) 審議事項

(1) 第一号議案 平成26年度事業報告について

平川理事より資料にそって報告があった。質疑応答後に、拍手をもって承認された。

#### 【質疑応答】

- 卒業生に対して一般会員への移行を推進したとあるが、何名ほど会員になったか。
- ▶ 今のところ、なかなか結果は出ない。今後、より推進していくつもりである。

(2) 第二号議案 平成28年度事業計画(案)について

平川理事より資料にそって報告があった。質疑応答後に、拍手をもって承認された。

#### 【質疑応答】

- 学位取得者による研究報告会の参加は、外部の学会会員も可能か。
- ▶ 参加可能である。
- 参加しやすくするために、日時の案内を早めに教えてもらえないか。また、ホームページ上にアップするなどを検討してもらえないか。
- ▶ 学位取得者についての情報を早めにも

### 4) 報告事項

(1) 新年度役員紹介について

看護学部：渡邊タミ子、斎藤まさ子、池田かよ子、中平浩人  
福祉心理学部：平川毅彦、荒木重嗣、碓井真史、齋藤智

(2) 第9回新潟青陵学会学術集会準備状況  
本間昭子学術集会長より、進捗状況についての説明があった。

「子どもの貧困」をテーマにすること、基調講演をお願いしたいが、その分野に著明な方々はひっぱりだこであり、現在交渉中であること、基調講演とシンポジウムの中にポスターセッションを入れること、シンポジウムは新潟県という地域の特性を踏まえて進めている事などの話があった。

### 5) 閉会

以上

# 平成27年度事業報告

平成27年4月1日～平成28年3月10日まで

## I 学術集会・講演会・講習会の実施

### 1. 新潟青陵学会第8回学術集会

第8回新潟青陵学会学術集会を平成27年11月7日(土)に「エンド・オブ・ライフ」-残された時間をどうケアするか-というテーマで開催した。

今回の基調講演では東京都健康長寿医療センター研究所の島田千穂先生より、より良い看取りケアを実践するための考え方や手法、そして「どう生きるか」を大切に、最後まで生ききる手伝いをするための援助技術、つまり人生を見送る技術を使うことが必要であることが主な内容であった。会場からの声では「福祉の視点からの終末期、看取りケアが新鮮だった」「日頃の業務にリンクしていて、自分の中に話がスッと入ってきた」等のアンケート内容であった。

ポスターセッションでは、テーマに捉われず医療・福祉の各研究報告があった。それぞれの領域からの報告は有意義な内容であった。しかし、報告内容を楽しみにして来場したにもかかわらず、場所の広さや設定に関して「よく聞き取れなかった」「込みすぎていて報告の場に近づけなかった」という声があり参加者数と場所、報告者の声の響きなど様々な要素を勘案してより聞きやすい場所の設定が課題として残った。

シンポジウムでは、病院・福祉施設における看取りの取り組み、福祉施設における職員に対するグリーフケアの実践事例、病院の緩和ケアチームにおける臨床心理士の役割等、医療・福祉・心理の現場の方々が見取りケアの実践についての報告があった。看取りから死後のグリーフケアまでをそれぞれの立場で積極的に取り組んでいる様子が手に取るように理解できる報告であった。

なお、学術集会には、学会員(正会員57

名、学生会員208名)、会員外65名、総計330名の参加者があり、今回の学術集会のテーマが、日本の現状にタイムリーであったのか会員外の参加者が若干増加した。

### 2. 学位取得者等による研究報告

平成28年3月23日(水)午後4時10分から、6202講義室において下記の先生方による学位論文発表会を開催予定である。

#### ★看護学部看護学科

池田かよ子先生「日本の思春期における携帯電話の使用と抑うつ気分との関連：横断研究」

坪川トモ子先生「精神障害者の家族が精神障害者家族会の会員間で経験したピアサポートの内容」

小島さやか先生「男性看護師のワーク・ライフ・バランスの現状と課題－笑顔で子育て、いきいき仕事－」

## II 学会誌の編集・発行 研究・調査等の推進

新潟青陵学会誌第8巻第1号を平成27年9月に、第8巻第2号を平成27年11月に、第8巻第3号を平成28年3月にそれぞれ発行した。研究・調査等の推進を、学術集会での発表、参加者との交流、学会誌への投稿・掲載、及び新潟青陵大学機関リポジトリでの掲載論文の公開等を通じて、研究団体としての成果を社会へ還元した。

## III 学生会員に対する業務

新入生を対象とした学会オリエンテーションを実施し、学生会員に学会誌を配布し、学術集会・学会誌等への研究発表の場を提供した。卒業生に対して一般会員への移行を推進した。

## IV その他、本会の目的達成に必要な事業

学会ホームページにより、学術集会活動の情報提供を随時行った。

# 平成28年度事業計画(案)

平成28年4月1日～平成29年3月31日まで

## I 学術集会・講演会・講習会の実施

1. 第9回学術集会を平成28年11月5日(土)に開催する。
  - 1) 研究者としての研鑽と研究成果の発表の場と参加者との相互交流の場を提供する。
  - 2) 卒業生との連携研究および情報提供の場とする。研究活動支援と学会活動情報を提供し、会員と卒業生の連携をすすめる。
2. 学位取得者等による研究報告会を開催し、研究者・専門職としての質の向上を図る。

## II 学会誌の編集・発行

学会誌を年度内に2回(9月・3月)発行し、研究者としての研鑽と研究成果の発表の場を提供する。学会誌への投稿・掲載等を通じて、研究団体としての成果を社会へ還元する。

## III 学生会員に対する業務

1. 新入生を対象とした学会オリエンテーションを実施する。
2. 卒業生に対して一般会員への移行を推進する。
3. 学生会員に学会誌を配布する。
4. 学術集会・学会誌等への研究発表の場を提供する。

## IV その他、本会の目的達成に必要な事業

学会ホームページにより、学会活動の情報提供を随時行う。

# 平成28年度新潟青陵学会臨時総会 議事録

1. 日 時：平成28年11月5日（土）12:10～12:30

2. 場 所：新潟青陵大学 5号館 5301大講義室

正会員数112名のうち、出席者47名、委任状33名で、合計80名で正会員の過半数であることが確認され議事に入った。

## 3. 議事の経過および結果

司会：碓井理事

### 1) 会長挨拶

諫山学会長より挨拶があった。

### 2) 議長選出

中村悦子教授が選出された。

### 3) 審議事項

#### (1) 第一号議案 平成27年度収支決算

平川理事より資料にそって報告があった。

この報告に対し、学会員からの質問や意見はなく承認された。

#### (2) 第二号議案 第10回新潟青陵学会学術集会会長

鈴木会長代行より第10回学術集会会長は臨床心理学研究科の本間恵美子教授が推薦されたと報告があった。

この報告に対し、学会員からの質問や意見はなく承認された。

### 4) 報告事項

#### (1) 平成28年度学会事業中間報告

①新潟青陵学会誌第9巻第1号の刊行について

中平理事より、平成29年3月に刊行される旨の報告があった。

#### ②平成28年度予算の見直しについて

平川理事より、学会運営のため会費の値上げを含めた予算の見直しを検討しており、3月の総会で案を提出する旨の説明があった。

#### (2) 研究報告会について

碓井理事より、平成28年3月23日の報告会で、看護学科の池田かよ子教授、坪川トモ子准教授、小島さやか助手の3名が報告したこと、さらに今年度は卒業式の後頃を予定しているとの報告があった。

#### (3) その他

なし

## 4. 第10回新潟青陵学会学術集会会長挨拶

本間恵美子教授の挨拶があった。

## 5. 閉会

以上

# 新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

(発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員の執筆による論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

(発行の体裁)

第2条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

(掲載制限)

第3条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

(原稿の種類および内容)

2 他誌に発表された原稿（投稿中および印刷中も含む）の投稿は認めない。

第4条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告および資料とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

- 一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状况を概説したり考察したりしたもの
- 二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文
- 三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの  
(実践報告、事例報告、または、調査報告等を含む)

四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

2 新潟青陵学会誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

(投稿手続)

第5条 原稿は、次の各号により構成する。

- 一、和文要旨（資料をのぞく）・キーワード
- 二、英文要旨（資料をのぞく）・キーワード
- 三、本文（タイトル、付記等、注・文献を含む）
- 四、図、表および写真

2 前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

3 研究等の計画が倫理審査を受ける必要があるか否かを、いずれかの倫理審査委員会に確認し、その結果をカバーシートに記載する。倫理審査の必要性がある研究等は、本文の「方法」の項に倫理的配慮を記載する。また、承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。

4 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を角形2号封筒（投稿者の氏名を記載する。）に封入して、編集委員会において定める提出先に持参、または、郵送する。

- 一、カバーシート（様式1） 1部
- 二、原稿 2部
- 三、投稿論文チェックリスト（様式2） 1部
- 四、誓約書および著作権譲渡同意書（様式3） 1部

- 5 前項第二号に規定する原稿には、投稿者の氏名を記載しない。
- 6 第4条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

(編集手続)

第6条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

- 一、前条第2項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局に到着した日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。
- 二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第7条第3項および4項を遵守しているかどうか確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。
- 三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。
- 四、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。
- 五、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等のデータを電磁的に記録した電子媒体を遅滞なく提出しなければならない。
- 六、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

(原稿の執筆)

第7条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

- 一、原稿は、和文または英文により、ワードプロセッサを用いて作成する。
- 二、原稿(図、表および写真を除く)の形式は、すべてA4版の用紙に、10ポイント横書きで印字するものとする。
- 三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。文献・注・付記の書式もこれに準ずる。
- 四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、11枚以内とする。
- 五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。
- 六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う(全角英数字。「」は全角スペース、「□」は文字を示す)。
  - I □□□□□ (章)
  - (1行アキ)
  1. □□□□□ (節)
  - 1) □□□□□ (項)
  - (1) □□□□□
  - ① □□□□□
- 七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

八、図および写真は、直接に製版可能な明瞭かつ鮮明なもの（電磁的データによるものが望ましい。）とし、モノクロ製版を原則とする。カラー製版を希望する場合は、モノクロ製版とした場合の差額は投稿者の負担とする。

九、文献および注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。

十、文献の記載は、本文の最後に引用順に一括する（原則「バンクーバー方式」に準ずる）。

- ① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『,他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。
- ② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に<sup>1)</sup>, <sup>1-5)</sup>, <sup>1,3-5)</sup>のように、片括弧を付した算用数字を記入する。
- ③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。
- ④ 注・文献における表記は、原則として次の様式に従う。

雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 巻(号): 頁-頁.

- 1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本勉生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.
- 2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.
- 4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しっかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

- 6) 厚生労働省. 平成24年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.  
<[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03\\_h24.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03_h24.html)>.  
2014年8月31日.

十一、注の記載は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

- ① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1), 注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。
- ② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十二、付記の取扱いは、次の例による。

- ① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。
- ② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。

十三、本誌ではダブル・ブライント制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

- ① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測され

にくいように配慮する。

- ② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。
- ③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十四、カバーシートには、次の内容を記載する。

- ① 論文の表題（和文および英文）
- ② 欄外見出し（和文および英文）
- ③ 著者名（和文およびローマ字）
- ④ 所属機関名
- ⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）
- ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
- ⑦ 希望する原稿の種類
- ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
- ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ⑩ 英文校閲を証明するサイン
- ⑪ 倫理審査の必要性の有無

十五、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190 words））。

（著者校正）

第8条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第9条 掲載論文等1編につき抜刷50部を配付する。ただし、50部を超える分については執筆者がその費用を負担しなければならない。カラー製版等の特別な技術を必要とする場合も同様とする。

（著作権等）

第10条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に帰属する。

2 前項の著作権とは以下を指す。

- 一、コピーを作ることに関する権利として、「複製権」
- 二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」
- 三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」
- 四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の創作権」、「二次的著作物の利用権」は含まない。

（規程の改正）

第11条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

(様式1)

新潟青陵学会誌(Journal of Niigata Seiryō Academic Society)投稿論文カバーシート

論文番号(事務局にて記載)		原稿受付月日(事務局にて記載)	20 年 月 日
論文の表題			
Title			
欄外見出し			
Running Title			
著書名 1. 2. 3.	所属機関名(大学の場合は学部学科まで記載してください) 1. 2. 3.		
Authors 1. 2. 3.	Affiliation 1. 2. 3.		
キーワード (5語以内)			
Keywords			
原稿(本文)	■枚数( ) ■図の数( ) ■表の数( ) ■写真の数( )		
原稿の種類	■総説( ) ■原著( ) ■研究報告( ) ■資料( )		
抜刷希望数	( )部 ※無料分50部を除く。		
連絡者 ※第一執筆 者であるこ とが望まし い	(氏名) (住所)〒  (電話番号) (電子メール)		
英文校閲 <sup>1)</sup> Revision of English	サイン(sign) ※校閲者による自署のこと。校閲を証明する書類の添付にかえることも可。		
倫理審査の 必要性	必要有・必要無のいずれかに○を付けてください。	必要有	必要無

1)本文が日本語の論文は、校閲対象をTitle, Running Title, keywordsおよびAbstractとする。

(様式2)

## 投稿論文等チェックリスト

\* 投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で印字している。
- 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- 9. 文献の記載は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 10. 和文要旨400字程度、英文要旨200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- 11. 英文要旨と和文要旨の内容は、一致している。
- 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
  - ① 論文の表題（和文および英文）
  - ② 欄外見出し（和文および英文）
  - ③ 著者名（和文およびローマ字）
  - ④ 所属機関名
  - ⑤ キーワード（日本語および英文でそれぞれ5語以内）
  - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
  - ⑦ 希望する原稿の種類
  - ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
  - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- 13. 次の書類等が、揃っている。
  - ① 原稿：2部
  - ② カバーシート：1部
  - ③ 投稿論文チェックリスト：1部
  - ④ 誓約書および著作権譲渡同意書：1部
- 14. 上記書類等を封入する角形2号封筒には、投稿者の氏名を記載している。

以上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

平成 年 月 日（第一執筆者氏名）

(様式3)

新潟青陵学会  
会長 諫山 正 様

年 月 日

【誓約書】

投稿論文は、その内容を他誌に掲載・投稿していないことを誓約致します。

【著作権譲渡同意書】

私は論文等を新潟青陵学会に提出するに際し、「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程第10条 著作権等」に同意の上、その論文等にかかる著作権を本会に譲渡することに同意します。

また譲渡後、当該論文等が電子データベース「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリ」に登録され、インターネットにより配信されることにも併せて同意します。

論文名：

論文種類：〔総説 原著 研究報告 資料 その他〕

著者 著者全員、署名・捺印のこと

\*但し、自書の場合は捺印不要

1. (筆頭者)	印	6.	印
2.	印	7.	印
3.	印	8.	印
4.	印	9.	印
5.	印	10.	印

筆頭者氏名：

住所：

所属施設

\*用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

# CONTENTS

## Review Article

- Some thoughts concerning presumption of innocence  
—In light of human rights law—  
Yoshika Satomi····· ( 1 )

## Original Articles

- In cases of hikikomori, psychosocial process from stage of initial recontact with  
society to decision to find a job  
Masako Saito, Emiko Honma, Mamoru Naito  
Seiko Tanabe, Sato Toru, Rie Kobayashi····· (11)
- A Research Study on the Psychosocial Process of Disability Acceptance of the  
People with Development Disabilities  
Keiko Nakamura····· (21)

## Reports

- The Design of Sewing Machine which the Disabled Can Use  
—The Design as collaborated practices—  
Daigoro Ebita, Takahiro Sato, Ryuko Fujise····· (33)
- An Analysis of Five-Year-Old Children's Ability to Sing Japanese Children's  
Songs from Short-Term Memory  
Yuko Watanabe····· (45)
- The Effects and Problems of Public Health Nursing Exercises Incorporating Case  
Methods  
Michiko Watanabe, Seiko Tanabe,  
Asako Izu, Tomoko Tsubokawa····· (53)
- Factors increasing nursing students' satisfaction with practical training in the  
perioperative period,  
with a focus on the relationship between training situations and the guidance of  
perioperative nurses and teachers  
Sayaka Kojima, Yuko Kobayashi, Mayumi Hokari,  
Rie Kobayashi, Rie Shimizu····· (63)

## Documents

- Coordinates for Agriculture and Social Welfare Linkage:  
Interview at Agri-Support Center for the Disabled People in Niigata City  
Daigoro Ebita····· (73)

# 平成28年度 新潟青陵学会役員

会 長 諫山 正

会長代行 鈴木 宏

理 事 総務担当：平川 毅彦、斎藤まさ子 研究報告会担当：碓井 真史、渡邊タミ子

広報担当：荒木 重嗣 学会誌編集担当：中平 浩人、池田かよ子、齋藤 智

監 事 眞壁 伍郎、栗林 克礼

事 務 小松原由美子、池宮真由美

本誌第9巻に掲載された論文の査読には、下記の諸先生にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。(五十音順・敬称略)

浅田 剛正	荒木 重嗣	池田かよ子	碓井 真史	柄澤 清美
齋藤 智	佐藤 朗子	佐藤 亨	菅原真優美	中平 浩人
中野 啓明	平川 毅彦	本間恵美子	眞壁あさみ	横谷 謙次

## 編集後記

街路樹の木々も芽吹き始め、桜の開花便りが楽しみな季節となりました。昨年12月には糸魚川大火があり、市民の方々は大きな悲しみに暮れました。被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げますとともに、復旧、復興が進むようお祈りいたします。

◇

新潟青陵学会誌第9巻第1号をお届けします。ご投稿くださった会員の皆様、並びにご多用のなか査読の労をお執り頂きました皆様に感謝申し上げます。

本誌第9巻第1号はご投稿頂いた8編(総説1編、原著2編、研究報告4編、資料1編)すべて採択させていただきました。内容は看護、福祉、保育、教育と、多くの領域から研究成果をお寄せいただきまして、無事に発行することができました。

本会の会誌について過去の発行状況を振り返ってみますと、会則では原則年1回発行となっていますが、第3巻から第1号、第2号、そして第4巻以降

は第3号と年3回の発行を重ねております。これもひとえに学会員の皆様の研究活動のご努力と感謝しております。ただ、第9巻第1号については投稿数が1編ということで残念ながら発行に至らず、第9巻第2号と合併する形となりました。本会誌は、改めて申し上げるまでもありませんが、学会員がそれぞれ専門分野における知見を結集させ、その研究成果を広く社会に公表する場となっています。今後も学会員の皆様におかれましては、日頃の研究活動の成果を積極的にご投稿くださることをお待ちしております。

平成29年度に新潟青陵学会学術集会は第10回を迎えます。また、新潟青陵大学の新校舎も完成いたします。一つの節目として酉(鳥)年にあやかって大きく羽ばたいていくことを期待したいと思います。

池田かよ子

---

## 新潟青陵学会誌 第9巻第1号

平成29年3月7日 印刷

平成29年3月15日 発行(非売品)

発行者 〒951-8121 新潟青陵学会(会長 諫山 正)  
新潟県新潟市中央区水道町1-5939  
TEL 025(266)0127  
FAX 025(267)0053  
<http://www.n-seiryu.ac.jp/gakkai/>

印刷所 〒950-0134 新潟県新潟市江南区曙町3丁目14-20  
野崎印刷株式会社

TEL 025(382)7115  
FAX 025(382)7118  
E-mail [info@nozaki-print.com](mailto:info@nozaki-print.com)

---

ISSN 1883-759X

Vol.9, No.1

JOURNAL OF  
NIIGATA SEIRYO  
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY